

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【事業年度】	第17期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
【会社名】	株式会社スタートライン
【英訳名】	Startline CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西村 賢治
【本店の所在の場所】	東京都三鷹市上連雀一丁目12番17号
【電話番号】	(050) 5893-8926 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 井上 剛
【最寄りの連絡場所】	東京都三鷹市上連雀一丁目12番17号
【電話番号】	(050) 5893-8926 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 井上 剛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1)連結経営指標等

回次	第15期
決算年月	2024年3月
売上高 (千円)	3,606,643
経常利益 (千円)	71,541
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	40,896
包括利益 (千円)	37,703
純資産額 (千円)	582,118
総資産額 (千円)	4,809,834
1株当たり純資産額 (円)	231.73
1株当たり当期純利益 (円)	16.95
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-
自己資本比率 (%)	12.1
自己資本利益率 (%)	8.7
株価収益率 (倍)	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	393,946
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	417,575
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	695,753
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,198,045
従業員数 (人)	306
(外、平均臨時雇用者数)	(29)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、第15期は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
2. 株価収益率については、第15期は非上場であるため記載しておりません。
3. 第15期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
4. 当社は2025年1月1日付で連結子会社であった株式会社スタートライン・プラネットを吸収合併したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、第16期より連結財務諸表を作成しておりません。このため、第16期以降の連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 従業員は就業人員であり、契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高 (千円)	2,553,881	3,226,630	3,606,229	4,470,909	5,599,179
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	122,327	147,171	79,613	228,993	374,351
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	218,806	82,285	32,866	144,079	433,386
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	207,660	207,660	299,960	299,960	657,435
発行済株式総数 (株)	237,000	2,370,000	2,512,000	2,512,000	4,131,000
純資産額 (千円)	284,443	366,729	588,999	733,079	1,881,415
総資産額 (千円)	3,284,792	3,915,470	4,818,318	5,637,140	8,217,154
1株当たり純資産額 (円)	1,200.18	154.73	234.47	291.83	455.44
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	977.14	34.72	13.62	57.36	146.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	139.35
自己資本比率 (%)	8.7	9.4	12.2	13.0	22.9
自己資本利益率 (%)	-	25.3	6.8	21.8	33.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	467,808	686,088
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	862,645	1,515,522
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	418,191	1,940,251
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	1,216,455	2,327,272
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	249 (21)	246 (25)	305 (29)	375 (48)	420 (48)
株主総利回り (%) (比較指標：-) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	1,209
最低株価 (円)	-	-	-	-	485

- (注) 1. 第13期においては、当期より本格進出したIBUKI関西エリアにおける当社営業職スタッフの充足が遅れ成約数が不足したことで売上高の計画を大きく下回ったことにより、経常損失を計上しております。また、当期純損失は経常損失の計上理由に加えて、税効果会計の会社分類変更による影響を受けております。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、2022年11月25日を効力発生日として普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、第13期については1株当たり当期純損失であるため、また、第14期から第16期については当社株式は非上場であるため、期中平均株価

が把握できませんので、記載しておりません。また、当社は、2025年12月22日東京証券取引所グロース市場に上場したため、第17期については新規上場日から当事業年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

5. 第13期の自己資本利益率は、当期純損失であるため、記載しておりません。
6. 株価収益率については、第13期から第16期は当社株式は非上場であるため記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 第13期、第14期及び第15期は連結財務諸表を作成しておりますので、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
10. 第15期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。  
なお、第13期及び第14期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。
11. 2025年12月22日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第13期から第17期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
12. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。  
なお、2025年12月22日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

## 2【沿革】

年 月	事業の変遷
2009年12月	障害者雇用における通勤の課題を解決すべく、株式会社スタートライン設立（資本金15万円 本店神奈川県横浜市神奈川区）
2009年12月	サテライトオフィスを活用した障害者雇用支援サービスを開始し、「障害者向けサテライトオフィスサービス（現 INCLU）」の第1号店である八王子センターを東京都八王子市に開設
2010年4月	本店所在地を神奈川県横浜市神奈川区から、東京都八王子市へ移転
2013年12月	資本金を3,000万円に増資
2014年4月	研究開発機関として障がい者雇用研究室（現 CBSヒューマンサポート研究所）を発足
2015年5月	労働者派遣事業許可証（派13-305964）取得
2017年8月	屋内農園を活用した障害者雇用支援サービス「屋内農園型障害者雇用支援サービスIBUKI」を開始し、第1号店であるIBUKI YOKOHAMA FARMを神奈川県横浜市鶴見区に開設
2017年10月	有料職業紹介事業許可証（13-ユ-306718（本社・関西事業所））取得
2018年2月	一般社団法人日本テレワーク協会主催の「第18回テレワーク推進賞」において、「障害者向けサテライトオフィスサービス（現 INCLU）」が優秀賞を受賞
2018年11月	本店所在地を東京都八王子市から、東京都三鷹市へ移転
2018年11月	「企業向けカスタマイズ研修サービス」を開始
2019年3月	資本金を1億円に増資
2019年7月	プライバシーマーク取得
2019年10月	営業エリアの拡大のため、大阪府大阪市北区に関西事業所開設
2020年10月	古物商許可証（三鷹20-056114）取得
2021年2月	障害者雇用支援の実績・ノウハウをもとに、障害者福祉事業である就労移行支援事業に参入
2021年4月	資本金を1億2,316万円（資本準備金2,316万円）に増資
2021年5月	株式会社プラネットと合弁会社、株式会社スタートライン・プラネットを設立
2022年3月	資本金を2億766万円（資本準備金1億766万円）に増資
2022年4月	「ロースタリー型障害者雇用支援サービスBYSN」を開始
2023年1月	「認知能力改善支援システム」の特許取得（特許番号：第7219377号）
2023年6月	「情報処理システム、情報処理システムの制御方法、及びプログラム並びに記録媒体」の特許取得（特許番号：第7295363号）
2023年9月	「障害者雇用支援サービス サポート付きサテライトオフィスINCLU ONE」の開始
2023年12月	資本金を2億9,996万円（資本準備金1億9,996万円）に増資
2024年3月	株式会社スタートライン・プラネットの株式追加取得に伴い100%連結子会社化
2024年6月	「障害者雇用支援サービスTASKI」を開始
2025年1月	100%連結子会社である株式会社スタートライン・プラネットを吸収合併
2025年1月	障害者福祉事業である就労定着支援事業を開始
2025年4月	株式会社WOWOWコミュニケーションズと、応対品質向上型障害者雇用支援サービス「RESQWO」を共同開発し、サービス開始
2025年5月	障害福祉サービスの1つである就労継続支援B型事業「GOOD THE GOOD」における指定通知書（福障障政第502号）取得
2025年10月	障害者福祉事業である就労選択支援事業を開始
2025年12月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2026年1月	茨城県牛久市に複合型サービス拠点「Diverse Village USHIKU」を開設
2026年2月	厚生労働省東京労働局より「障害者雇用援助事業者」に認定

### 3【事業の内容】

#### 企業理念

当社の企業理念は創業以来「関わるすべての人に働く喜びを」でしたが、見直しを行い2022年4月より「自分をおもいやり、人をおもいやり、その先をおもいやる。」としております。言葉の編集は行いましたが、軸となる考え、当社が大事にすることは変わっておりません。当社は創業時より「一人でも多くの方が、自分らしく生き、喜びを実感できる社会の実現」を目指し、その中の一つの方法として障害者の「雇用支援」と「就労支援」にフォーカスし、障害者の働き方、新しい職域開発、働く場所の創出、継続的な支援に取り組んできました。その考えや想いは今も変わりません。しかし、当社の知見や支援力、提供するサービスは、障害者の雇用に限って有効に作用するものではなく、もっと多くの人役に立てることが、事業を行っていく中で分かってきました。そのため、今までフォーカスしてきた障害者の雇用支援、就労支援の枠を超え、新たな領域へ踏み出し、「一人でも多くの方が、自分らしく生き、喜びを実感できる社会の実現」へさらに近づくため、当社の基盤となる企業理念を、より本質的な言葉に置き換えました。

## PHILOSOPHY

「自分をおもいやり、  
人をおもいやり、  
その先をおもいやる。」

私たちの挑戦は  
多様な人々が共存する時間の中で  
一人でも多くの方が  
自身の可能性に気づき、成長し、活躍しながら  
自分らしく生きていくと  
実感できる社会を実現することです。

そのために掲げた言葉はただひとつ、“おもいやり”です。  
私たちが考えるおもいやりとは  
可能性を見つけ出す観察力、未来を描く想像力、形にする行動力  
可能性を可能に変えていく技術力  
そして関わる責任。  
そのすべてが、おもいやりという言葉に凝縮されています。

スタートラインは  
おもいやりを原動力に  
誰もが自分らしく生きる社会を  
創造し続けます。

## 事業の概要

## a. 事業の特徴

「障害者」×「働く」をワンストップで支援

誰もが自分らしく生きる社会を目指す中で、現在の当社は「障害者」の「働く」に焦点を当て、事業を展開しております。一人でも多くの障害者が、自分にあった働き方や職種を選べることで、自分らしく働き、「働く喜び」を実感できる状態を目指しております。

『障害者は、企業からもっと必要とされる人材になれる。』

人手不足に関わらず、雇用率があるから仕方なく障害者雇用を行う企業が、まだ多く存在します。既に企業で活躍している障害者の方が存在する一方で、仕組みや環境の未整備、支援不足によって、自分の能力を發揮できない障害者の方も多くいます。そのような働きづらさを感じる障害者が、自分らしく働くことができると実感できるようになるための当社なりのやり方があります。



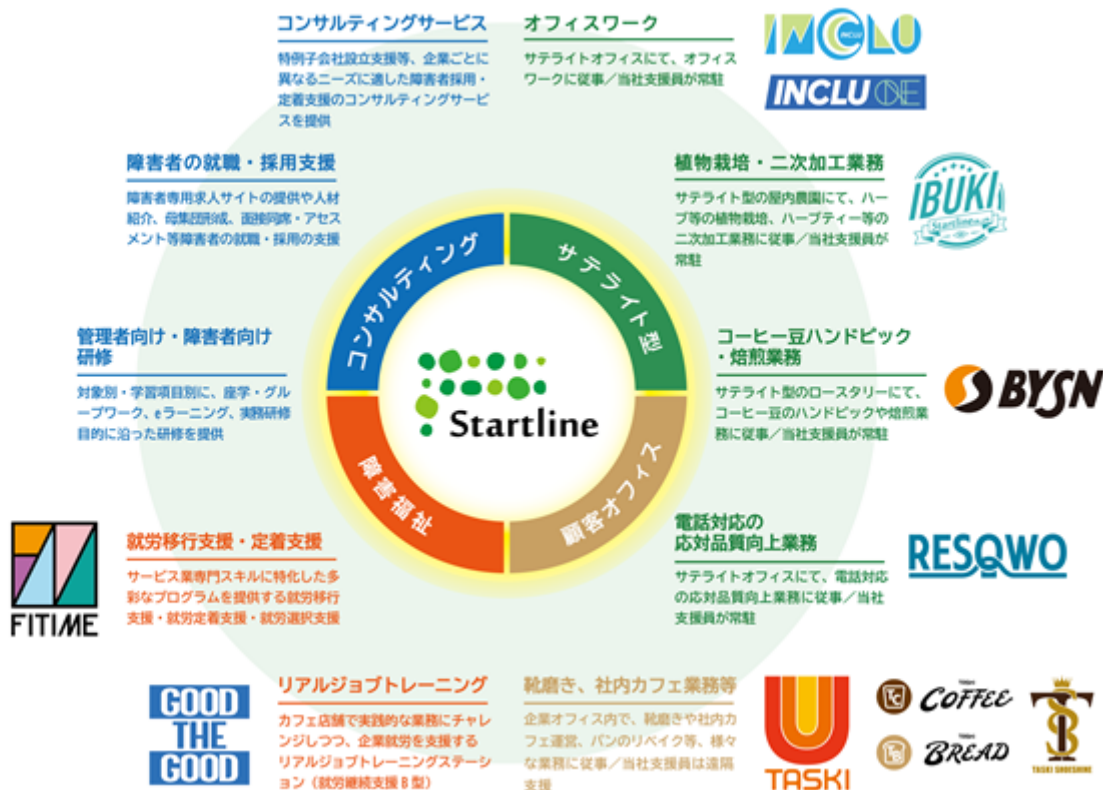
なお、当社のセグメントは、「障害者雇用支援サービス事業」「障害者福祉事業」に分けられますが、厚生労働省が定める障害者雇用率制度に則り、障害者雇用に課題を持つ民間企業等を対象として、経営資源の大半を「障害者雇用支援サービス事業」に集中して配分しております。各事業セグメント別のサービスの概要については、以下表及びサービスラインナップをご参照ください。なお、2026年3月期の全売上に占める構成比は、障害者雇用支援サービス事業が99.3%、障害者福祉事業が0.7%です。

当社のサービスは、科学的根拠のある「支援力」をベースに、コーヒー焙煎や植物栽培業務など、新たな付加価値を付けた業務を開発し、障害者雇用・就労における、様々な選択肢（サービス）を提供しております。障害者の雇用場所も「サテライト型」「顧客オフィス」の双方に対応し、顧客ごとの課題に応じたコンサルティングサービス、その他障害者福祉サービス等、ワンストップトータルソリューションを提供しております。

事業セグメント	サービス種別	サービス名	特徴	マネタイズ先	主な支援対象者	収益モデル	契約期間
障害者雇用支援サービス事業	当社の拠点を利用したパッケージサービス	ロースタリー型障害者雇用支援サービス BYSN	障害者雇用を行う企業等に対して、当社アセットを活用し、コーヒーの焙煎業務を通じて、職場環境の提供、障害者の採用、訓練、職場定着、職業能力開発の支援を行うパッケージサービス	大企業を中心に、様々な規模の民間企業等	各顧客で雇用されている障害者及び管理者、人事担当者	ストック売上 物販売上 コンサル売上	原則1年間自動更新
		屋内農園型障害者雇用支援サービス IBUKI	障害者雇用を行う企業等に対して、当社アセットを活用し、屋内農園における植物栽培業務を通じて、職場環境の提供、障害者の採用、訓練、職場定着、職業能力開発の支援を行うパッケージサービス			ストック売上 物販売上 コンサル売上	

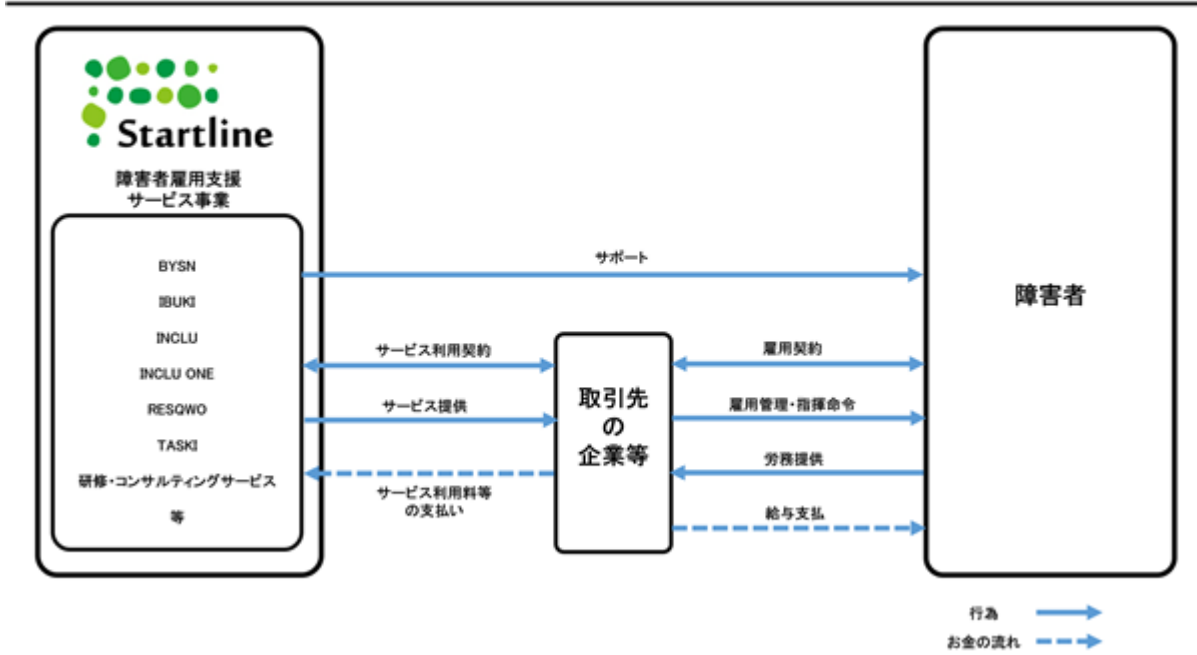
事業セグメント	サービス種別	サービス名	特徴	マネタイズ先	主な支援対象者	収益モデル	契約期間
障害者雇用支援サービス事業	当社の拠点を利用したパッケージサービス	障害者雇用支援サービスサポート付きサテライトオフィス INCLU	障害者雇用を行う企業等に対して、当社アセットを活用し、オフィスワーク業務を通じ、職場環境の提供、障害者の採用、訓練、職場定着、職業能力開発の支援を行うパッケージサービス	大企業を中心に、様々な規模の企業等	各顧客で雇用されている障害者及び管理者、人事担当者	ストック売上 コンサル売上	原則1年間自動更新
		障害者雇用支援サービスサポート付きサテライトオフィス INCLU ONE	INCLUと同じ提供内容であり、障害者1名から利用が可能。			ストック売上 コンサル売上	
		対応品質向上型障害者雇用支援サービス RESQWO	株式会社WOWOWコミュニケーションズ社と共同開発。障害者雇用を行う企業に対して、サテライトオフィスを利用して、電話対応の応対品質向上業務を通じて、職場環境の提供、障害者の採用、訓練、職場定着、職業能力開発の支援を行う障害者1名から利用可能	ユーザー向け電話が必要な企業等		ストック売上 コンサル売上	
	顧客の拠点を利用したパッケージサービス	TASKI	障害者雇用を行う企業等に対して、当該企業の事務所や施設で、社内カフェ運営や、パンのリベイク、靴磨き業務等を通して、障害者の採用、訓練、職場定着、職業能力開発の支援を行う	様々な規模の企業等	ストック売上 物販売上 コンサル売上		
	顧客ごとの課題に応じたカスタマイズサービス	研修・コンサルティングサービス	障害者雇用を行う企業等に対して、各社ごとの課題に応じた研修の提供やコンサルティングを実施		提供内容により異なる ワンタイム例 ・コンサルティング ・研修費用 ・特例子会社設立支援  ランニング例 ・定着支援 ・相談窓口	提供内容により異なる	

事業セグメント	サービス種別	サービス名	特徴	マネタイズ先	主な支援対象者	収益モデル	契約期間
障害者福祉事業	就労移行・定着・選択支援サービス	FITIME	障害者に対して企業等に就職する前の職業訓練を実施することにより、企業等への就職後も安定的に就業できる支援	行政	これから企業への就職を目指す障害者	利用者一人当たりの利用日数に応じて基本報酬が発生  条件に応じて、加算報酬等あり	一人の利用者が利用できる期間は、各サービスにより異なる。移行支援の場合は、原則2年
	就労継続支援B型	GOOD THE GOOD	国連の2017年プロジェクトゼロ賞受賞等、世界の主要な組織から評価されている海外企業と提携。就労継続支援B型にて、カフェ店舗で実践的な業務にチャレンジしつつ、一般就労を支援				一人の利用者が利用できる期間の定めはなし

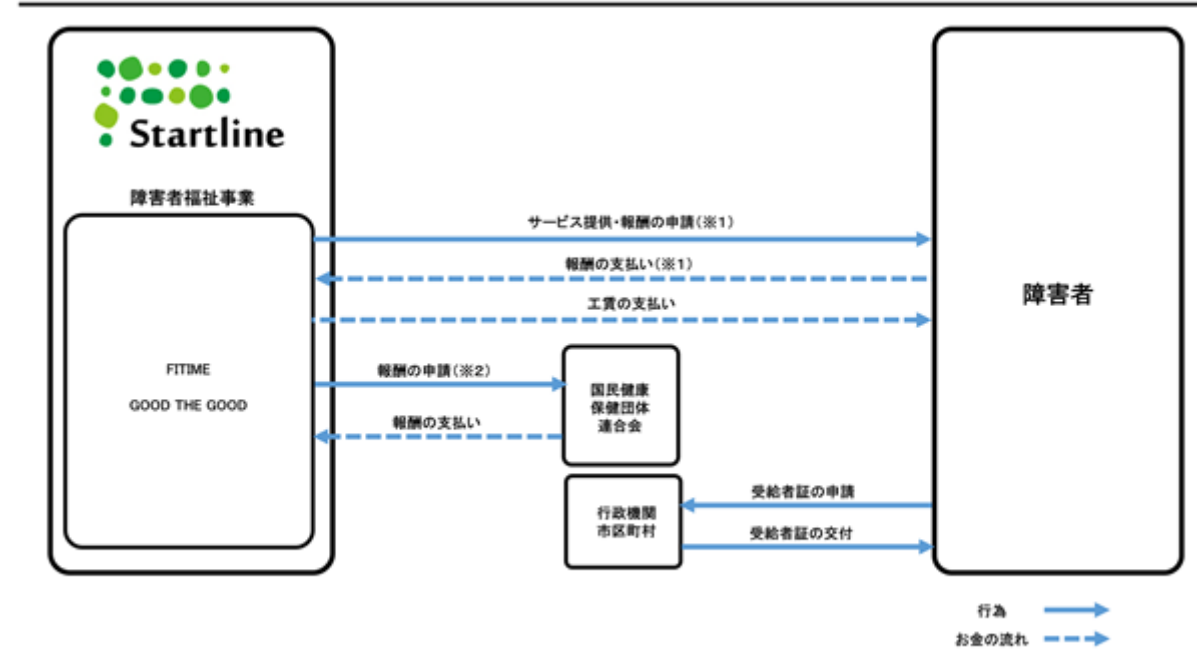


障害者雇用支援サービス事業及び障害者福祉事業における事業系統図は、以下のとおりです。

障害者雇用支援サービス事業 事業系統図



障害者福祉事業 事業系統図



(※1)顧客に該当する障害者当人の自己負担額は10%ですが、所得水準に応じて自己負担による支払いを免除されるケースがございます。  
(※2)報酬の計算方法は、障害者数×単価

b. 競争優位性と事業戦略

当社における競争優位性は、支援するチカラ「支援力」と「豊富なサービスラインナップ」です。障害者雇用の「量」と「質」の双方が重視される中、障害者及び雇用企業のニーズはますます多様化しております。その中で、当社はCBSヒューマンサポート研究所という障害者支援の研究機関を有しており、日々支援力の研究・開発・学会発表等を行っております。またその支援力を身に付けた支援員が200名以上（2026年3月末時点）おり、この支援員の中には公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、作業療法士、産業カウンセラーの有資格者も多数おります。これらの支援員が、各サービスの現場で障害者の継続的な支援を行っております。

このように、様々な民間企業等（業種、規模、社風、障害者雇用への姿勢や意欲、障害者に任せる職種等）や様々な障害者（障害種別、障害状況、年齢、性別、職業スキル、キャリアアップ志向等）の双方を継続的に支援しており、当社には様々な事例やノウハウが蓄積されます。また当社は、新たな業務のパッケージ化や既存業務の切り出しにより、多様なサービスラインナップの提供を実現しております。障害者雇用において農園型等、単一サービスのみを提供する競合他社は一定数おりますが、当社において、農園型は複数あるサービスラインナップの一つでしかなく、障害者雇用支援のワンストップソリューションを提供しているという点において特徴があります。

## 1 支援力

### 科学的根拠に基づく 障害者の職業リハビリテーション技術

社内研究開発機関を有し、職業リハビリテーション技術の研究、開発、実施。認知の障害に対する心理的アプローチや、アセスメント、模擬業務を通じたスキル向上プログラムを有し、障害者支援システムも独自開発。200名以上の支援員(2026年3月末時点)、公認心理師等の有資格者も多数。

現場を支える 支援員	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者を現場で支える当社支援員は200名以上<sup>(※)</sup></li><li>・ 公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士等の国家資格者も多数</li><li>・ 障害者雇用の現場で、2,514名の障害者、373社の企業を支援<sup>(※)</sup></li></ul>
専門支援技術の 研究・開発 研究開発機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 科学的根拠をベースに、支援技術の研究、開発、体系化</li><li>・ 大学や外部研究機関、国内外の学会と連携</li><li>・ 豊富な学会発表や共同研究の事例</li></ul>
科学的根拠に基づく 専門支援技術	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 心理的アプローチは、文脈的行動分析学がベース</li><li>・ 行動の原因と対策を文脈で理解し、科学的なアプローチする支援の体系化</li><li>・ ACT等を、支援の現場で活用</li></ul>
デジタル技術も活用 各種 プログラム開発	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の職業リハビリテーション向上を目的に独自開発</li><li>・ 障害者支援システム「Enable360」等の各種支援プログラムを独自開発</li></ul>

(※)2026年3月末時点

## 2 サービスラインナップ 独自のアイデアや 他社とのコラボを通して職域開発

コーヒー焙煎、植物栽培、ハーブティー加工、オフィスワーク、コールセンターの応対品質、パン販売、靴磨きなど雇用企業にとって新たな付加価値となる障害者の様々な業務を開発。豊富な選択肢(サービスラインナップ)から選べる状態へ。

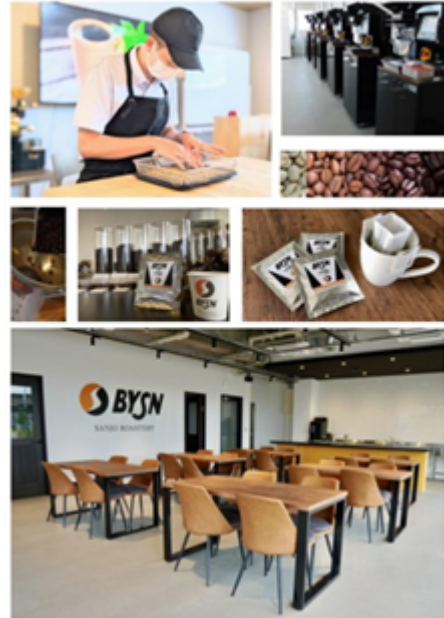
新たな業務 パッケージ化	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者の職域を開発する中で、外部の様々な業界のプロフェッショナル企業とパートナーシップを締結</li><li>・ 障害者が取り組むからこそ、付加価値が付く業務を一緒に開発し新たな業務をパッケージ化</li></ul>
既存業務 切り出し	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各企業の中にある既存業務の中から、障害者が取り組むことができる業務一覧をもとにカスタマイズ提供。</li><li>・ 障害者雇用の職域開拓の事例・実績が豊富</li></ul>

具体的なサービスの特徴

a. ロースタリー型障害者雇用支援サービス BYSN



コンセプト	コーヒー焙煎業務を通して、 障害者の職域開発とスキルアップを支援する
BYSNが 解決する 企業等の 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害者に任せる業務の創出ができない</li> <li>② 障害者を採用しても定着しない</li> <li>③ 障害者の職業スキルの向上の仕方が分からない</li> <li>④ 障害者を複数名期日までに雇用しなければいけない</li> </ul>
採用時の 特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神、発達障害者の雇用促進</li> <li>・10,000名以上の選考を実施した当社が 面接同席支援</li> <li>・500事業所以上の支援機関ネットワークで母集団形成</li> </ul>
運用時の 特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BYSN専用のカスタマイズされた安心安全なプロ仕様の 電気式焙煎機を使用</li> <li>・ブレンダーやバリスタなど専門性の高い業務へチャレンジ する機会を設け、ステップアップも支援</li> </ul>



(a) サービスの概略

BYSNは、2022年4月に新潟県三条市に第1号拠点となるBYSN SANJO ROASTERYを開設し、サービスの提供を開始いたしました。法定雇用率の引き上げに伴い、障害者雇用が拡大していく中、障害者の雇用ノウハウを持たない企業にとっては、障害者の採用や定着に加えて、障害者にどのような業務を任せるか（職域開拓）に大きな課題を感じております。このような企業が抱える障害者雇用の課題の解決策の一つとして、農園型サービスが挙げられますが、障害者の働き方や職種の選択肢を増やすことを目的として、BYSNのサービス開発がなされました。BYSNは、コーヒーの焙煎業務を通して障害者の職域開発とスキルアップを支援する障害者雇用支援サービスの一つです。利用企業に雇用された障害者は、BYSN専用のプロ仕様焙煎機で高品質なコーヒー豆を作り上げます。そのコーヒー豆から企業オリジナルブレンドコーヒーを開発し、社内で飲用されたり、ノベルティなどのプレゼントとして活用されます。また、BYSNの拠点（以下、「ロースタリー」という。）はカフェ同様の設備を有し、地域と連携したイベントの開催等も可能で、障害者はBYSN版ワークサンプル（模擬業務）を通じて、業務習得やスキルアップのトレーニングを行います。将来的にはコーヒーマイスターなどの資格取得をサポートするなど、それぞれの人に合わせたステップアップも支援します。

利用企業とは契約締結後に、障害者及び管理者の採用実務、初期研修、障害者への定着支援、職業能力開発支援を行っており、障害者の採用から、雇用後の定着、スキルアップ、就業場所の提供をワンストップで提供しております。

なお、採用時の特徴としては、創業以来10,000名以上の選考を実施しており、面接ノウハウを十分に有した支援員が面接に同席をさせていただきます。また障害者採用時の母集団形成として、創業以来累計500事業所以上の福祉施設との連携を行っており、支援機関とのネットワークがあるため、母集団形成も支援しております。

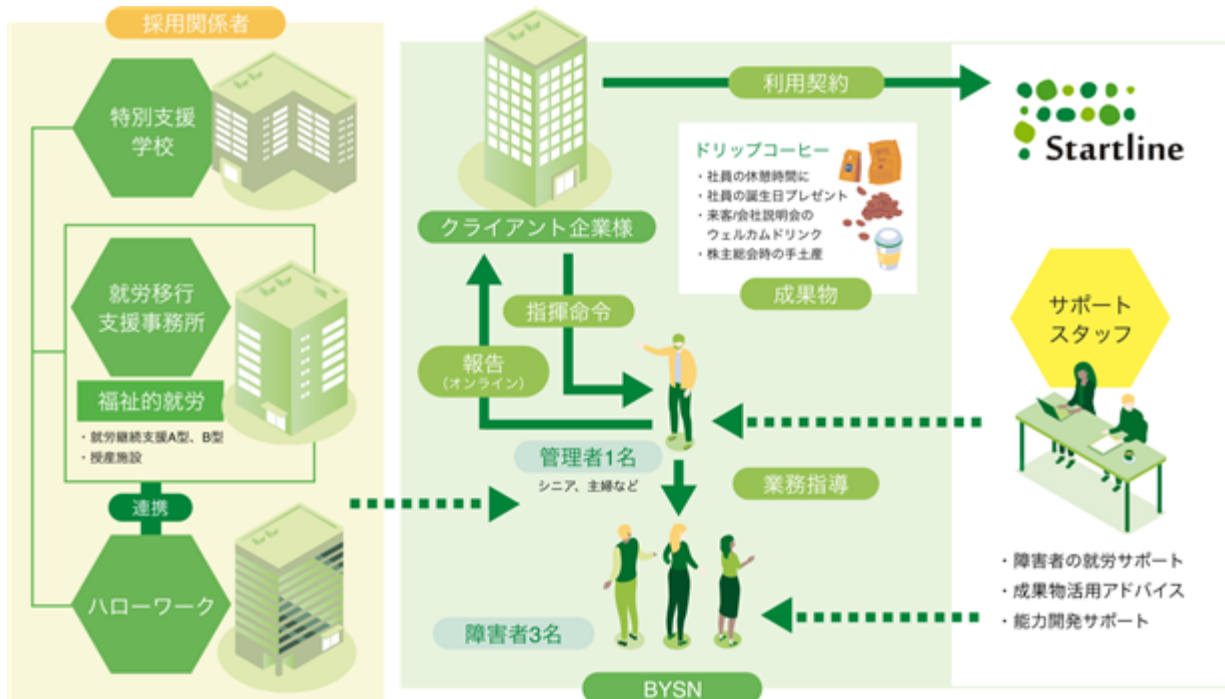
BYSNにおいて、障害者が従事する業務は、生豆の選別、焙煎、焙煎豆の選別、パック詰め、梱包、コーヒー抽出、給仕、洗い物など多岐にわたっております。なお、コーヒー豆（生豆・焙煎豆）の選別が重要なのは、生産国によってコーヒー豆の等級の基準は異なるものの、主に「栽培地の標高」「コーヒー豆の大きさ」「欠点豆の混入率」によって等級は決まります。等級が高いほど高品質なコーヒーになり、缶コーヒーやインスタントコーヒーが安価で手軽に楽しめるのは、等級の低いコーヒー豆を使用していることが一つの要因です。等級の低いコーヒー豆については、欠点豆が多く混入しております。そのため、より高品質なコーヒーを楽しむためには、どの等級であってもこの「欠点豆」を手作業で選別するという作業が欠かせない、重要なものになります。

(b) サービス利用の流れ

利用企業とサービス利用契約を締結したのち、BYSNで各利用企業が雇用する障害者と管理者の採用支援を行います。BYSNは、利用する区画単位で価格が設定されており、最小単位の1区画においては障害者3名、管理者1名で構成されております。当社は、顧客ごとの採用を支援する事務局を設置し、近隣の特別支援学校や就労移行支援事業所、福祉施設やハローワークに対して、利用企業の求人票提出をサポートし、求職者の母集団形成を支援、特に見極めが難しい障害求職者の面接サポートを行い、最終的には顧客が採用可否を判断します。また、管理者については顧客の既存の社員が常駐するケースもありますが、新たに採用する場合は求人を出し、母集団形成の支援を行い、顧客が最終的に採用可否を判断します。

管理者の入社決定後、まず管理者に対して初期研修を実施し、障害者とのコミュニケーション技法、障害者雇用関連法令（差別禁止、合理的配慮）等の研修を行います。また障害者に対しては、初期アセスメントを行い、障害特性のより正確な把握や支援方針を明確にします。その上で、実際の業務に模したBYSN版ワークサンプル（模擬業務）を活用し、障害者の業務特性（強みや苦手としていること）を明確にした上で、補完手段について検討を行います。また、心理的柔軟性を高めるプログラムを導入し、より障害者が安定的に就業でき、業務スキルが向上するための支援を行っております。

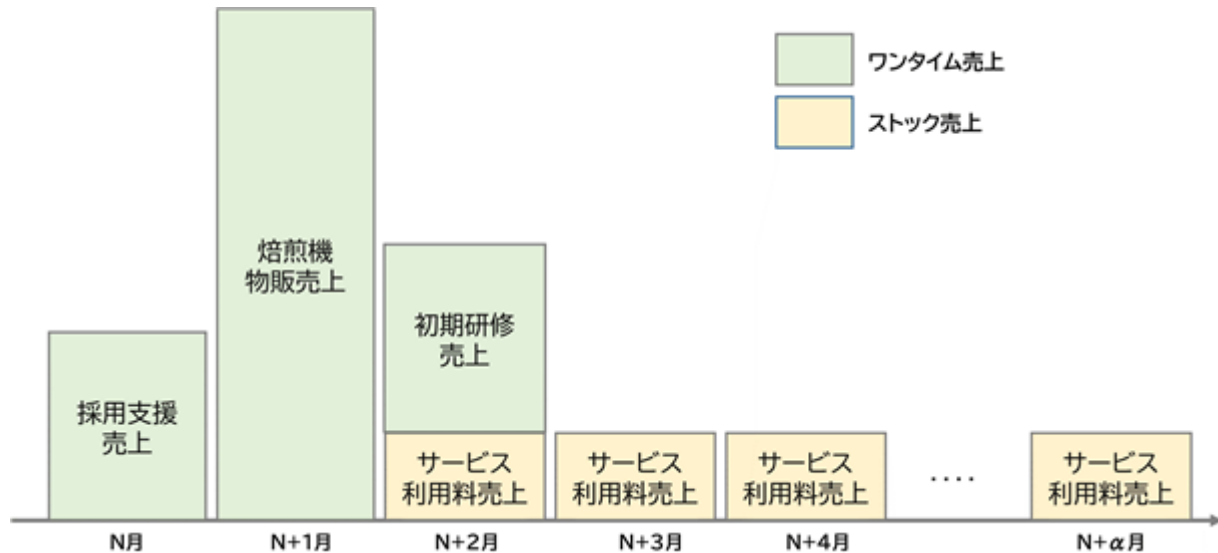
障害者は利用企業管理者の指揮命令の下、焙煎機を活用し、コーヒーの焙煎業務を行います。その状況については当社支援員が定期的にモニタリングを行い、管理者とは定期的に面談を行うことで、様々なトラブル等の予兆をスピーディーに把握し、必要に応じて利用企業人事担当者ともコミュニケーションを取りながら、支援力を活用し、必要な支援を行います。



## (c) 収益モデル

収益モデルは、ストックモデルです。

売上構成は、「採用支援」「初期研修」「焙煎機販売」「サービス利用料」に大別されますが、「採用支援」及び「初期研修」、「焙煎機販売」はワンタイムで発生する売上、「サービス利用料」は利用開始日より毎月発生するサブスクリプション契約です。焙煎機は「購入」「リース」の2パターンから顧客は選択できます。なお、「リース」については、当社がリース会社に焙煎機を販売し、リース会社と顧客の間で契約を締結しております。「購入」「リース」いずれの場合も、物販販売におけるワンタイムの売上計上です。



## (d) 出店状況

BYSNの拠点は、東京都、埼玉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、新潟県において2026年3月31日現在で11拠点あり、今後も継続的に出店を行ってまいります。なお、出店エリアについては、人口10万人以上の市区町村としております。

No	サービス	開設年	開設拠点名	都道府県	市区町村	開設日
1	BYSN	2022年	BYSN SANJO ROASTERY	新潟県	三条市	2022/ 9
2		2023年	BYSN KADOMA ROASTERY	大阪府	門真市	2023/ 8
3		2024年	BYSN OMIYA ROASTERY	埼玉県	さいたま市	2024/10
4			BYSN TACHIKAWA ROASTERY	東京都	立川市	2024/12
5		2025年	BYSN KOBE ROASTERY	兵庫県	神戸市	2025/ 3
6			BYSN HANNO ROASTERY	埼玉県	飯能市	2025/ 4
7			BYSN ISEHARA ROASTERY	神奈川県	伊勢原市	2025/ 6
8			BYSN HIGASHIOSAKA ROASTERY	大阪府	東大阪市	2025/ 6
9			BYSN HACHIOJI ROASTERY	東京都	八王子市	2025/ 8
10		2026年	BYSN MINAMISSETSU ROASTERY	大阪府	摂津市	2026/ 2
11			BYSN TODA ROASTERY	埼玉県	戸田市	2026/ 2

## (e) 実績

2026年3月31日現在において、契約社数は100社以上、支援している障害者数は500名以上にご利用いただいております。障害者の内訳は、身体障害者が12%、発達障害者が13%、知的障害者が25%、精神障害者が50%です。障害者の年齢構成は、特別支援学校を卒業したばかりの18歳から74歳まで、幅広い年齢層の方が活躍されており、ボリュームゾーンは20代です。

b. 屋内農園型障害者雇用支援サービス IBUKI



コンセプト	オフィスワーク以外で障害者の活躍の場を創出 成果物を通して組織に貢献
IBUKIが 解決する 企業等の 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害者に任せる業務の創出ができない</li> <li>② 障害者を採用しても定着しない</li> <li>③ 障害者の職業スキルの向上の仕方が分からない</li> <li>④ 障害者を複数名期日までに雇用しなければいけない</li> </ul>
採用時の 特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽作業が得意な知的、精神障害者の雇用促進</li> <li>・10,000名以上の選考を実施した当社が面接同席支援</li> <li>・500事業所以上の支援機関ネットワークで母集団形成</li> </ul>
運用時の 特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者の採用と教育を支援</li> <li>・屋外農園と比較して働きやすく、労災リスク少</li> <li>・販促物として活躍する成果物が組織に貢献</li> </ul>



(a) サービスの概略

IBUKIは、2017年8月に神奈川県横浜市鶴見区に第1号拠点となるIBUKI YOKOHAMA FARMを開設し、サービスの提供を開始いたしました。法定雇用率の引き上げに伴い、障害者雇用が拡大していく中、障害者の雇用ノウハウを持たない企業は、障害者の採用や定着に加えて、障害者にどのような業務を任せるか（職域開拓）に大きな課題を感じております。このような企業が抱える障害者雇用の課題に加えて、2017年当時、農福連携が注目されていた背景もあり、障害者の業務の選択肢として植物栽培に従事できるサービスとして関心が寄せられました。IBUKIは、主に知的障害者、精神障害者、発達障害者に就業いただいておりますが、植物栽培などの農作業は、植物に触れることで精神の安定にもつながり、それぞれの障害特性にあった仕事ができるという点で、障害者に適している仕事の一つと考えられます。

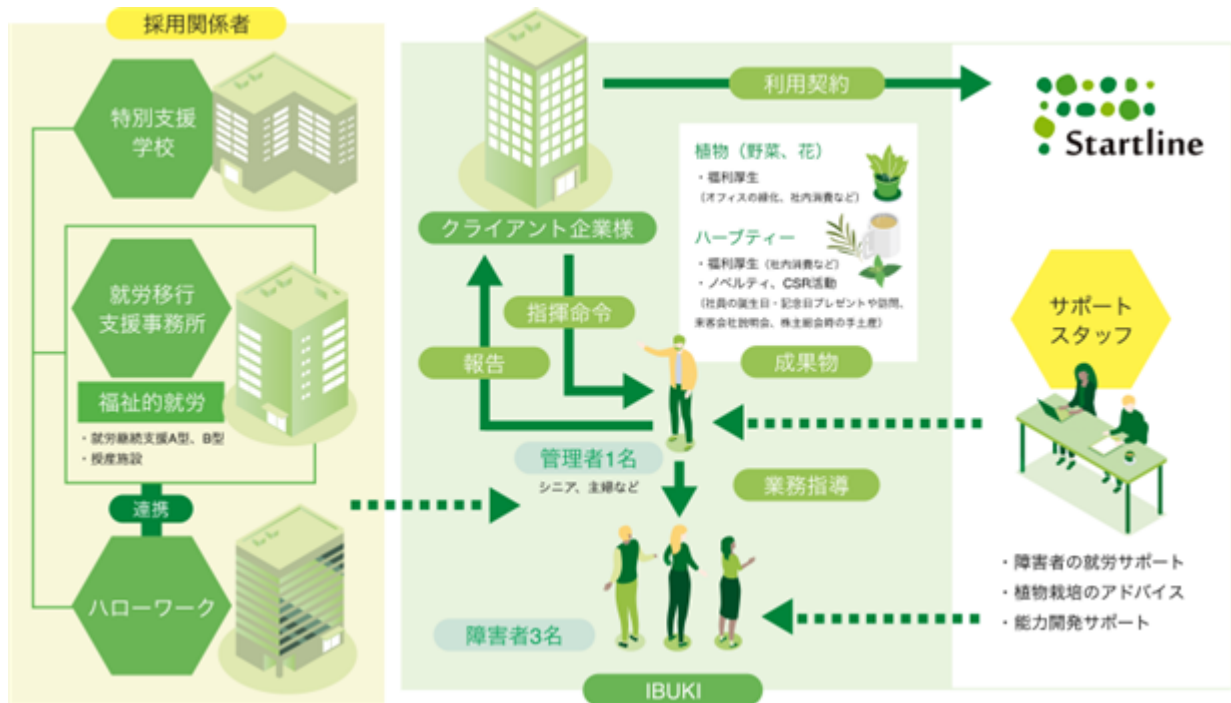
IBUKIの各拠点（以下、「ファーム」という。）は、障害者の働く環境を重視し、夏場の熱中症のリスクや天候の影響を受けにくい屋内型農園として、倉庫等の屋内に植物栽培装置を設置し、ハーブや葉物野菜を栽培しております。障害者は、植物の栽培を行い、栽培した作物は企業ごとの用途に合わせて、ハーブティー、青汁、カレー等への二次加工を行い、各利用企業にて活用されております。IBUKIの各ファームには、支援技術を習得した当社支援員が常駐しており、障害者への初期研修、アセスメントに加えて、継続的な支援を行うことで、定着率や業務スキルの向上を行っております。

なお、採用時の特徴としては、創業以来10,000名以上の選考を実施しており、面接ノウハウを十分に有した支援員が面接に同席をさせていただきます。また障害者採用時の母集団形成として、創業以来累計500事業所以上の福祉施設との連携を行っており、支援機関とのネットワークがあるため、母集団形成も支援しております。

BYSNと同様に利用企業とは契約締結後に、障害者及び管理者の採用支援、初期研修、障害者への定着支援を行っており、障害者の採用から、雇用後の定着、就業場所の提供をワンストップで提供しております。

(b) サービス利用の流れ

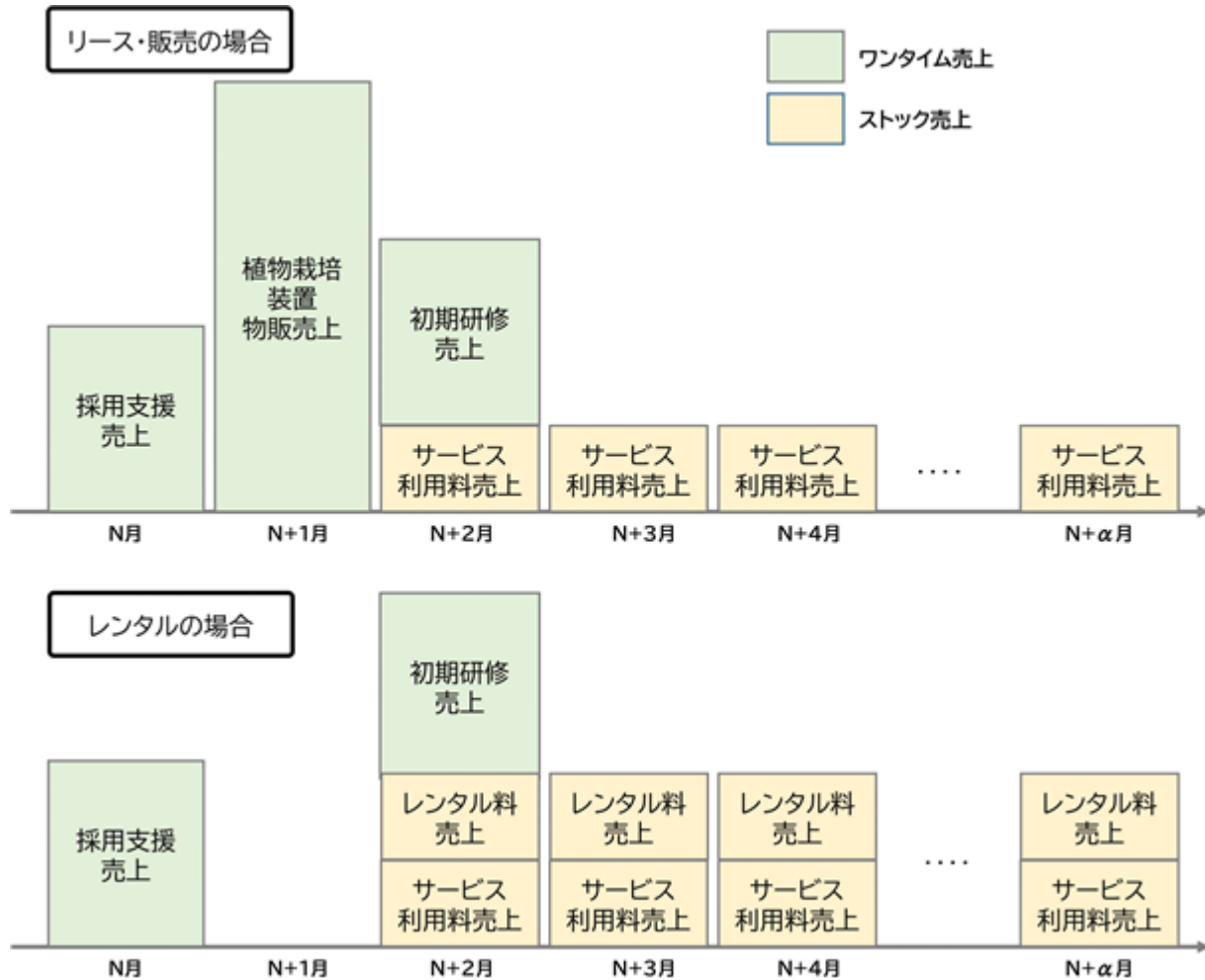
サービスの流れは、原則としてBYSNと同様です。異なるのは、IBUKIの場合は、IBUKI版ワークサンプル（模擬業務）を通じて、業務習得やスキルアップのトレーニングを行う点です。



(c) 収益モデル

収益モデルは、ストックモデルです。

売上構成は、「採用支援」「初期研修」「植物栽培装置販売」「サービス利用料」に大別されますが、「採用支援」及び「初期研修」はワンタイムで発生する売上、「サービス利用料」は利用開始月より毎月発生するサブスクリプション契約です。植物栽培装置等は、「レンタル」「購入」「リース」の3パターンから顧客は選択できます。「レンタル」の場合はサブスクリプション契約、「購入」「リース」の場合は、物販販売におけるワンタイムの売上計上です。2026年3月期においては「レンタル」を選択する利用企業は10%未満であり、大半は「購入」若しくは「リース」を選択されております。なお、「リース」については、当社がリース会社に植物栽培装置等を販売し、リース会社と顧客の間で契約を締結しております。



## (d) 出店状況

IBUKIの拠点は、2026年3月31日現在において、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府において23拠点あります。企業や障害者からのニーズは引き続き旺盛ではありますが、電気代や初期開設費用が上昇し、収益性がBYSNと比較すると低いため、当面は出店を見合わせております。

No	サービス	開設年	開設拠点名	都道府県	市区町村	開設日
1	IBUKI	2017年	IBUKI YOKOHAMA FARM	神奈川県	横浜市鶴見区	2017/ 8
2		2018年	IBUKI TODA FARM	埼玉県	戸田市	2018/ 5
3			IBUKI YOKOHAMA FARM 2	神奈川県	横浜市鶴見区	2018/ 9
4			IBUKI TONERI FARM	東京都	足立区	2018/12
5		2019年	IBUKI TODA FARM 2	埼玉県	戸田市	2019/ 3
6			IBUKI EBINA FARM	神奈川県	海老名市	2019/ 6
7			IBUKI KAWAGOE FARM	埼玉県	川越市	2019/ 7
8			IBUKI EBINA FARM 2	神奈川県	海老名市	2019/10
9		2020年	IBUKI EBINA FARM 3	神奈川県	海老名市	2020/ 2
10			IBUKI FUJISAWA FARM	神奈川県	藤沢市	2020/ 3
11			IBUKI YAO FARM	大阪府	八尾市	2020/ 5
12			IBUKI HANNO FARM	埼玉県	飯能市	2020/ 6
13		2021年	IBUKI HIRAKATA FARM	大阪府	枚方市	2021/ 1
14			IBUKI KAWAGUCHI FARM	埼玉県	川口市	2021/ 4
15			IBUKI YOKOHAMA FARM 3	神奈川県	横浜市港北区	2021/ 6
16			IBUKI TOYONAKA FARM	大阪府	豊中市	2021/ 8
17			IBUKI KADOMA FARM	大阪府	門真市	2021/10
18		2022年	IBUKI KASHIWA FARM	千葉県	柏市	2022/ 1
19			IBUKI SAGAMINO FARM	神奈川県	海老名市	2022/ 5
20			IBUKI KITAMOTO FARM	埼玉県	北本市	2022/11
21		2023年	IBUKI IRUMA FARM	埼玉県	入間市	2023/ 3
22			IBUKI NIIZA FARM	埼玉県	新座市	2023/ 9
23		2024年	IBUKI YOKOHAMA FARM 4	神奈川県	横浜市都筑区	2024/ 3

## (e) 実績

2026年3月31日現在において、契約社数は200社以上、支援している障害者数は1,400名以上にご利用いただいております。障害者の内訳は、身体障害者が9%、発達障害者が13%、知的障害者が35%、精神障害者が43%です。障害者の年齢構成は、特別支援学校を卒業したばかりの18歳から68歳まで、幅広い年齢層の方が活躍されており、ボリュームゾーンは20代です。

## c. 障害者雇用支援サービス サポート付きサテライトオフィス INCLU / INCLU ONE



コンセプト	企業内にあるオフィスワーク等の業務を切り出し、 オフィスワークを希望する障害者の 職域開発とスキルアップを支援する
INCLUが 解決する 企業等の 課題	① 障害者に任せる業務の切り出し(職域開発) ② 障害者を採用しても定着しない ③ 障害者の職業スキルの向上の仕方が分からない ④ 障害者を複数名期日までに雇用しなければいけない
採用時の 特徴	・就労移行支援機関と連携、有利な母集団形成 ・10,000名以上の選考を実施した当社が面接同席支援 ・職域開拓コンサルティングを実施
運用時の 特徴	・心理職、ジョブコーチに類する支援員が週1回面談 ・個別の状態に合わせた支援プログラムを作成、実施



## (a) サービスの概略

INCLUは、「職住接近」をコンセプトに2009年創業時に開始したサービスで、当初は「障害者向けサテライトオフィスサービス」として、東京都八王子市に第1号拠点となる八王子センターを開設し、サービスの提供を開始いたしました。その後、2023年6月に障害者雇用支援サービス サポート付きサテライトオフィスINCLUにサービス名称を変更しております。一般的に企業のオフィスへの通勤が必要でしたが、車いす利用者は満員電車に乗る負担が大きく、精神障害者の一部の方は満員電車でパニックになるなど、通勤に大きな課題がありました。そのため障害者は働きたくても通勤等の面で長く働けない、企業は障害者を採用したくてもなかなか採用できず、採用できても定着が難しいとの双方に課題がありました。そのような課題を解決することを目的として、郊外に完全バリアフリーなサテライトオフィスを開設し、当社支援員が常駐し、継続的な支援を行うことで、障害者、企業双方の課題解決を行ってまいりました。

INCLUでは、事業開始当初は、身体障害者を主な対象としておりましたが、近年の精神障害者の増加に伴い、より当社の支援力を活かした支援ができるという点において、精神障害者の就業が増加しております。業務は、各利用企業のオフィス業務(事務作業)を中心に行っております。

利用企業とは契約締結後に、障害者の採用実務・初期研修・障害者への定着まで網羅した支援をすると共に、就業場所の提供を行うことで、ワンストップのサービスを確立しました。

また、BYSNやIBUKIと同様に、当社INCLUの各拠点(以下、「センター」という。)には、当社コアコンピタンスである「支援力」を習得した当社支援員が常駐しており、障害者への初期研修、アセスメントに加えて、継続的な支援を行うことで、定着率や業務スキルの向上を行っております。なお、「支援力」の詳細は、後術の『当社のコアコンピタンス「支援力」』をご参照ください。

なお、INCLUは、障害者3名が基本パッケージのサービスですが、障害者1名からでも利用できるようにしてほしいとの要望が多く、2023年9月より障害者1名から利用が可能であるINCLU ONEの提供を開始しました。

INCLU ONEは、基本的にはINCLUの拠点の中でサービス提供がなされ、支援する障害者の人数が1名から就業が可能なサービスです。

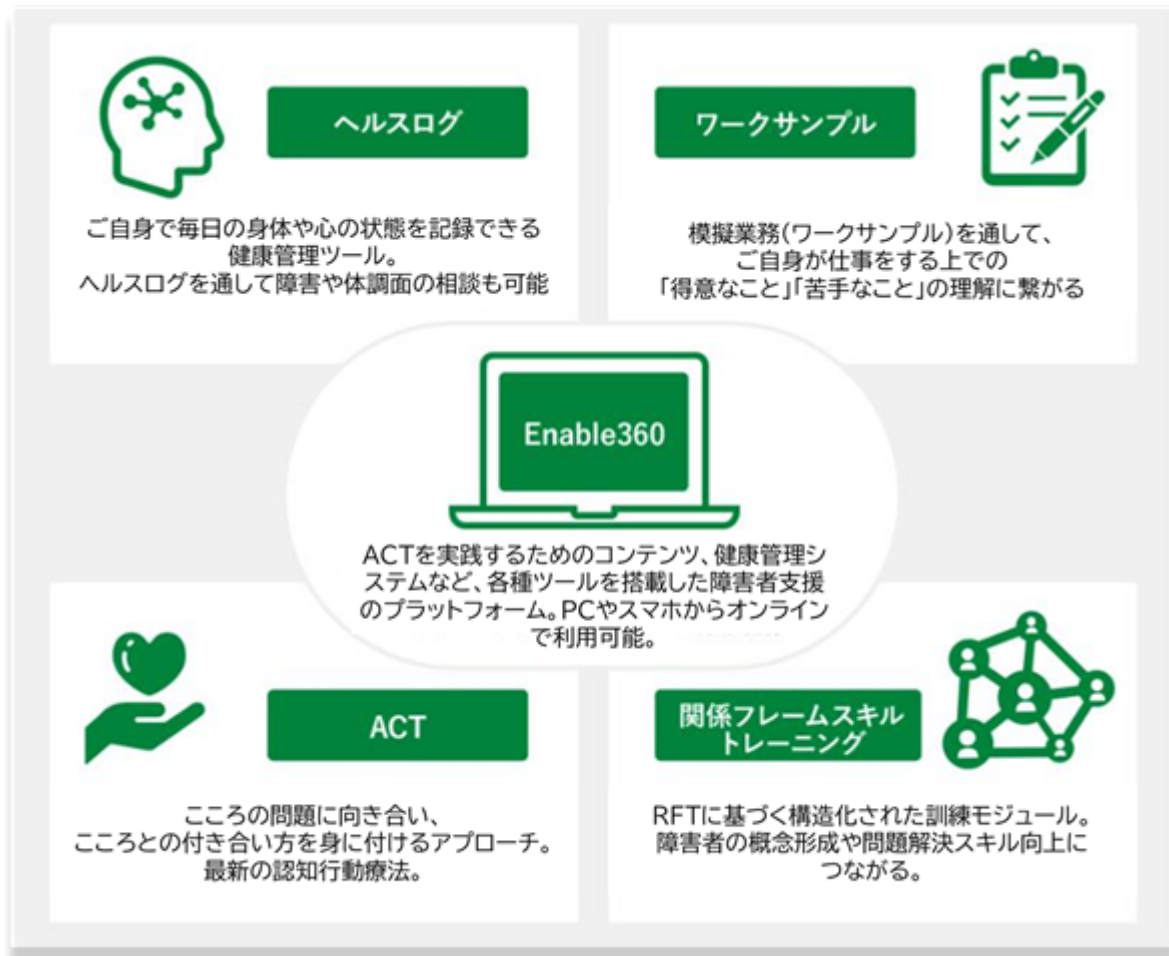
## (b) サービス利用の流れ

利用企業とサービス利用契約を締結したのち、INCLUの各センターで障害者が従事する業務の選定（職域開拓）を導入コンサルティングとして実施します。並行して、各センターで各利用企業が雇用する障害者の採用支援を行います。BYSNやIBUKIとは異なり、管理者の採用支援は行っておりません。なお、INCLUも区画単位で価格が設定されており、最小単位の1区画においては障害者3名で構成されております。ただし、INCLU ONEは、利用する障害者1名単位で価格が設定されております。

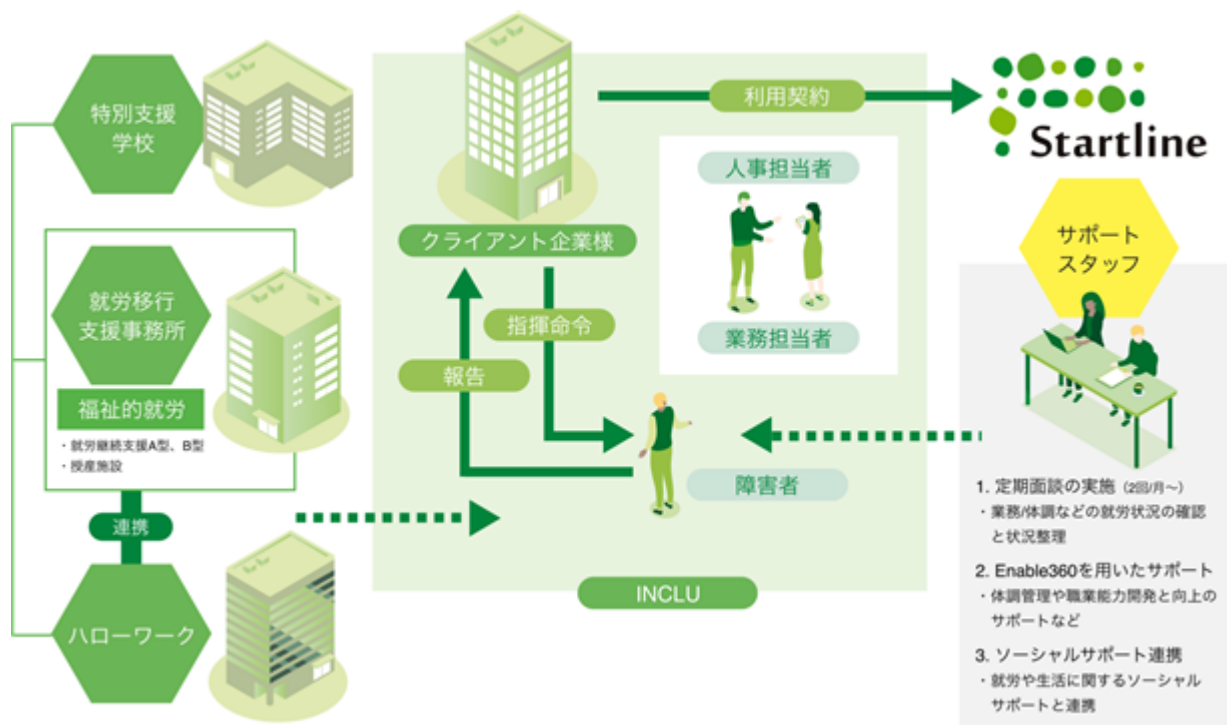
当社は、顧客ごとの採用を支援する事務局を設置し、近隣の就労移行支援事務所、福祉施設やハローワークに対して、利用企業の求人票提出をサポートし、求職者の母集団形成を行い、特に見極めが難しい障害者求職者の面接サポートを行い、最終的には顧客が採用可否を判断します。

入社後、障害者に対して、初期アセスメントを行い、障害特性のより正確な把握や支援方針を明確にします。その上で、実際の業務に模したワークサンプル（模擬業務）を活用し、障害者の業務特性（強みや苦手としていること）を明確にした上で、補完手段について検討を行います。また、当社独自開発の障害者支援システムであるEnable360を活用し、心理的柔軟性を高めるプログラムを導入し、継続的なモニタリングを当社支援員が行い、より障害者が安定的に就業でき、業務スキルが向上するための支援を行っております。

（参考）当社独自開発の障害者支援システム「Enable360」



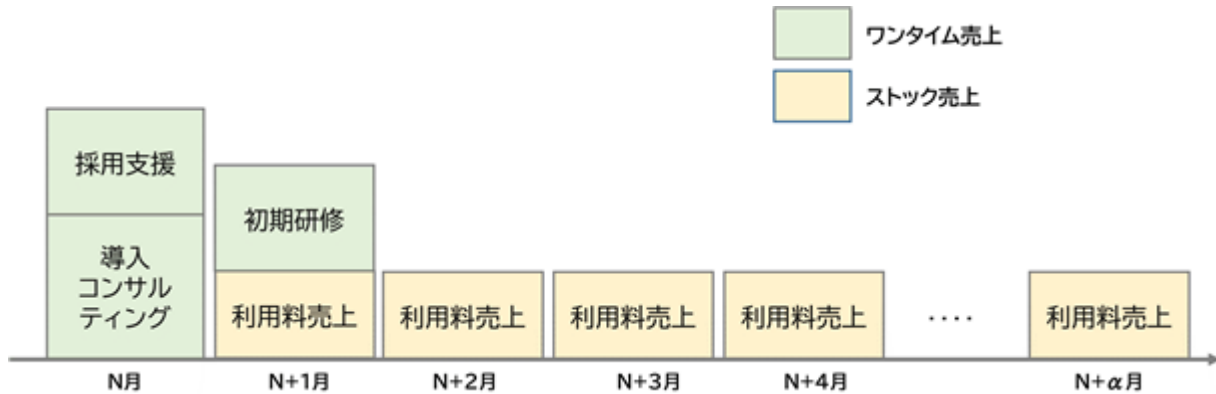
障害者は利用企業の本社等担当者の遠隔での指揮命令の下、各社のオフィス業務に従事します。障害者とは定期的に面談を行うことで、様々なトラブル等の予兆をスピーディーに把握し、必要に応じて利用企業人事担当者ともコミュニケーションを取りながら、支援技術を活用し、支援を行います。



(c) 収益モデル

収益モデルは、ストックモデルです。

売上構成は、「導入コンサルティング」「採用支援」「初期研修」「サービス利用料」に大別されますが、「導入コンサルティング」、「採用支援」及び「初期研修」はワンタイムで発生する売上、「サービス利用料」は利用開始月より毎月発生するサブスクリプション契約です。



(d) 出店状況

INCLUの拠点は、2026年3月31日現在において、東京都、神奈川県、埼玉県、大阪府において13拠点（開設自体は14拠点ですが、うち1拠点は統廃合）あります。2024年12月に大阪エリアで初のINCLU拠点を出店するなど、今後も出店を加速させていきます。

No	サービス	開設年	開設拠点名	都道府県	市区町村	開設日
1	INCLU	2009年	八王子第1センター	東京都	八王子市	2009/12
2		2011年	八王子第2センター (現 八王子センター)	東京都	八王子市	2011/7
3		2012年	相模原第1センター	神奈川県	相模原市	2012/1
4			三鷹センター	東京都	三鷹市	2012/7
5		2014年	川越センター	埼玉県	川越市	2014/6
6		2015年	新宿第1センター	東京都	新宿区	2015/9
7		2016年	横浜第1センター	神奈川県	横浜市中区	2016/10
8		2017年	横浜第2センター	神奈川県	横浜市中区	2017/10
9		2018年	丸の内センター	東京都	千代田区	2018/10
10			みなとみらい第1センター	神奈川県	横浜市西区	2018/11
11		2019年	相模原第2センター	神奈川県	相模原市	2019/3
12			みなとみらい第2センター	神奈川県	横浜市西区	2019/7
13		2024年	新宿第2センター	東京都	渋谷区	2024/11
14			本町センター	大阪府	大阪市	2024/12

(注) 1. 八王子第1センターは2020年10月に八王子第2センターへ統合しております。  
2. 八王子センターは、2025年7月1日付で、同八王子市内に移転、増床しております。

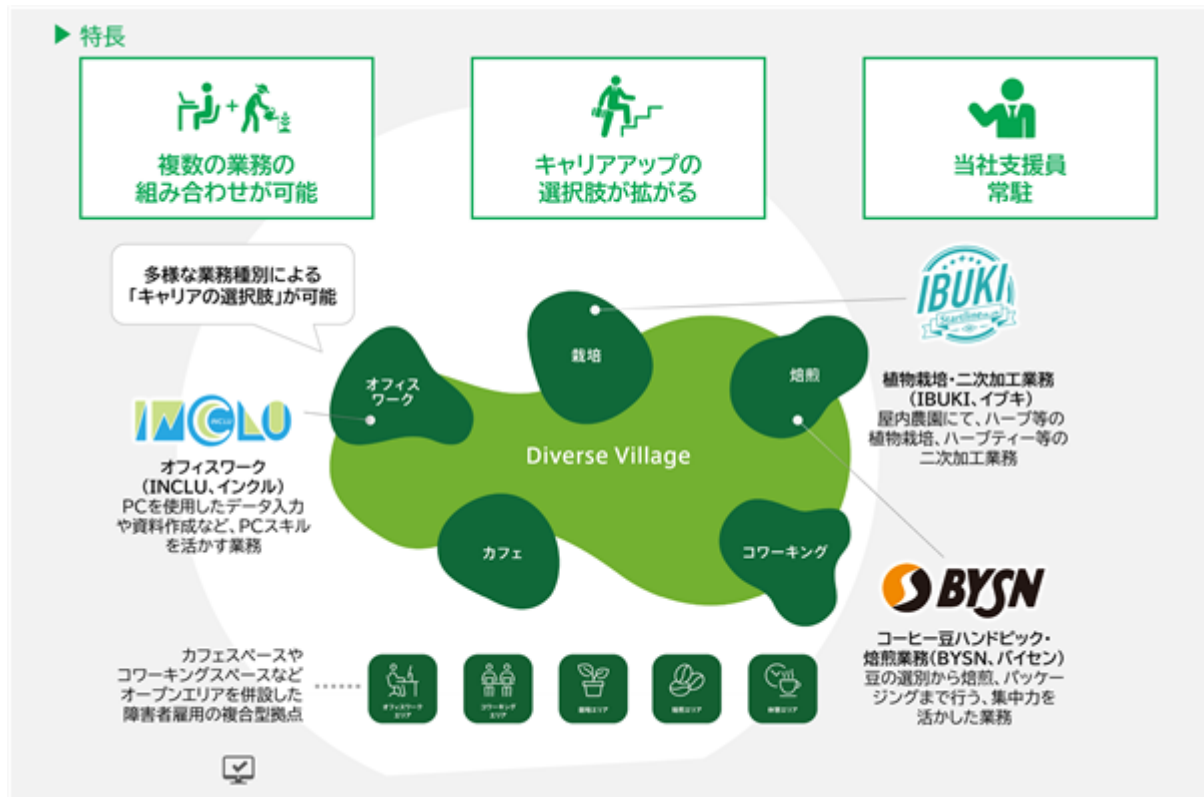
(e) 実績

2026年3月31日現在において、契約社数は50社以上、支援している障害者数は400名以上にご利用いただいております。障害者の内訳は、身体障害者が20%、発達障害者が20%、知的障害者が2%、精神障害者が58%です。

[ 参考 ] 新たな障害者雇用の複合型拠点「Diverse Village」

Diverse Villageは、既存サービスであるBYSN、IBUKI、INCLU等の複数サービスを同一拠点で提供する障害者雇用の複合型拠点で、2026年1月に茨城県牛久市においてDiverse Village USHIKUを開設いたしました。今後においても当該Diverse Villageの形態での出店を拡大していく予定です。

なお提供サービスや収益構造は、既存サービスと原則として同一です。



Diverse Villageの拠点は、2026年3月31日現在において、茨城県において1拠点あります。今後もDiverse Villageの形態での出店を加速させていきます。

No	拠点	開設年	開設拠点名	都道府県	市区町村	開設日
1	Diverse Village	2026年	Diverse Village USHIKU	茨城県	牛久市	2026/ 1

d . TASKI



コンセプト	私からあなたへ あなたから私に “TASKI”が 人や想いを社会とつなぎ 関わるすべての人の 自立を想像する
TASKIが 解決する 課題	同じ空間で ◀ 働きたい 働いて欲しい
TASKI 定義	TASKIは、様々な“プロフェッショナル”が所有する突出したノウハウと、当社が培ってきた障害者雇用支援、就労支援のノウハウを掛け合わせることで、障害のある社員が、その他の社員と同じ空間(例えば企業のオフィス内)で1人から行える業務を創出し活躍を広げるサービスです。



(a) サービスの概略

TASKIとは、様々なプロフェッショナルが所有する突出したノウハウと、当社が培ってきた障害者雇用支援、就労支援のノウハウを掛け合わせることで、多様な人が同じ空間で働くことを前提に、ラインナップを展開していくサービスです。企業がTASKIのラインナップを自由に組み合わせることでTASKIから独創的な「らしさ」が社内に広がり企業のアイデンティティとつながっていきます。

TASKIシリーズの第1弾として、高品質なコーヒー製作と障害者就労支援を掛け合わせたTASKI COFFEEの提供を2024年6月より開始しております。TASKI COFFEEは、コラボレーションパートナーである株式会社ウエシマコーヒーのコーヒー鑑定士が世界中より厳選したコーヒーの中から、独自のノウハウにより、香りや風味を最大限引き出すテイスト設計をしていただいております。その他にも、パンのリメイクを行うTASKI BREADや、靴磨きを行うTASKI SHOESHINEなど、業務レパートリーを順次拡大しております。

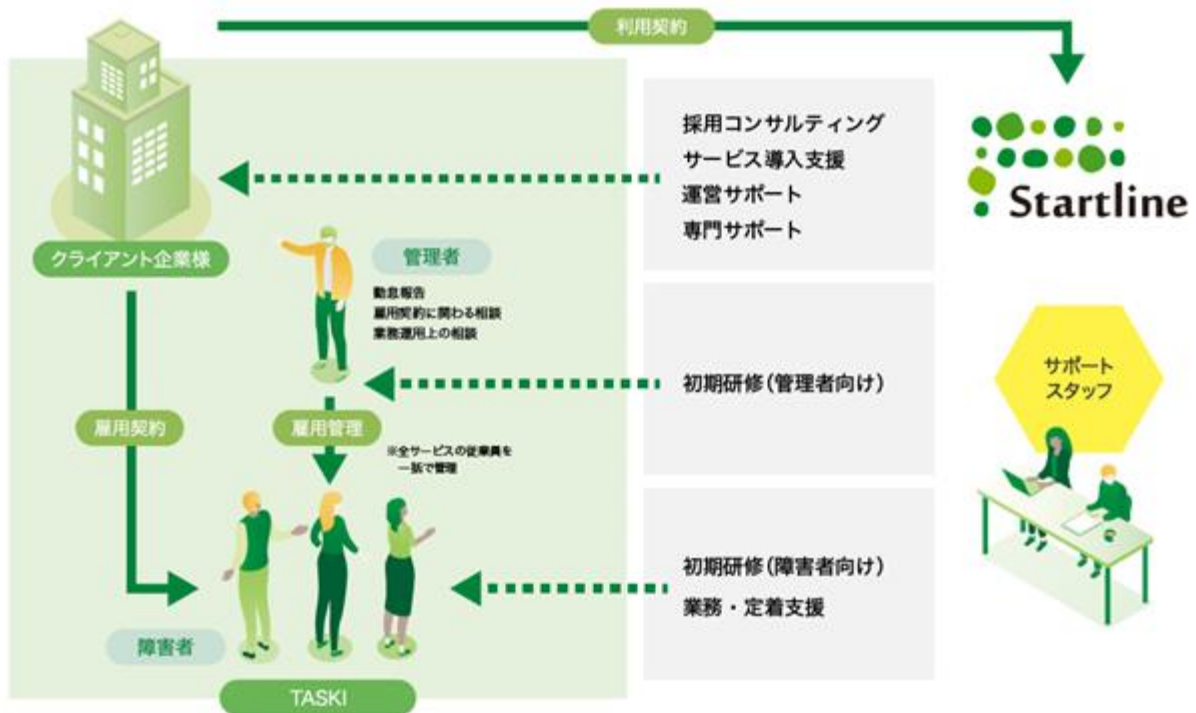
TASKIは、BYSNやIBUKI、INCLUと同様にパッケージサービスではありますが、当社が提供する拠点内で障害者を雇用するのではなく、利用企業が持つ拠点内で障害者を雇用する点が大きな違いです。そのため当社支援員は常駐しておらず、オンラインと月1回の定期訪問による支援となります。また1名からご利用いただける点も異なる点です。

今後も当社は、様々なプロフェッショナルとコラボレーションし、顧客オフィス内での新たな付加価値のある業務をこれからも創出していきます。

(b) サービス利用の流れ

利用企業とサービス利用契約を締結したのち、各利用企業が雇用する障害者の採用支援を行います。当社は、利用企業ごとの採用事務局を設置し、近隣の特別支援学校や就労移行支援事業所、福祉施設やハローワークに対して、利用企業の求人票提出をサポートし、求職者の母集団形成を行い、特に見極めが難しい障害者求職者の面接サポートを行い、最終的には顧客が採用可否を判断します。

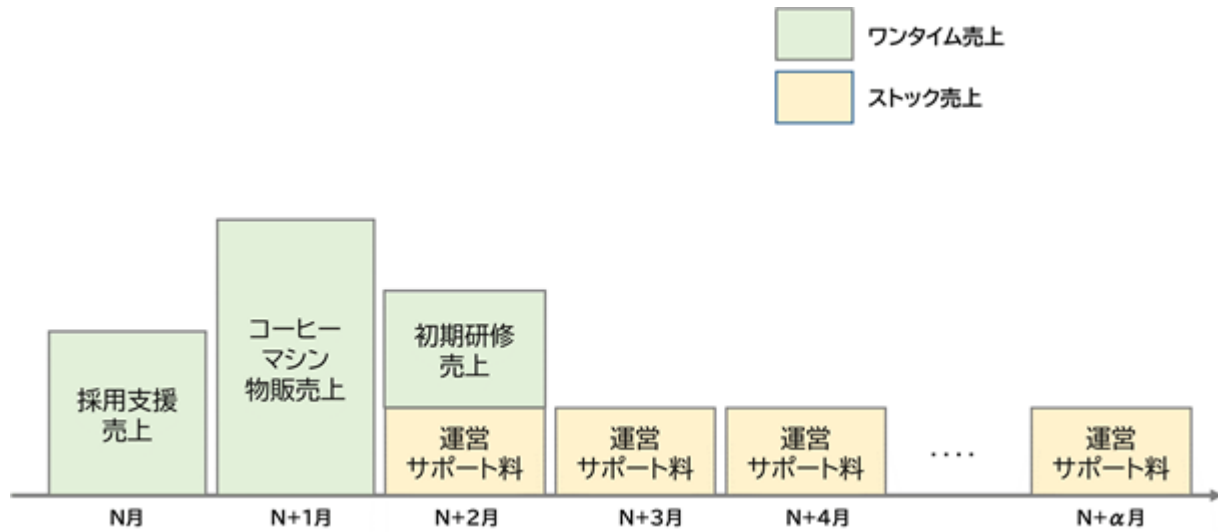
障害者に対して、初期アセスメントを行い、障害特性のより正確な把握や支援方針を明確にします。その上で、実際の業務に模したワークサンプル（模擬業務）を活用し、障害者の業務特性（強みや苦手としていること）を明確にした上で、補完手段について検討を行います。また、心理的柔軟性を高めるプログラムを導入し、より障害者が安定的に就業できるように支援し、業務のスキルが向上するための支援を行っております。



(c) 収益モデル

収益モデルは、ストックモデルです。

TASKIの1つであるTASKI COFFEEの売上構成は、「採用支援」「初期研修」「導入コンサルティング」「コーヒーマシン販売」「運営サポート料」に大別されますが、「運営サポート料」以外は、すべてワンタイムで発生する売上です。



(d) 出店状況

TASKIは、当社が提供するアセット内で障害者を雇用するのではなく、利用企業が持つアセット内で障害者を雇用するため、出店は行わないモデルです。

(e) 実績

2024年6月にローンチしたばかりの新サービスであり、まだ大きな実績には至ってありませんが、2026年3月31日現在において、契約社数は10社以上、支援している障害者数は30名以上にご利用いただいております。今後もTASKIシリーズのラインナップを拡充していきます。

e . 総合コンサルティングサービス

(a) サービスの概略

一人の研修から、特例子会社設立支援まで、顧客の課題に応じたカスタマイズサービスです。BYSNやIBUKI、INCLUを通して培った障害者雇用支援のノウハウを基に各社の課題に合わせたプランをオーダーメイドで設計し、提供しております。職域開拓（業務切り出し）、制度設計、採用、定着、スキルアップといった様々なフェイズの課題に対して、各社ごとにカスタマイズをしたソリューションの提供が可能です。

具体的には、以下の図のとおり、障害者採用支援、職域開拓、特例子会社設立支援、定着支援、障害者及び管理者向け研修に大別されます。直近では、障害者向けの人事制度の構築、特例子会社の設立支援、障害者の採用支援、支店や工場における障害者チームの構築、相談窓口の運営、e-learningを活用した研修メニューの提供などを行っております。



f . 就労移行・定着・選択支援サービス FITIME



コンセプト	アンコンシャス・バイアスに気づくことで自分にあった働き方を見つける。
FITIMEの特徴	・ 飲食、アパレル、販売等のサービス業への就労のための専門スキル特化型の就労移行・定着支援
プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>①基礎トレーニングプログラム 自分に合った働き方の選択肢を広げる訓練</li> <li>②カラフルトレーニング 自分に合った働き方の選択肢を知る多彩な適職体験業務訓練</li> <li>③リアルジョブトレーニング 実際の生産活動(工賃支給有)を通じて、就労移行段階から働く喜びや責任を体験</li> </ul>



(a) サービスの概略

FITIMEは、a～eでご説明をさせていただいた障害者雇用支援サービス事業とは異なり、障害者福祉事業に該当します。就職前の障害者の教育訓練を提供する就労移行、定着支援サービスです。2021年2月よりサービスを開始しております。

就労移行支援事業所において、行政（市区町村）によって障害福祉サービス受給者証を発行された65歳未満の障害者に対して、就労移行支援を行います。前述の障害者雇用支援サービス事業にて培われている支援力を活用し、より多くの障害者に対して就職前の教育訓練を行うことで、就職の実現及び就職後の安定就労を目指しております。

2025年1月より、当初の「るりはり」から「FITIME」にサービス名称を変更しましたが、伴ってサービスコンセプトも見直しております。従来は、一般事務職等の就労を想定した総合型として展開をしていましたが、サービス業（飲食、アパレル、販売等）の専門スキル特化型にサービス提供内容を変更しております。これにより、多くある就労移行支援事業所の一つという立ち位置から、利用者により積極的に選ばれる就労移行支援事業所への差別化を図り、就職実績も増やしていけるものと考えております。

(b) 出店状況

FITIMEの拠点は、2026年3月31日現在において、埼玉県の1拠点です。2026年3月期における全売上に占める障害者福祉事業の構成比は、0.7%程度です。2025年3月期において、当初の「るりはり」からサービス業特化型の就労移行支援「FITIME」へとリブランディングを行っております。また、2025年10月からは同拠点で就労選択支援サービスも提供しております。

No	サービス	開設年	開設拠点名	都道府県	市区町村	開設日
1	FITIME	2021年	FITIME 渋谷	東京都	渋谷区	2021/ 2
2			FITIME 大宮	埼玉県	さいたま市	2021/ 8

(注) FITIME 渋谷は2026年3月末に閉鎖をしております。

## g. リアルジョブトレーニング GOOD THE GOOD



## 海外モデルのインポート

今まで福祉的就労をしていた障害者の中で、  
企業就労を望む方の企業就労を促進させる取り組み



「障害者の社会進出」におけるShekulotov Groupのモデルは、**国連の2017年プロジェクトゼロ賞を受賞し、OECDをはじめとする世界中の主要な組織から評価されております。**



主な受賞歴





## (a) サービスの概略

GOOD THE GOODは、a～eでご説明をさせていただいた障害者雇用支援サービス事業とは異なり、障害者福祉事業に該当します。GOOD THE GOODは、イスラエルのShekulotov Groupとパートナーシップ契約を締結し、インポートした海外モデルです。当社が培ってきた支援力と、同社の海外モデルを融合させつつ、日本で初めて展開する自立した就労を目指すリアルジョブトレーニングステーション（就労継続支援B型）として、2025年6月に事業を開始し、同年10月に埼玉県で1拠点目のGOOD THE GOODをオープンさせ、今後の拠点拡大に向けた体制を構築します。

Shekulotov Groupは、主に精神障害者の方々就職するための専門的な職業リハビリテーショントレーニングセンターとして機能するカフェを運営しております。カフェでのキッチン作業やバリスタとしての作業、接客や軽作業、レジ対応等の様々な仕事を通して、職業スキルを身に付け、就職に繋がります。そこで働く障害者の35%以上が400を超える企業に就職し、少なくとも最低賃金を得られるように支援しています。日本では福祉施設からの企業への就職率は約10%程度であり、同社のモデルは非常に高い実績を誇っております。当社は、福祉施設においても民間企業等での就労ができる方が多くいらっしゃると考えており、同社のノウハウをもとに、福祉的就労から民間企業等での就労への促進を目指します。

## (b) 出店状況

GOOD THE GOODの拠点は、2026年3月31日現在において、埼玉県の1拠点です。

No	サービス	開設年	開設拠点名	都道府県	市区町村	開設日
1	GOOD THE GOOD	2025年	GOOD THE GOOD さいたま新都心	埼玉県	さいたま市	2025/ 6

当社のコアコンピタンス「支援力」

a. 支援力

障害者支援及び障害者雇用支援というと、「障害者が働きやすいように職場環境を整える」、「困りごとをヒアリングして解決する」、「定期的な面談を行って活躍できるようなサポートをする」など、障害者と向き合うことを「支援」というイメージがあるかと思います。一方で当社は、障害者と向き合うだけを「支援」とは考えておりません。どんな方が自社にあっていいのか、企業の担当者は採用時の面接で見極めることが重要です。採用した方が活躍するためには、経営層や配属部署の皆様の理解が必要になってきます。社内研修を通して、より自分たちの会社らしい雇用ができるように、環境づくりのサポートが必要などきもあるかと思います。また安定して活躍するためには、福祉機関と生活面での連携を取り、適切なフィードバックをしていくこともときに必要です。「支援」とは、1対1だけで行うのではなく、社会全体で行うものであると当社は考えています。障害者だけが、企業だけが、福祉施設だけが、どれか一方だけが努力すれば良いわけではありません。それぞれが互いを理解し、対話を繰り返し、分かり合っていくことで成功が実現されます。障害者だけにフォーカスするのではなく、社内や部署へ障害者雇用の理解を促し、福祉施設からの助言を受け、繰り返しコミュニケーションを重ねることで、「共に働く」ことが実現されます。当社は、これまで障害者雇用に関わる様々な人、企業の支援を、様々な立場から行ってきました。だからこそ、多角的な視点で障害者の雇用支援、就業支援を行うことができます。このように当社は、一人ひとりが自分らしく働くため、多方とコミュニケーションを取り、相互理解を促進することを「支援」と考えます。

このような「支援」を行う上で欠かせないのが、「支援力」であり、当社のコアコンピタンスです。

「支援力」は、大きく2つから構成されます。1つ目は、「人への想い」です。具体的にいうと、障害者雇用の現場を支える支援員が、科学的根拠に基づく障害者の職業リハビリテーション技術「支援技術」を身に付け、ホスピタリティ精神をもって支援を行うことで、多様な人の活躍につながると考えております。専門研修を受講した50名近くの支援員を毎年育成しており、公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、産業カウンセラー等の有資格者も多数在籍しております。このように高い専門知識を身に付けたスタッフが、障害者及び企業の支援にあたります。このような支援を通して、知見やノウハウが継続的にブラッシュアップする仕組みがあります。2つ目は科学的根拠に基づく障害者職業リハビリテーションにおける「支援技術」です。当社は、「支援技術」の重要性に着目し、2014年4月に障がい者雇用研究室（現 CBSヒューマンサポート研究所）を発足し、2026年3月31日現在では、臨床心理士や公認心理師等の有資格者を含め、10名が研究開発スタッフとして常駐しております。CBSヒューマンサポート研究所は、従来の職業リハビリテーションに加えて、行動の原因と対策を文脈という視点で理解し、科学的なアプローチから解き明かすことで、支援のノウハウを体系化しております。また、大学や研究機関、国内外の学会等と連携することで、科学的根拠に基づいた学問を取り入れ、サービスを運営する現場支援員への教育、研修を継続的に行い、支援の現場で得られた知見をデジタルデータ化し共有を図り、さらに支援技術をブラッシュアップし、新たな支援技術の開発が行われるサイクルです。「応用行動分析学」や「関係フレーム理論」、既存の障害者職業リハビリテーションをベースとして、当社独自の障害者支援ツールも多数開発をして、障害者の雇用支援、就業支援の現場で活用しております。

**応用行動分析学**  
ABA (Applied Behavior Analysis)



**関係フレーム理論**  
RFT (Relational Frame Theory)



「CBSヒューマンサポート研究所」 新田 文記氏

**認知行動療法 ACT**  
(Acceptance and Commitment Therapy)



ACTマトリックスカード

**プロソーシャルトレーニング**



CBSヒューマンサポート研究所 小倉 真氏

**科学的根拠に基づき開発された就労支援ツール**

オンラインサポートシステム「Enable360」を独自開発。さまざまなノウハウをデータベースに蓄積し、支援レベルの向上に努めています。

**具体的な機能**

**関係フレームスキルトレーニング**

関係フレームに基づく概念形成や問題解決、視点取り等のスキルの向上につなげる。

**オンライン版模擬業務**

多様な模擬業務でミスの傾向を把握、仕事の成果を上げる。

**ACTエクササイズ**

不快感を受け入れ、価値に沿った行動を増やすスキルである心理的柔軟性を高める。


**コミュニケーション**

本人と支援者のオンラインコミュニケーションを円滑にし、適切なフィードバックを行う。

**ヘルスログ**

食事、睡眠、服薬などの大切な生活リズムを可視化、不調のサインをとらえ、安定した体調へ。


## b. CBSヒューマンサポート研究所 研究員抜粋



## 小倉 玄 研究所長

博士(医学)、公認心理師

1994年東京都立大学工学部卒業後、アロカ株式会社(現株式会社日立製作所)にて医療機器の開発に携わる。障害がある長女の出生をきっかけに株式会社スタートラインに入社。現場での支援を経験した後、CBSヒューマンサポート研究所にて、職業リハビリテーションのための新たなツール開発や支援技術の開発業務、社員の専門技術研修、企業向けの研修などに携わる。専門分野は応用行動分析学、ACTを用いた職業リハビリテーション。



## 勿田 文記 主幹主任研究員

元障害者職業カウンセラー、公認心理師

1991年明星大学大学院修士課程修了。日本障害者雇用促進協会(現 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)での勤務などを経て、株式会社スタートラインに入社。専門分野は応用行動分析学、言語行動理論、関係フレーム理論、ACT、障害者の職業リハビリテーション。

## c. 外部パートナー

また外部研究機関との連携も重視しており、明星大学心理学部心理学科教授の竹内康二氏など、複数の外部パートナーと研究開発を進めております。なお、竹内康二氏は、当社の顧問でもあります。

## d. 支援技術 研究・開発サイクル

BYSN、IBUKI、INCLU、INCLU ONE、TASKI COFFEE等の当社が提供する障害者雇用支援サービスの現場、支援技術の研究開発・教育などを行うCBSヒューマンサポート研究所、大学・研究機関・学会等国内外の専門機関との連携によって、支援技術は磨き続けられます。



## e. 直近の学会発表事例

学会名	年次	発表テーマ
日本行動分析学会	第42回年次大会	・ Enable360システムを用いたSE&RFの訓練の実践と社会実装に向けた取り組み
	第40回年次大会	・ 知的・発達障害児における認知能力と適応行動の変化 -関係フレーム理論に基づいたPC訓練による介入-
	第39回年次大会	・ 関係フレーム理論の応用的実践 -個人の心理的課題から世界の社会問題へ-
	第36回年次大会	・ 言語関係の機能的拡張に向けた等価性アセスメントとトレーニング
	第35回年次大会	・ 就労移行期の精神障害者におけるセルフマネジメントスキル向上への介入について ・ 発達障害者の就労上の課題と脱フュージョンの効果 RGBの介入とIRAPを用いた効果に関する事例報告 他
日本職業リハビリテーション学会	第51回島根大会	・ プロセスベースセラピー活用による心理的柔軟性の変化 ・ 多面的な本人理解のための新たなアプローチ
	第49回宮城大会	・ 職業リハビリテーション分野における応用行動分析（ABA）及び臨床行動分析（ACT）の効果的な活用について
	第48回愛知大会	・ 職業リハビリテーションの分野におけるアクセプタンス&コミットメントセラピーの活用～多様な働き方を支える支援技法の充実に向けて～
職業リハビリテーション研究・実践発表大会	第33回	・ 組織変遷に伴うProsocialの再設計と展開 - 心理的安全性を軸とした30名規模組織での実践 - ・ 関係フレームスキル訓練オンラインシステム「Enable360」の有効性：支援スタッフへの導入事例から ・ 職業リハビリテーションにおける危機介入の実践と教育的支援の試み ・ 高次脳機能障害を有する就労移行支援事業所通所者に対する刺激等価性理論に基づいた訓練の実施とその効果 ・ 職場定着サポートのための支援技術向上を目的とした段階的な社内研修の取り組み ・ 2024年度Process-based Therapyワーキンググループについての効果検証 ・ 関係フレーム理論の新たな展開と可能性 - 関係フレーム理論から見た「自己」と「臨床対話」での活用について -
	第32回	・ 文脈的行動科学のアプローチを用いた就労支援と今後の展望 ・ 継続的な就労に課題のある就労移行支援事業所に通所する成人に対する刺激等価性 ・ 職業リハビリテーションの現場における支援スーパーバイザーの導入と効果の検証 ・ 社内支援技術向上を目的としたワーキンググループの取り組み ・ 障害者雇用支援従事者に対するEEMMグリッド面談の実践 ・ 精神障害のある対象者に向けたPBT・ACTアプローチの実践と結果について ・ 障害者への就労支援者に対するPBT(プロセスベースセラピー)を活用したサポート事例
	第31回	・ 社内支援スタッフの支援技術向上に係る人材育成の取組みについて～スタッフの職責に応じた階層別集合型研修の開発～ ・ 障害者雇用支援システム「Enable360」について ・ PBT(プロセスベースセラピー)に基づくアセスメントとマインドフルネストレーニングの効果 ・ 業務上のコミュニケーションに課題があったてんかんを持つ成人に対する関係フレームスキル訓練の実施とその効果 ・ 職業リハビリテーションにおけるPBTの活用に向けて-EEMMグリッドについての理解を深める- ・ Prosocialの概念を導入した多職種でのグループワークの実践およびその効果の検討
	第30回	・ ロースタリー型障害者雇用支援サービス『BYSN』におけるワークサンプルの開発およびEIT研修の実施について ・ 日本の障害者雇用の課題へのPROSOCIALアプローチの活用に向けて ・ 社内支援スタッフの支援技術の向上に係る人材育成の取組みについて～スタッフの階層に応じた集合型研修の実施と効果検証～

学会名	年次	発表テーマ
ACBS World Conference	ACBS World Conference 2023	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ The practice of PBT in Vocational Rehabilitation</li> <li>-Two cases of interviews, analysis, and support using the EEMM grid-</li> <li>・ The effectiveness of the Prosocial process in a variety of types of groups</li> <li>・ Improving Intellectual and Cognitive Ability and Adaptive Behaviour in Children with Intellectual and Developmental Disorders Using Stimulus Equivalence and Relational Frame Theory Tasks</li> </ul>
	ACBS World Conference 2022-Hilton San Francisco Union Square	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Prosocial and Ideology</li> </ul>
	ACBS VIRTUAL World Conference 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成人のための日本語版関係フレームスキルアセスメントの関係と試行、及びPCA得点との相関の検証</li> <li>・ PEAKをもとにしたMMSTとPCA日本語版を用いた非定形発達児におけるRFSのトレーニングと評価</li> <li>・ AIM日本語版の作成と職業訓練中の成人に対するAIMの実践 他</li> </ul>
ACT Japan	2025年度 年次ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクセプタンス&amp;コミットメント・セラピーに基づくプログラムのメンタルヘルスと仕事のパフォーマンスに対する効果の検討</li> <li>・ 放課後等デイサービスに通う生徒らへの刺激等価性訓練の実践：PCベース介入の効果</li> <li>・ 関係フレーム理論から見た「自己」と臨床会話での活用について</li> <li>・ 2024年度 Process-based Therapy ワーキンググループにおける効果検証</li> </ul>
	2024年度 年次ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理職層に対するCBSおよびPBT研修の実施による心理的柔軟性・非柔軟性の変化</li> <li>・ 職業リハビリテーションにおけるスーパービジョンの効果検証</li> <li>・ 成人向け関係フレームスキルアセスメントシートの開発と有用性の検討</li> <li>・ 高次脳機能障害を有する就労移行支援事業所通所者に対する刺激等価性訓練の実施とその効果</li> <li>・ 対人援助職を志すも職業選択の悩みをもつ成人に対するEEMMグリッド面談の効果検証</li> <li>・ 心理的柔軟性の向上を目的としたEEMMグリッド面談の実践と効果について</li> <li>・ 就労場面にて課題を感じている支援職に向けて、EEMMグリッドを活用したアプローチ</li> </ul>
	2023年度 年次ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EEMMグリッドの実践とその活用可能性</li> <li>・ PBTを活用した自己理解の促しとACTアプローチによる変化</li> <li>・ 企業の従業員に向けたアクセプタンス&amp;コミットメントセラピー（ACT）集団プログラムの実践報告</li> <li>・ 職業リハビリテーションの現場における支援スーパーバイザーの導入と効果検証</li> <li>・ 職業場面においてコミュニケーションや業務遂行に課題があった成人に対する関係フレームスキル訓練の実践とその効果</li> <li>・ 刺激等価性理論及び関係フレーム理論に基づいた訓練ツールを搭載した障害者雇用支援システム「Enable360」について</li> </ul>
	2022年度 年次ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データと語るCBSの実践と研究：現場での実践研究の最前線</li> <li>・ EEMMグリッドを活用したこころの整理</li> <li>・ EEMMグリッドを活用した多面的なこころの整理</li> <li>・ 関係フレーム理論に基づいたPC訓練による介入</li> </ul>
	2020年度 年次ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達及び知的に困難を抱える児童を対象としたPEAK日本語版を用いた関係フレームスキルの評価及び訓練</li> <li>・ 雇用可能性の向上を目的とした集団研修のオンライン実践における効果検証</li> <li>・ 「強化子ストア」を用いた個人の行動変容と組織行動マネジメントに関する研究 他</li> </ul>
	ACBS VIRTUAL World Conference 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成人のための日本語版関係フレームスキルアセスメントの開発と試行、及びPCA得点との相関の検証</li> <li>・ PEAKをもとにしたMMSTとPCA日本語版を用いた非定形発達児におけるRFSのトレーニングと評価</li> <li>・ AIM日本語版の作成と職業訓練中の成人に対するAIMの実践 他</li> </ul>
日本特殊教育学会	第62回大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校における言語・認知に対する新たな評価・訓練システムの社会実装に向けた取り組み</li> </ul>
	第61回大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汎用見本合わせ課題プログラムを用いた-関係フレームスキル訓練の実践と効果について-</li> </ul>
一般社団法人日本LD学会	第34回大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習支援が必要な園児・生徒を対象としたRFS訓練による実践とその効果 RFS訓練オンラインシステム「Enable360」の可能性</li> </ul>

共同研究概要	研究パートナー
「精神障害者が働きやすい執務スペースのあり方」に関する共同研究(注)	コマニー株式会社 WINフロンティア株式会社
「関係フレーム理論」に基づいた訓練ソフト「MMST」を活用した共同訓練	放課後等デイサービスLino
大学生を対象としたセルフコンパッションの講義内容とその効果	明星大学
就労移行支援事業所利用開始から一般就労定着支援まで12のACTを活用した実践発表	社会福祉法人釧路のぞみ協会 自立センター

(注) 第46回人間情報学会オーラルセッション 最優秀賞受賞

## g . 書籍出版



改訂版 成功する精神障害者雇用～受入準備・採用面接・定着支援～ 第一法規



ACTマトリックス・カード<第2版>(日本語版) 星和書店



ところがふわっと軽くなるACT(アクセプタンス&コミットメント・セラピー)-ガチガチな心を柔らかくするトレーニング 星和書店



PROSOCIAL:進化化学を使って、生産的で  
 衡平で協働性のあるグループを作る  
 ratik

各拠点の管理方法

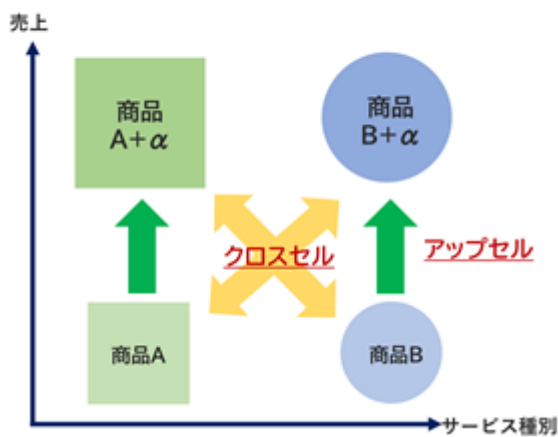
当社では、本社の他営業拠点として関西事業所、代々木オフィスがあります。またサービス提供拠点としては、2026年3月31日現在で、BYSN、IBUKI、INCLU、Diverse Village、FITIMEそしてGOOD THE GOODが東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、新潟県、茨城県に計50拠点ございます。サービス提供拠点においては、エリアごとにエリア責任者を配置しており、エリア責任者は、月次で売上高、変動経費における計画との対比、異常値の発生の有無などを分析した上で、各エリアの上位役職者であるマネージャー職、部長職、本部長職へ報告がなされます。また、イレギュラーな事象が発生した場合は、速やかに上位役職者へエスカレーションがなされます。部長職、マネージャー職はもちろん、内部監査による定期的な拠点巡回を行い、実地調査を行っております。

事業戦略と構造

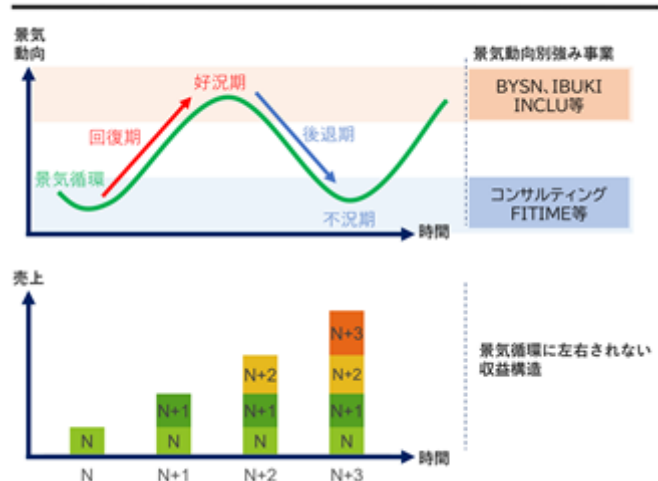
顧客企業の多様なニーズに対して、複数サービスラインナップによるトータルソリューションの提供が可能です。例えば、IBUKIをご利用いただいている既存顧客が同一サービス内での拡張（アップセル）や、BYSNやINCLU、研修・コンサルティングサービス、TASKI COFFEEの新規契約（クロスセル）があり、契約顧客数の増加に伴い、既存顧客によるアップセル・クロスセル件数が増加します。

また、主力事業であるBYSN、IBUKI、INCLUがストックモデルであることから、景気循環に大きな影響は受けず、リセッション時にも需要の瞬間蒸発を招かない収益構造を実現しています。回復期から好況期には、BYSN、IBUKI、INCLUが強みを発揮し、後退期から不況期には就労移行支援、コンサルティングサービスが強みを発揮するなど、外部環境変化への対応力が高い事業ポートフォリオが構築できております。

クロスセル/アップセルでのトータルソリューション



景気循環と収益構造



## 用語説明

当社を取り巻く障害者雇用支援サービス事業、障害者福祉事業における用語解説は、以下をご参照ください。

No	用語	意味・内容
1	障害者	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者。
2	障害者手帳	日本の公的機関で認定され障害者福祉関連のサービスを利用する資格を証明するもの。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳がある。
3	身体障害	先天的あるいは後天的な理由（疾病や事故など）で身体の一部が機能しない状態のこと。 具体的には、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓若しくは呼吸器又は膀胱若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害）などが挙げられる。 なお、身体障害者に交付される障害者手帳は、「身体障害者手帳」という。
4	知的障害	児童相談所又は知的障害者更生相談所などにおいて知的障害であると判定された者を指し社会生活に適応していく能力（記憶・知覚・運用する能力、理解・思考・判断など）の発達が遅滞し困難な状態のこと。主に発達期（18歳以下）に現れる。知能指数（IQ）を基準に使い、軽度・中等度・重度・最重度に分けられる。発達障害のうち、幼児期、児童期等に判定を受けて手帳を取得した方を含む。 なお、知的障害者に交付される障害者手帳は、「療育手帳」という。
5	精神障害	うつ病、双極性障害、統合失調症、てんかんなどの精神疾患であり、脳内の情報を伝達する物質のバランスが何らかの原因によって崩れることで発症する精神疾患の総称（意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能が障害され、社会生活が困難になる）。 発達障害のうち医療機関の診断を受け手帳取得した方（若年者が多い）や認知症の方で手帳取得した方（高齢者が多い）、高次脳機能障害者のうち身体障害を持たない方（若年から壮年者が多い）を含む。 なお、精神障害者に交付される障害者手帳は、「精神障害者保健福祉手帳」という。
6	発達障害	先天的な脳機能の障害で主に症状は乳児期から幼児期に現れ始める発達遅延であり、高機能自閉症や学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、広汎性発達障害などがある。 発達障害の判定時期によって、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得するケースに分かれる。
7	障害者雇用	民間企業や自治体などが働きたい身体障害、精神障害、知的障害、発達障害のある方を雇用（トライアル雇用も含む）すること。企業や自治体などは、従業員のうち一定割合の障害者を雇用することが、障害者雇用促進法により義務付けられている。
8	障害者雇用率制度	障害者が一般労働者と同じように働く機会を設けるため、民間企業等に常用労働者の数に対して2.5%（2026年3月31日現在）に相当する障害者を雇用することを義務付ける制度。 なお民間企業等における法定雇用率は、2013年以前は1.8%、2013年4月に2.0%、2018年4月に2.2%、2021年4月に2.3%、2024年4月に2.5%と段階的に引き上げられており、2026年7月には2.7%になることが既に決定している。
9	障害者雇用状況報告書	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第5項に基づき、毎年6月1日現在の障害者の雇用状況を、事業主が公共職業安定所を経由して厚生労働大臣に報告する制度のことを障害者雇用状況報告制度といい、障害者雇用状況報告書とは、企業の主たる事業所において、支社、支店等の分を取りまとめて作成する当該障害者雇用状況報告制度に基づく報告書であり、本社の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出する。いわゆる61報告（ロクイチ報告）と呼ばれることが多い。
10	雇用義務	従業員が一定数以上の規模の事業主に課される、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務（障害者雇用促進法第43条第1項）。 企業全体の常用労働者（除外率により除外すべき労働者を控除した数）が40.0人以上（2026年3月31日現在）の事業主に雇用義務がある。
11	障害者雇用枠	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など、障害者手帳を取得している障害者を対象として、一般雇用とは異なる採用基準により企業や公的機関等に就職できる雇用枠。
12	納付金制度	常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で、障害者法定雇用率未達成の事業主は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて一人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければならない制度。 その納付金を財源として、障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金、特例給付金及び各種助成金を支給している。
13	医学モデル	障害は個人の側にあるとする考え方。個人の対応では限界があると考えられている。
14	社会モデル	障害は環境の側にあるとする近時の考え方。制限の解消、軽減の可能性の余地があると考えられている。
15	障害者総合支援法	2013年4月（一部は2014年4月）に施行された、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律であり、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の範囲に難病などが主な改正点として追加された。
16	障害者権利条約	障害者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進・保護・確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための条約の名称。2006年の国連総会で採択され、障害に基づく差別の禁止や障害者の社会参加促進などが内容として盛り込まれている。現在192か国とEUの計193締約主体が批准をしており、日本でも条約の内容に沿った法整備が整ったため2014年に批准した。

No	用語	意味・内容
17	障害者雇用促進法	障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律で、障害者の職業生活における自立を実現するための職業リハビリテーション推進について、また事業主が障害者を雇用する義務をはじめ、法定雇用率、差別の禁止や合理的配慮の提供義務等を定めている。
18	障害者差別解消法	2016年に施行された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もってすべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律。
19	合理的配慮	特別の状況下で生きづらさや困難さが生じないように、障害者一人ひとりの特性に合った方法で環境調整等を行うこと。障害者の権利に関する条約第2条においては、「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義される。障害者差別解消法においても、就労や教育など様々な場面で合理的配慮を行うことが2024年4月に努力義務から義務化に改正されている。
20	職域開拓（業務切り出し）	日常業務を細分化して整理し、障害特性や適性を見ながら障害者が従事する仕事を明確にすること。
21	定着支援	障害者が入社した企業で長く安心して働き続けるための支援をすること。障害者本人への支援に加えて、職場への環境調整や医療・家族との連携など、本人の必要性が高いものに対して幅広く実施する。支援者は、就労状況や困り事などを確認し、必要に応じて面談を行い、職場での人間関係や業務環境に関する相談を受け、必要に応じて企業に環境調整に関する提案や改善を申し入れるなどの支援を行う。
22	障害福祉サービス	障害福祉サービスは、大きくわけて障害者総合支援法で定める介護給付と訓練等給付があり、自宅や施設で介護の支援を受ける場合には介護給付、施設などで訓練等の支援を受ける場合には訓練等給付のサービスを利用する。障害者総合支援法で、障害者が利用したいサービスを選び、市区町村に相談し、障害福祉サービス支給の申請を行い、市区町村は障害の程度や助案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）について聞き取り調査などを行い、判定結果に基づいてサービス支給の必要性があると認めた場合、サービス支給決定を行う。
23	就労移行支援	障害者総合支援法に基づく就労支援事業の一つであり、企業等への就職を目指す障害者を対象に、就職に必要な知識やスキル向上のために行われる支援。
24	就労定着支援	障害者総合支援法に基づく就労支援事業の一つであり、企業等に就職した障害者を対象に、職場に長く定着するために必要なサポートを行う支援。
25	就労継続支援	一般企業への就職が困難な方へ働く機会を提供するサービスであり、対象者や支援内容により就労継続支援A型（雇用型）と就労継続支援B型（非雇用型）の2つの枠組みがある支援。
26	就労選択支援	障害のある人が、自身の希望や能力、適性にあった働き方や就労支援サービスを選択できるように2025年10月より施行された障害者福祉サービス。短期間の作業体験や面談、就労アセスメントを通じて、就労に関する適性や必要な配慮事項を整理し、その結果をもとに就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）や一般就労など、次の進路選択につなげる支援。
27	サービス管理責任者	「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（厚生労働省告示第五百四十四号）を基準にして障害福祉サービス事業所に配置することが義務付けられている者。障害者総合支援法に基づくサービスの品質向上を目的に、利用者に関してアセスメントから個別支援計画の策定、モニタリングなどサービス提供プロセス全般に関する責任を担う。
28	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	高齢者の雇用の確保、障害者の職業的自立の推進、求職者その他労働者の職業能力の開発及び向上のために、高齢者、障害者、求職者、事業主等に対して総合的な支援を行っている機関。
29	職業リハビリテーション	障害者が職業を通じて社会参加し、自己実現や経済的自立を達成できるよう支援する取組みであり、具体的には障害者の職業相談、職業評価、技能習得のための職業訓練、就職活動の支援、就職後の職場定着支援など、様々なサービスを組み合わせ、個々のニーズに合わせた支援を行うこと。
30	応用行動分析学	人の行動の原因を、周囲環境との関係の中に見出す手法。望ましい行動を増やし、望ましくない行動を減らすようにすることが可能で、教育・スポーツ・リハビリテーション・企業コンサルティングなどの分野で幅広く取り入れられている。Applied Behavior Analysis (ABA) とも呼ばれる。
31	ACT	Acceptance & Commitment Therapy (アクセプタンス&コミットメントセラピー) の略であり、アメリカの心理学者スティーブン・C・ヘイズが提唱した、第三世代の認知行動療法といわれる最新の科学的な心理療法。行動分析学と関係フレーム理論に基づき、「心の問題に向き合い、心との付き合い方を身に付けるアプローチ」であり、不安やストレス、強迫性障害、うつ病、薬物乱用、対人恐怖、職場等のストレス等の領域において有効とされる。思考や感情との付き合い方を変え、自分の価値に沿った行動を増やすことで、より人生が豊かになり、結果として症状が緩和される。

No	用語	意味・内容
32	トータルパッケージ	<p>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業センターにおいて開発された、障害者の職場適応促進するための支援パッケージで、以下の4つから構成をされている。</p> <p>MSFAS（幕張ストレス・疲労アセスメントシート） 幕張版メモリーノート MWS（ワークサンプル幕張版） WCST（ウィスコンシン・カードソーティングテスト）</p> <p>障害者の基礎情報を MSFAS（幕張ストレス・疲労アセスメントシート）を使用し、障害者及び支援者が障害を正確に把握し、幕張版メモリーノートを活用してスケジュールと相談支援を行い、MWS（ワークサンプル幕張版）、WCST（ウィスコンシン・カードソーティングテスト）を通して作業遂行状況の把握及び訓練を実施。</p>
33	MSFAS（幕張ストレス・疲労アセスメントシート）	<p>障害者の疲労やストレスについて分析するアセスメントシート。職場適用に向けた対処行動を確立し、環境整備について検討することにより効果的かつ具体的な支援が実現できる。障害者自身が障害理解を深め、また周囲の人にも共有することにより、より効果的な支援につなげることが可能になる。</p>
34	幕張版メモリーノート	<p>基本的な情報整理スキルの獲得をサポートするためのシステムノート。スケジュールや行動の管理、行動記録、情報共有のツールとして、利用者のニーズに合わせて使用することができる。障害者自身が、メモリーノートを活用し、毎日の生活をチェックすることで、健康への関心を高め、自己管理を促すことが可能になる。</p>
35	MWS（ワークサンプル幕張版）	<p>様々な模擬業務を活用し作業課題の体験を通して、作業における障害の表れや、作業の実行が可能かどうかの職業評価を実施し、トレーニングすることで、作業ミスや作業効率の改善、作業遂行の安定を図るツール。</p> <p>模擬業務は、数値入力、文章入力等の5種類のOA作業、数値チェック、物品請求書作成等4種類の事務作業、ナプキン折り、ピッキング等の4種類の実務作業の合計13種類の模擬業務がある。</p>
36	WCST（ウィスコンシン・カードソーティングテスト）	<p>脳の前頭葉の機能を評価するために用いられるツール。遂行機能障害の有無や効果的な支援方法を判断できる。</p> <p>障害者自身がWCSTを実施することにより、自身の障害を認識し、障害を補完することが必要であることを実感（障害受容を進める）でき、また支援者が障害者への支援方法を判断することが可能になる。</p>

#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社は「自分をおもいやり、人をおもいやり、その先をおもいやる。」を企業理念として掲げております。この理念の下、障害の有無に関係なく、一つでも多くの選択肢をつくり、多様な人々の可能性を拡張することで、誰もが自分らしく生きる社会の実現を目指しております。

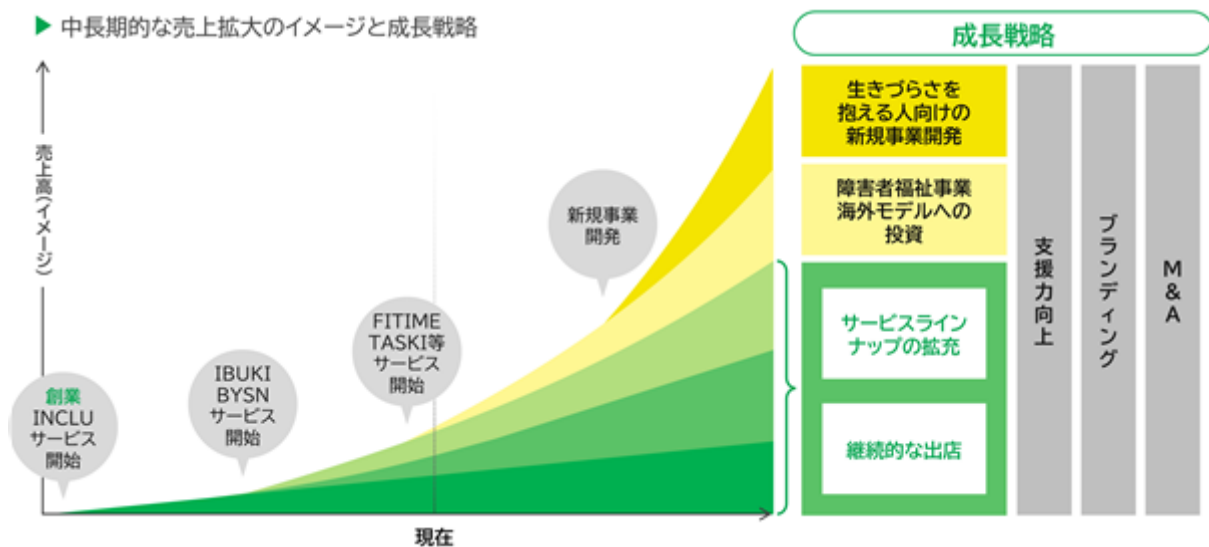
#### (2) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、中長期的に事業の成長性を高めるために、競争優位性であり当社のコアコンピタンスでもある「支援力」と「豊富なサービスラインナップ」をベースとして、障害者雇用支援サービス事業に人材及び資金を優先的に投資することで経営の安定基盤を確保しつつ、得られた利益をもとに新規事業の開発を行います。

・「支援力」及び「豊富なサービスラインナップ」をベースに、障害者雇用支援サービス事業に人材及び資金を優先的に投資

・ストック売上の継続的な積み上げによる経営の安定基盤を確保

・得られた利益をもとに、さらなる出店、新サービス開発、生きづらさを抱える人向けの新規事業の開発等を行う



#### 障害者雇用支援サービス事業

ストック売上が継続的に積み上がることで経営の安定基盤を確保しつつ、「企業理念の体現」をより重視したサービス運営、新規サービス開発を行います。BYSN、IBUKI、INCLU、INCLU ONEの既存パッケージサービスの継続的な改善、伸長を行い、またコンサルティングサービス、研修サービス等の多様なコンサルティングサービスの開発及び付加価値の向上を目指します。また障害者が職種を豊富な選択肢（サービスラインナップ）の中から選べる状態にするため、TASKIシリーズのラインナップも拡充していく予定です。



#### 障害者福祉事業

FITIMEは既存拠点において、利用者集客方法や効率的な運営手法の確立を行い、既存拠点における実績、ノウハウの積上げを行います。また、2026年3月期において、就労継続支援B型「GOOD THE GOOD」を出店しております。当該GOOD THE GOODは、イスラエルのShekulotov Groupとパートナーシップ契約を締結しており、日本で初めて展開するリアルジョブトレーニングステーションです。Shekulotov Groupが開発した職業リハビリテーションモデルを活用し、利用者それぞれの目標に焦点を合わせた支援プランをもとに、カフェ店舗で実践的な業務にチャレンジし、実体験を通じて必要なスキルを身に付けていきます。なお、Shekulotov Groupの職業リハビリテーションモデルは、国連の2017年プロジェクトゼロ賞を受賞し、OECDをはじめとする世界中の主要な組織から評価を受けています。

#### 非障害者領域

当社の支援力を活用し、従来の障害者手帳保持者から、非保持者まで領域を広げた事業展開を予定しております。

(3) 経営上の目標を達成するための客観的な指標

当社は、高い成長性及び生産性をもって収益に結びつけ、継続的に成長していくことを経営上の目標としております。具体的には、以下の2つを重要な指標としております。

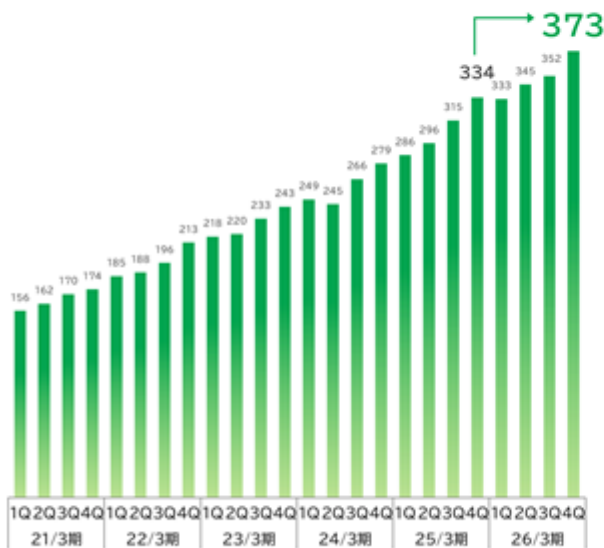
継続的に支援をさせていただいている対象者数

- ・2026年3月31日現在において障害者雇用支援サービス事業及び障害者福祉事業の各種サービスを通して、2,514名（前年同月比17.6%増）の障害者を継続的に支援しております。

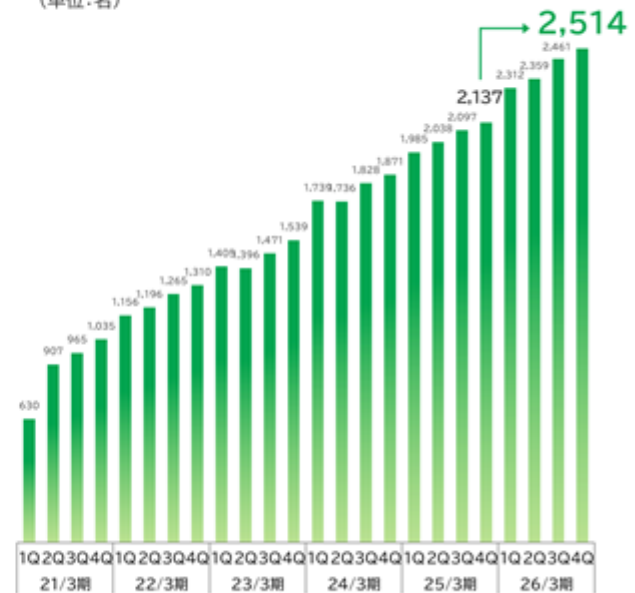
支援をさせていただいている対象顧客社数

- ・2026年3月31日現在において障害者雇用支援サービス事業の各種サービスを通して、顧客社数373社（前年同月比11.7%増）を支援しております。

▶ 顧客企業数  
(単位:社)



▶ 支援障害者数  
(単位:名)



その他の指標としては、以下のとおりです。

- ・2026年3月期におけるストック売上の売上比率は、64.4%です。
- ・アップセル比率は、35.6%です。なお、アップセル比率の算出方法は、BYSN、IBUKI、INCLUの2025年3月時点のサービス別稼働顧客数を分母とし、そのうち2026年3月時点で売上が増加した顧客数の割合です。
- ・2026年3月時点での稼働顧客数を分母として、そのうち2サービス以上利用の顧客数の割合（クロスセル比率）は15.0%です。
- ・BYSN、IBUKI、INCLUの2025年3月時点の月次経常収益を分母とし、当該顧客のうち2026年3月期中に解約となり減少した月次経常収益の合計の割合（解約率）は2.1%です。

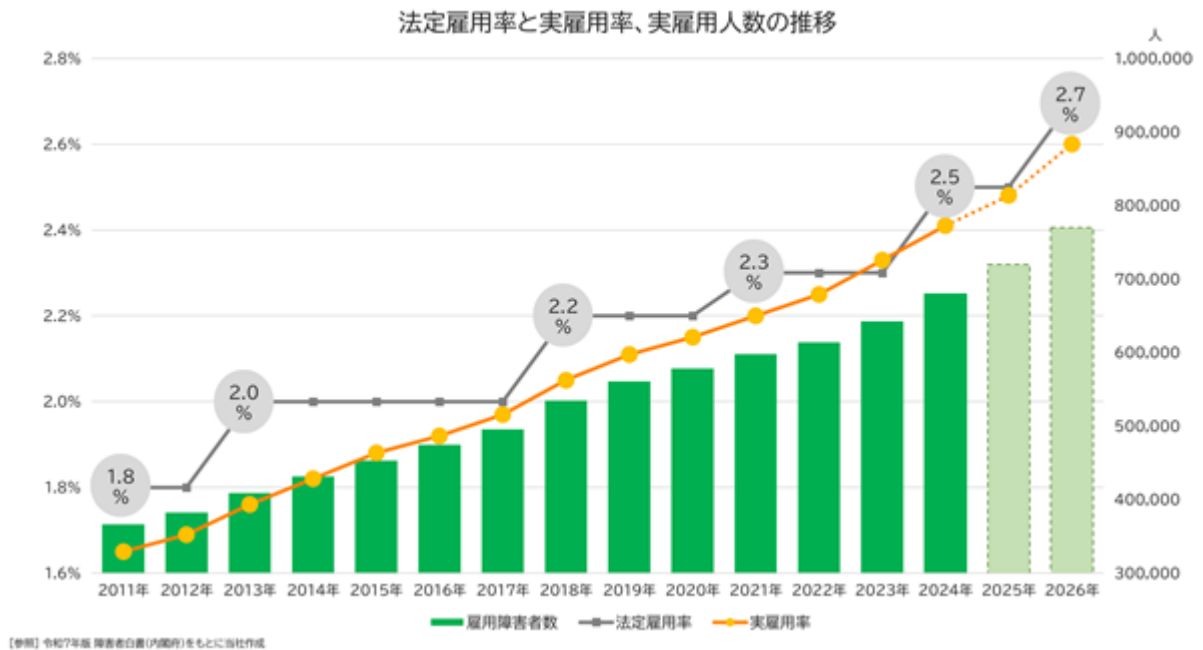
(4) 経営環境

当社の取り扱うサービスは、BYSN、IBUKIやINCLU等のパッケージ型サービスが中心であり、ストック型のビジネスモデルです。実際に利用企業は、当社のパッケージサービスを利用して障害者を雇用するため、景気が悪化したとしても解約になるケースはほとんどなく、サービス利用を継続される顧客が大半であり、景気等の影響を受けにくいビジネスモデルです。一方で、障害者数の増減や、法定雇用率等に伴う制度改正に影響を受けます。

障害者数の増減という観点で、障害別の18歳～64歳の労働人口の人数に焦点を当てると、身体障害者は減少傾向であり、一方で知的障害者は増加傾向にあります。また、精神疾患を有する外来患者数において、25歳～64歳の年齢層が増加傾向にあり、特に認知の障害、メンタル不調者が増加しております。そのため、今後の障害者雇用においては、増加傾向にある「知的障害者」と「精神障害者」をいかに雇用するかが、重要なテーマになってきます。



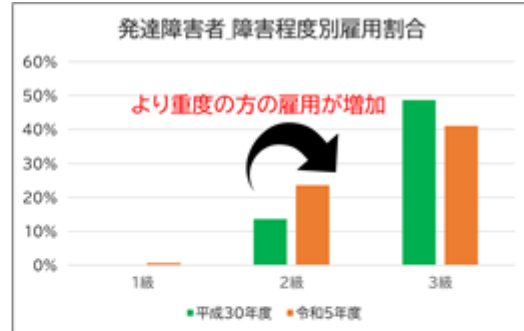
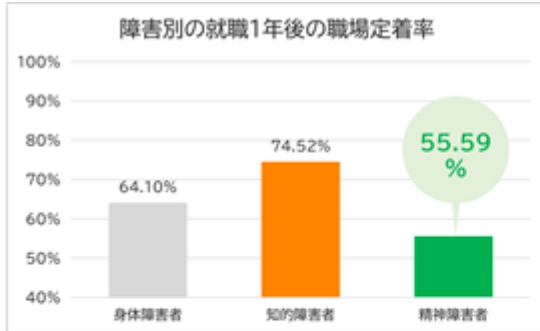
このように障害者総数が増加傾向にある中、当社の事業領域である障害者雇用支援市場において大きく影響を及ぼすのは、行政施策の障害者雇用率制度の動向であり、2026年3月31日現在で法定雇用率が民間企業は2.5%、国・地方公共団体は2.8%、都道府県等の教育委員会は2.7%と設定されております。つまり民間企業においては、40.0人以上の事業主に対して障害者を雇うことを義務付けております。



なお、2026年7月には民間企業において法定雇用率が2.7%に引き上げられることが決定しており、対象事業主の範囲が、現在の40.0人以上から、37.5人以上の事業主へと広がります。

このように法定雇用率が段階的に引き上げられる中、実雇用率が上昇、実雇用人数も増加しており、この傾向は今後も継続される可能性が非常に高い状況です。

このように法定雇用率の段階的な引き上げに伴い、障害者の雇用人数は増加し、市場規模は拡大傾向にあります。精神障害者の一般就労者は急増傾向であるものの、就職1年後の職場定着率は55.69%と、他の障害種別比べても低く、メンタルケア等のフォローが難しい状況です。また、企業等に雇用されている発達障害者において、障害程度の重い方の雇用が増加しております。



法定雇用率の段階的な引き上げに伴い、実雇用人数も増加しているため  
障害程度が軽い方は既に民間企業で就労していることが多く、  
障害等級がより重い方や就労継続支援A型やB型で福祉就労していた方の  
企業就労の増加が予測されます。

このように障害者雇用支援領域における市場は拡大傾向にある中、農園型サービスを提供する事業者が増加しており、2022年1月以降、労働局において、いわゆる障害者雇用ビジネス実施事業者やその利用企業の実態把握を行うとともに、障害者雇用ビジネス実施事業者等への必要な助言や支援が行われ、その詳細が、厚生労働省 第128回労働政策審議会障害者雇用分科会において「いわゆる障害者雇用ビジネスに係る実態把握の取組について」にて2023年4月17日に公表されており、障害者雇用ビジネス事業者数は23事業者、就業場所数は125か所、就業障害者数は6,568人以上と把握されております。その後、同年12月27日に開催の厚生労働省 第130回労働政策審議会障害者雇用分科会において、2023年11月末時点の把握状況として更新された情報が公表されております。また、2024年12月20日（第133回 労働政策審議会障害者雇用分科会）に、2024年11月末時点の把握状況が以下のように公表されております。

**いわゆる障害者雇用ビジネス<sup>(※)</sup>に係る実態把握の取組について**

労働政策審議会障害者雇用分科会  
第133回  
(R6.12.20) 参考資料4

**実態把握の概要**

- 令和4年1月、都道府県労働局に対し、障害者雇用ビジネス実施事業者やその利用企業の実態把握を行うことを指示。以降、以下のとおり、継続的に実態把握を行うとともに必要な支援を実施。
  - 業務内容・業務量、雇用期間・労働時間等の労働条件、雇用管理の状況（勤怠管理・業務指示の流れ等）等を把握。
  - 必要に応じ、関係機関と連携し、同一の就業場所や利用企業を繰り返し訪問。
  - 事業主や障害者雇用ビジネス実施事業者に対し、障害者雇用促進法の基本理念や事業主の責務についての理解を促進。
  - 必要に応じ、障害者の能力に応じた業務の選定等について、事業主への支援を実施。

**把握状況（令和6年11月末時点）**

- ビジネス事業者39法人が運営する就業場所186カ所を把握（うち72カ所訪問）。
- 当該就業場所の利用企業のうち333社を特定。うち64社について事業所訪問等を実施。

**【把握状況の概要】**

事業者数	39事業者 <sup>(※1)</sup>
就業場所数	186カ所 <sup>(※2)</sup>
うち農園	132カ所
うちサテライトオフィス	46カ所
利用企業数	1,583以上 <sup>(※3)</sup>
うち社名を把握した企業数	333社 <sup>(※4)</sup>
就業障害者数	9,355以上 <sup>(※5)</sup>

(※1) 把握する限り、就業場所数が多い事業者では55カ所を運営。また、利用企業が多い事業者では690社以上が利用。

(※2) 労働局による聴取またはビジネス事業者HP等で把握した就業場所数。このうち労働局等の訪問による実態把握を実施したのはいずれも72カ所。

(※3) 把握した就業場所ごとの利用企業数を合計した延べ数。（同一企業が複数の就業場所を利用する場合は重複計上。一部、利用企業数を把握できていない就業場所もあるため、1,583以上と表記。）最も多い就業場所では29社が利用。

(※4) 複数のビジネス事業者を利用する企業が3社あり、利用企業数としては重複計上。このうち64社については、労働局等の事業所訪問等による実態把握を実施。

(※5) 労働局による聴取またはビジネス事業者HP等により把握した就業障害者数。（HP上に「〇〇人以上」と掲載されているものが多いほか、把握できないものもあるため、9,355以上と表記。）

(※) 障害者の就業場所となる施設・設備（農園、サテライトオフィス等）及び障害者の業務の提供等を行う事業。なお、実態把握の取組は、業務の提供等の実施が無いものも含め広く対象としている。

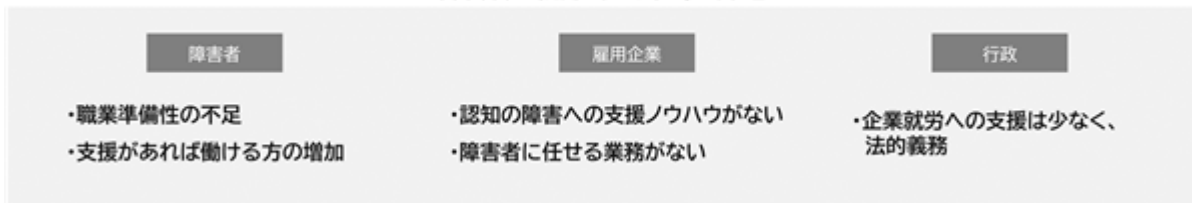
また、2023年6月12日（第129回 労働政策審議会障害者雇用分科会）には、「事業主の皆様へ」と題するリーフレットが厚生労働省より公表されております。これらの公表資料において、障害者雇用ビジネス実施事業者が提供するサービスを利用する事業主に対して、法定雇用率を達成することのみを目的とするのではなく、より主体的に障害者雇用に取り組むように、障害者の職業能力の開発・向上等に焦点を当て、「望ましい取組」としてそのあり方が紹介をされております。

2023年4月からは、障害者である労働者の「職業能力の開発・向上に関する措置を行うこと」が事業主の責務として「障害者雇用促進法」にも明記され、今後は障害者の雇用機会の確保及び必要な合理的配慮を行うことに加え、「障害のある方がその特性や希望に応じて能力を発揮できる業務の提供」、「雇入れ後も職域開発や業務の選定を通じて多様な業務に取り組む機会、特性を生かしその能力を発揮する機会の提供」、「障害者本人の希望、能力等を踏まえた業務目標の設定、業務実績等を踏まえた人事評価、その結果に基づく待遇の実施」、「キャリア形成の視点を踏まえた継続的な能力開発・向上の機会の提供」等、障害者が活躍できる職場環境の整備や適切な雇用管理の取組を行うことが望ましいとされております。

このように、これからの障害者雇用は、法定雇用率達成のための「数合わせの雇用」ではなく、障害者が活躍できる職場づくりを行えるかといった「雇用の質」と「雇用人数」の両方がより重視されてきます。そのため民間企業の障害者雇用におけるニーズ（課題）は多様化してきていると考えられます。一方で、障害者の働くことへのニーズも多様化してきており、民間企業と障害者双方のニーズや課題が多様化してきていると判断されます。

このような状況下において、例えば農園型の障害者雇用支援サービスは、双方の課題を解決するための一つの手段に過ぎません。多様化した双方のニーズに応えるため、当社は複数サービスラインナップを用意することで、障害者雇用のワンストップソリューションを提供して参ります。

## 障害者の就労・雇用市場の課題



『障害者の就労・雇用市場における「支援」と「業務開発」の必然性』

労働人口の減少に伴い、民間企業においては人手不足が喫緊の課題です。一方で障害者雇用は義務感から雇用する企業も少なく、本当の意味で障害者が企業の戦力となることが重要です。そのためにも障害者の就労における「支援」や「任せる業務の開発」が必須です。

### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社におきましては、高い事業の成長性の実現のために、以下5点を対処すべき課題として認識しております。

#### 障害者雇用支援サービス事業の継続的な成長

日本における障害者雇用を促進するためには、より多くの民間企業等の障害者雇用を支援することが重要な課題であり、新たにサービスを利用いただく企業の確保に努めるとともに、既存のサービス利用企業の満足度を高め、一人でも多くの障害者の就労を支援することが重要であると考えております。

現在、当社は民間企業等の障害者雇用の課題を解決するサービスとして、BYSN、IBUKI、INCLU、INCLU ONE、TASKI、研修・コンサルティングサービス、RESQWOを提供しております。その結果、現在は障害者雇用を総合的に支援できる専門コンサルティング会社として、創業以来、多種多様な規模・業種の企業及び障害者双方の支援を行ってまいりました。法定雇用率のさらなる引き上げに伴い、障害者雇用においては「量」と「質」の双方がより重視されてきております。また企業や障害者の課題やニーズもますます多様化しておきており、「支援力」と「豊富なサービスラインナップ」を有している点を強みに、障害者雇用支援サービス事業の継続的な成長に取り組んでまいります。

#### 安定的な出店拡大

障害者雇用支援サービス事業、障害者福祉事業のすべての事業を合わせて、合計50拠点を運営しておりますが、一人でも多くの障害者の民間企業等での就労を増やすために、今後も新規拠点を開設してまいります。

#### 支援力のさらなる研究・開発

当社のコアコンピタンスは、「支援力」です。支援力の有無が、競争優位性の源泉となっております。当社研究開発機関であるCBSヒューマンサポート研究所と、実際に障害者を支援する各サービスの実践フィールドにおいて、支援力の研究・開発を継続的に行ってまいります。

#### 人材採用と育成

「自分をおもいやり、人をおもいやり、その先をおもいやる。」という企業理念に共感する人材の採用と育成が、中長期的な成長には欠かせません。当社においては、障害者への直接的な支援や教育を行っており、当社の人材の質が、サービスの質に直接影響を与えるといたっても過言ではございません。そのため、障害者就労支援の専門性と品質を高水準で維持、向上させるため、教育機関として社内大学「STARTLINE UNIVERSITY」を2025年に設立するなど、組織的に対策を講じてまいります。

#### 地域・関係機関との連携強化

当社の各事業は、障害者はもちろん、雇用企業や行政、福祉施設、障害者のご家族など、障害者雇用に関わるすべての方々との連携のもとに成り立つものであると認識しております。そのため、一例にはなりますが、拠点近隣の特別支援学校に通う生徒及び教員の皆様向けの職場実習プログラムの実施や、企業や福祉施設など当社と関わりがある関係者が集う対話イベント「コークリテラス」の開催、そして新規拠点出店時に近隣住民の方も楽しめるイベントの開催等様々な活動を行っており、今後もこれらの活動を通して、地域や関係機関との連携を強化してまいります。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する記載事項については、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) ガバナンス

当社は、サステナビリティに関する取組みを中長期的な企業価値向上のための経営課題と位置づけ、取締役会の監督のもと、全社的に推進しております。サステナビリティに関する基本方針および重点課題は、経営会議において審議のうえ取締役会に付議し、取締役会が最終的に承認・監督する体制としています。

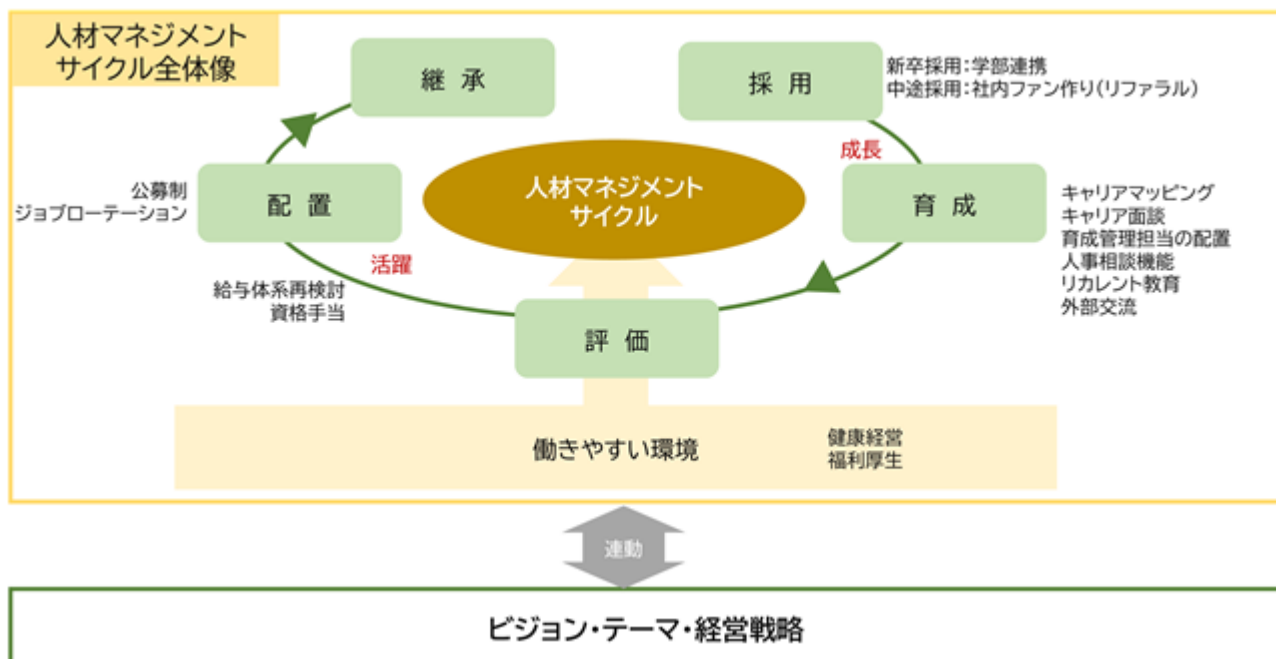
また、代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、その中で環境対応、人的資本、多様性推進、ガバナンス強化などに関する取組み方針を策定し、進捗状況を定期的に報告・評価する仕組みを整えております。「第4 提出会社の状況 4.コーポレート・ガバナンスの状況等 (1)コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のコーポレート・ガバナンス体制のもとで、持続可能な社会の実現と当社の継続的な企業価値の向上を目指しております。また、コンプライアンス・情報セキュリティ等においても継続的な活動の改善及び強化に取り組んでおります。

### (2) 戦略（人的資本）について

当社は、「自分をおもいやり、人をおもいやり、その先をおもいやる。」という企業理念のもと、障害者雇用支援サービス事業及び障害者福祉事業を通じて、「誰もが自分らしく生きる社会の創造」を目指すゴールとしております。そのゴールの実現に向けて、企業の持続的かつ継続的な成長を目指し、従業員の職業能力の向上に取り組んでおります。当社の事業の特性上、障害者を直接的に支援する支援員が従業員の多くを占めており、人に依拠するところが大きいいため、人的資本について記載しております。

#### 人材マネジメントサイクル

従業員のキャリア形成を念頭に、採用からステップアップ（管理職登用など）まで連なったフローと連動することを意図して、人材マネジメントサイクルを構築、運用しております。特に従業員の定着と併せて、中間マネジメント層の育成を強化します。



#### 社内環境整備方針

当社は、全従業員が企業理念を体現し「自分らしく生きること」を期待しており、その結果モチベーションが高く、より主体的に業務に取り組むことができるよう、以下のような各種人事施策を行い、積極的に社内環境整備に努めています。

##### a．勤務体系の多様化

コロナ禍における対策として導入した在宅勤務にかかる取扱いを継続し、フル入社、フル在宅、在宅と出社のハイブリッドを選択できるなど、従業員の状況にあった勤務体系を選択できるようにすることで、従業員一人ひとりにあった働き方を支援しております。

##### b．ICT技術の活用

各種業務用SaaS、ICTを最大限活用することで、ノンコア業務の負担軽減を図り、生産性の向上、学習機会の増加に繋げております。

##### c．スキルアップ支援制度

従業員の自主的なスキルアップが当社への貢献として認められる場合に、大学などの専門機関の学費補助、また、会社が指定した資格取得においては会社より資格取得補助を支払っております。

これらの支援を通して職業能力が高まり、それがサービスの質の向上に繋がると考えております。

##### d．eラーニング制度

全社員が自主学習できるように外部のeラーニングシステム会社と契約を行い、従業員がいつでも好きな時に興味があるテーマの自主学習できる制度を構築、運用しております。

##### e．公募制の導入

従業員のキャリア形成の一環で、通常のジョブローテーションに加えて、社内公募制度を導入しており、従業員自ら、自身が望む職種への配置転換にチャレンジすることができます。

##### f．従業員アンケートの実施

全従業員を対象とした、定期的なストレスチェックはもちろん、エンゲージメント調査等も定期的に行うことで、従業員一人ひとりのコンディションや組織の状態等の理解に努め、個々の教育方針やプログラムに活かしております。

##### g．健康診断時のオプション検査の会社負担

年1回全従業員を対象として健康診断において、乳がん検診等の一部項目において会社負担で受診をしていただけます。これは、誰もが自分らしく生きる社会を実現する上で、まずは従業員一人ひとりの健康こそが重要であると考えているからです。

##### h．階層別研修制度

入社時研修に加え、その後も継続的にテーマ別・階層別の研修を多岐に渡って実施することで、従業員一人ひとりのキャリア・スキルアップに注力しております。一部の研修についてはアーカイブされており、録画した研修動画を随時視聴することが可能です。

##### i．社内大学「STARTLINE UNIVERSITY」の開設

障害者就労支援の専門性と品質を高水準で維持、向上させるため、社員に対して科学的根拠に基づく支援技術の習得を推進しており、体系的に人材を輩出し続ける教育機関として社内大学を2025年開設。

##### j．評価制度

従業員の努力と成果、チャレンジを公正に評価し、処遇に結びつけるとともに、人事評価制度を運用しております。また、評価者の質を高めるために、評価者を対象とした研修を継続的に実施しております。

#### (3) リスク管理

当社は、リスクの軽減、予防のため、リスク管理規程の制定・運用及びリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。その他、情報セキュリティ規程、個人情報保護管理規程及び反社会的勢力排除規程を定めており、内部監査により遵守の状況を監査し、コンプライアンスの遵守に努めております。必要に応じて、外部専門家に助言を求められる体制を整備するとともに、弁護士を窓口とする社外通報窓口や内部通報窓口を設置し、法令違反や不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

また、リスク・コンプライアンス委員会においては、各部署より報告を受けたリスクに対して、リスクマトリクスによるリスク判定を行い、経営に重要な影響を与えるリスクを選別するなど、網羅的かつ体系的なリスク管理を行っております。リスクマトリクスにおいては、リスクの抽出・分析・評価を行った上で、優先的対応リスクを選定し、主幹部署が中心となってリスク低減に関する各種施策を実施しております。

リスク・コンプライアンス委員会は四半期に1度開催され、代表取締役社長、各管掌取締役、常勤監査役、部・所長職が構成員です。当該リスク・コンプライアンス委員会の実施概要は、議事録として開催翌月の取締役会にて報告されることとなっております。

なお、当社では、障害者雇用支援という社会的課題に対する取り組み自体がサステナビリティ経営の中核に位置づけられております。包摂的な雇用環境の整備や多様な人材の活躍支援を通じて、企業の社会的価値と経済的価値の両立を実現し、顧客企業にとっても人的資本経営・ESG対応の強化という機会を提供するビジネスモデルを展開しております。これらの取り組みは、社会的信頼の向上や新たな取引機会の創出にもつながるものと認識しております。

#### (4) 指標及び指標に対する目標・実績

当社は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する当社の実績を長期的に評価し、管理及び監視するために用いられる情報としての指標は具体的に定めておりませんが、今後の事業を進める中でその精緻化を図ってまいります。

また、人的資本に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関しましては、当社は現在目標値等を定めておりませんが、その具体的な目標設定や状況の開示については、今後の課題として検討してまいります。なお、人的資本に係る実績は、「第4 提出会社の状況 5. 従業員の状況等 (2) 従業員の状況」に記載のとおりです。

### 3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 事業環境に関わるリスクについて

法改正について〔顕在化の可能性：低 顕在化の時期：特定時期なし 影響度：中〕

当社は事業活動を行う上で、障害者雇用促進法及び障害者総合支援法を主として、様々な法規制の適用を受けておりますが、これらの法規制を遵守するため、法律の改廃、法的規制の新設、適用基準の変更等の情報を遅滞なく収集し、かつ、これらの法規制に抵触しないように、行政と適宜連絡や確認を取りながら事業を進めております。

特に当社の障害者雇用支援サービス事業においては、障害者雇用促進法が規定する法定雇用率が企業には義務付けられております。民間企業等における法定雇用率は、2026年7月に2.7%に引き上げられることが決定しており、この改正自体は当社にとって事業機会の増加・創出に繋がっておりますが、法定雇用率制度自体が見直しになる場合等においては、主力事業であるBYSN、IBUKI、INCLU等の解約に繋がる可能性もあり、当社の業績に影響を与える可能性があります。法定雇用率制度自体が見直される可能性は現時点では低いものの、行政や法改正等の動向について継続的に情報収集を行い、早めの対策を講じられる体制を構築することで回避をしております。また、当社の支援を通して障害者をより企業の戦力とすることで、法定雇用率制度に関わらず、積極的に障害者雇用を行うという顧客を増やすことがより重要であると考えております。

事業運営に係るその他各種関連法令についても、人事総務部において網羅的かつ適宜確認を行っております。サービス開始前の関連諸法規の確認はもちろん、サービス運営後も継続的に法令違反行為が発生しないように細心の注意を払っております。ただし、法律の改正、新たな規制等を速やかに把握することができない場合、法令違反等で事業活動が制限される可能性があります。

風評等の影響について〔顕在化の可能性：低 顕在化の時期：特定時期なし 影響度：小〕

当社の事業は、障害者はもちろんのこと、雇用企業、行政、福祉施設、障害者のご家族等障害者雇用に関わるすべての方々との連携の元に成り立つものであると認識をしております。当社は、障害者雇用促進法の趣旨に立脚した共生社会の実現に向けて、事業の開発や運営、発信に取り組んでおります。また、より業界を健全に成長させることが必要不可欠であると考えており、同業他社とともに、業界団体（一般社団法人日本障害者雇用促進事業者協会）を設立し、加盟しております。しかしながら、障害者雇用促進法の趣旨に立脚しない障害者雇用支援サービスを提供する会社による不祥事の発生や、法令違反等により、業界全体に対する社会的批判が高まった場合には、当社の業績及び財政状況に影響を与える可能性があります。

#### (2) 事業内容に関わるリスクについて

新規出店について〔顕在化の可能性：中 顕在化の時期：短期 影響度：中〕

障害者雇用支援サービス事業におけるBYSN、IBUKI、INCLU等の各サービスにおいて、支援をさせていただく障害者の方を増やすために、継続的に出店を行っております。出店に当たり、障害者が就業する上での物件自体の安全性、通勤等の利便性などを考慮し、専門部署を配置し万全の体制で、出店エリア・物件を選定しておりますが、適切な物件が何らかの理由で確保できず、出店時期が遅れる等の支障が出る場合がございます。また、物件確保後には障害者が安全に働ける職場環境を創出するために内外装工事を実施しておりますが、資材調達の遅れや資材の値上がり等に起因し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

支援員人材の採用及び育成について〔顕在化の可能性：低 顕在化の時期：特定時期なし 影響度：中〕

当社にとって、障害者雇用支援サービス事業及び障害者福祉事業を行う上で、障害者に対して直接的に支援を行う支援員の採用・育成は、事業の成長において必要不可欠です。採用活動においては、各種採用媒体や人材紹介会社の利用、各種採用イベント等の実施、継続的な採用広報の実施等、様々な採用手法を講じております。また、入社後には、障害者雇用支援業界の関係法令等、当社が事業を行う上で必要な知識の習得を目的として研修を実施しております。支援技術の習得については、専門研修制度を設けており、各階層別に入社時の初期研修から、将来的にスーパーバイズできる状態に到達するまでに、体系的かつ継続的な専門教育研修を実施しております。しかし、これらの対策が十分効果が得られず、社員の採用・育成が計画通り実施できない場合においては、新規出店時期の遅れや、支援の充実度が低下し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

情報の管理について〔顕在化の可能性：低 顕在化の時期：特定時期なし 影響度：大〕

当社は、障害者雇用支援サービス事業及び障害者福祉事業を行う上で、顧客情報や支援をさせていただく障害者の個人情報（機微情報含む）など、様々な情報を保有しております。

これらの情報は、所定の社内規程等に基づき厳重に管理を行っており、部署ごとに基幹システムにアクセスできる権限を細分化し、不必要なアクセスができないようにするなど、情報管理を徹底しております。基幹システムの利用に際しては、ID、パスワード、アクセス制限等、システム上の一定の制御を行っております。

また、個人情報の取り扱いについては、個人情報保護に関する取り組み及び考え方並びに遵守すべき事項を、JIS Q 15001：2017（個人情報保護マネジメントシステム-要求事項）に基づき規定した「個人情報保護規程」を定め、社内への周知と管理の徹底を行い、個人情報の取り扱いについて慎重な対応を行っております。

このような対策を行っておりますが、万が一社内システムへの外部からの不正侵入によるウィルスの拡散や各種情報の漏洩等が発生した場合、当社の社会的信用力は下がり、サービス解約の発生や、新規顧客開拓が鈍化するなど、事業運営に影響を与える可能性があります。

### (3) 組織体制及び経営管理に関わるリスクについて

管理体制の構築について〔顕在化の可能性：低 顕在化の時期：中期 影響度：中〕

当社は、企業価値の持続的な増大には内部管理体制の充実、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。事業の急速な拡大、社員の急速な増加等に十分な内部管理体制が追いつかず、適切な業務管理が困難となる場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

### (4) 財務状況に関するリスクについて

固定資産の減損について〔顕在化の可能性：中 顕在化の時期：長期 影響度：中〕

拠点毎の収益の定期的なモニタリングを行うことで、対策を講じておりますが、当社が保有する固定資産において、資産価値の下落等により減損処理が必要となった場合には、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす場合があります。

有利子負債への依存について〔顕在化の可能性：中 顕在化の時期：長期 影響度：大〕

当社は、拠点展開による事業拡大を図っており、新規出店に際しては、金融機関からの借入を行っております。そのため、有利子負債の残高は年々増加しており、有利子負債依存度も高い水準です。当社では、借入に際して、取締役会で十分な協議・検討を重ね決議することとしておりますが、今後金融政策の変更等により市中金利に変動が生じた場合には、支払利息の増加等により、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性がございます。また、資金が計画通り調達できない場合、新規出店や新規事業開発などの投資活動に影響を与え、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

財務制限条項に関するリスクについて〔顕在化の可能性：低 顕在化の時期：長期 影響度：大〕

金融機関からの借入金の一部にはコベナンツ（財務制限条項）が付されている契約があり、その内容は「5 重要な契約等」に記載しています。万が一これらの条件に抵触した場合には、借入金利の上昇や期限の利益の喪失等、当社の財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、コベナンツに抵触しないように投資等の見直し、支援金融機関との関係性の構築等の対策を講じております。

配当について〔顕在化の可能性：中 顕在化の時期：中期 影響度：中〕

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現時点においては財務体質の強化と開発投資による事業拡大のため、内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。将来的には収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を行うことを検討してまいりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

### (5) その他のリスクについて

各種利益の下期偏重について〔顕在化の可能性：高 顕在化の時期：全期間 影響度：小〕

障害者雇用支援サービス事業においては、新規販売を行うにあたって約6か月以上前から、出店に係る物件確保及び社員採用・教育を行うため先行投資が発生します。一方で売上高の多くを占めるストック売上は毎月積み上がっていくため、売上高は下期偏重となります。このように、出店等の先行投資及びストック売上の積み上げの影響により営業利益をはじめとする各段階利益において下期偏重の傾向があります。なお、2026年3月期における営業利益は、上期131百万円、下期318百万円でした。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について〔顕在化の可能性：高 顕在化の時期：短期 影響度：小〕  
当社は、長期的な企業価値向上のためのインセンティブを目的として、当社従業員向けに新株予約権を発行しております。現在付与している新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

大規模自然災害について〔顕在化の可能性：中 顕在化の時期：特定時期なし 影響度：大〕  
当社は、都市圏を中心に事業拠点を有しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、リモートによる事業運営を取り入れ、問題なく運営できております。しかしながら、当社のビジネスモデル上、全業務をリモートへ移行することは現時点において現実的ではなく、今後、大規模災害が万が一発生した際において、当社の業績に影響を与える場合があります。

当社株式の流通株式時価総額について〔顕在化の可能性：低 顕在化の時期：特定時期なし 影響度：中〕  
当社は本書提出日現在における想定する流通株式時価総額は、東京証券取引所が定める形式要件に近接しております。当社株式の流通株式時価総額は投資家による売買を通じて変動することとなりますが、今後においても取引所が定める形式要件を充足し続けるために、当社の経営方針・経営戦略に従い、企業価値を継続的に向上させること及び資本政策を検討することで、流通株式時価総額の拡大に努める方針であります。

#### 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態の状況

###### （資産）

当事業年度末における資産合計は8,217,154千円となり、前事業年度末に比べ2,580,014千円増加いたしました。これは主に、東京証券取引所グロース市場に上場した際の増資等により現金及び預金が1,110,816千円増加、新規出店の内装工事費等の発生により有形固定資産が1,127,003千円増加、繰延税金資産が159,928千円増加したことによるものです。

###### （負債）

当事業年度末における負債合計は6,335,739千円となり、前事業年度末に比べ1,431,678千円増加いたしました。これは主に、新規出店等のために長期借入金が938,874千円、1年以内返済予定の長期借入金が101,642千円、短期借入金が223,250千円増加、新規出店の内装工事等の発生により資産除去債務が155,984千円増加したことによるものです。

###### （純資産）

当事業年度末における純資産合計は1,881,415千円となり、前事業年度末に比べ1,148,336千円増加いたしました。これは、東京証券取引所グロース市場に上場した際の増資等により資本金及び資本準備金がそれぞれ357,475千円増加し、当期純利益の計上により利益剰余金が433,386千円増加したことによるものです。

##### 経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が進む中、インパウンド需要が寄与したこともあり内需主導で景気が緩やかに回復しているものの、ウクライナ情勢の長期化に伴う資源価格上昇、中東地域での地政学的不安定さの長期化など、不安定な国際情勢等の影響もあり、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く環境においては、厚生労働省にて公表された「令和7年 障害者雇用状況の集計結果」によると、雇用障害者数及び実雇用率ともに過去最高を更新しており、雇用障害者数は70万4,610.0人（対前年差2万7,148.5人 対前年比4.0%増加）、実雇用率は2.41%（前年同率 小数点以下第3位で比較した場合、前年より上昇）となっております。一方で、法定雇用率達成企業の割合は46.0%と前年同率であり、依然として法定雇用率未達成企業が過半数を占めております。これらは2024年4月に民間企業における法定雇用率が2.3%から2.5%へ引き上げられたことに起因していると推定されます。さらに2026年7月には、2.7%まで引き上げられることが既に決定しており、雇用率達成に向けた各社の取り組みは益々活発化するものと思われます。また2023年4月には障害者である労働者の「職業能力の開発・向上に関する措置を行うこと」が事業主の責務として法律に明記され、厚生労働省より「障害者が活躍できる職場づくりのための望ましい取組のポイント」をまとめたリーフレットが公表されるなど、雇用率達成のみならず、障害者雇用の「質」の向上に向けた取り組みも求められており、障害者雇用に対する社会の意識や取り組みは、今後も継続的に高まると考えております。

このような中、当社は、障害者の働き方の選択肢を増やすことを目指し、既存サービスの支援力向上やエリア拡大に加え、新たな雇用創出を支援できる新サービスの開発、障害者の多様な働き方の創出を可能とする、障害者雇用支援サービスの複合拠点「Diverse Village」の開設など事業拡大を進めてまいりました。サービス利用をご依頼いただく状況は引き続き堅調に推移し、売上高は概ね計画通りの実績となりました。一方で、新規出店に伴う開設関連費用は計画を上回ったものの、採用単価の改善による求人費の抑制や、各拠点におけるランニングコストの抑制により、営業利益及び各段階利益は、いずれも利益計画を上回る結果となりました。なお、当期純利益につきましては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」上の企業分類を変更し、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産を計上し、法人税等調整額として209百万円（は利益）を計上したことから計画に対して大幅に上回る結果となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は5,599,179千円（前年同期比25.2%増）、営業利益は450,662千円（前年同期比71.3%増）、経常利益は374,351千円（前年同期比63.5%増）、当期純利益につきましては433,386千円（前年同期比200.8%増）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

障害者雇用支援サービス事業の当事業年度の売上高は、5,556,513千円（前年同期比25.2%増）、セグメント利益は、1,790,746千円（前年同期比28.0%増）となりました。

その他の事業の当事業年度の売上高は、42,665千円（前年同期比36.6%増）、セグメント損失は、72,580千円（前年同期は76,095千円の損失）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は前事業年度末と比較して1,110,816千円増加し、2,327,272千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動の結果得られた資金は、686,088千円となりました。これは主に、税引前当期純利益373,409千円、減価償却費及びその他の償却費の計上387,660千円、売上債権の増加額56,953千円、法人税等の支払額109,007千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動の結果使用した資金は、1,515,522千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出1,421,905千円、敷金及び保証金の預入による支出91,697千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動の結果獲得した資金は、1,940,251千円となりました。これは主に、短期借入金の純増額223,250千円及び長期借入れによる収入と長期借入金の返済による支出との純増額1,040,516千円、株式の発行による収入697,955千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしておりません。

b. 受注実績

生産実績と同様の理由により、受注実績に関する記載はしておりません。

c. 販売実績

販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)	
	売上高(千円)	前期比(%)
障害者雇用支援サービス事業(千円)	5,556,513	125.2
報告セグメント計(千円)	5,556,513	125.2
その他(千円)	42,665	136.6
合計(千円)	5,599,179	125.2

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)		当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
みずほリース株式会社	644,790	14.4	756,918	13.5

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。なお、財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1.財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、従業員の給与手当の他、本社や各拠点の地代家賃及び水道光熱費、及び設備販売に伴う仕入等であります。

一方で設備資金需要の主なものは、事業規模拡大に伴う新規出店に伴う設備投資資金であります。当該資金に関しては自己資金及び金融機関からの借入により調達する方針であります。

なお、金融機関からの借入金の一部においては、「5 重要な契約等」に記載のとおり、財務制限条項付きの契約があります。現時点で財務制限条項に抵触するものはございません。

## 5【重要な契約等】

### (1) 財務制限条項付き金銭消費貸借契約 1

当社は2022年9月15日開催の取締役会において金銭消費貸借契約の締結について決議し、2022年9月29日付で契約いたしました。

資金使途	IBUKI事業における換気設備更新資金
契約締結先	株式会社横浜銀行
貸付限度額	150,000,000円
借入実行額	132,000,000円
期末残高(2026年3月期)	80,157,000円
契約締結日	2022年9月29日
契約期間	開始日 2022年9月29日 満期日 2030年6月末日 (但し、当該日が営業日以外の日に該当する場合には、その直前の営業日とする。)
金利	基準金利 + スプレッド
財務制限条項	<p>2022年9月末日を初回とする、3月及び9月の末日を作成基準日とする借入人の試算表及び資金繰り表を各作成基準日の翌々月末日までに貸付人に提出する。</p> <p>2022年9月末日を初回とする、3月及び9月の末日を作成基準日とする借入人の金融機関別借入残高表を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。</p> <p>2022年9月末日を初回とする、3月及び9月の末日を作成基準日とする借入人のセグメント別損益確認できる資料を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。</p> <p>2022年9月末日を初回とする、3月及び9月の末日を作成基準日とする借入人のIBUKI事業における稼働状況が確認できる資料を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。</p> <p>2023年3月末日を初回とする、3月末日を作成基準日とする借入人の中期経営計画に係る予実が確認できる資料を作成基準日の翌々月末日までに提出する。</p> <p>借入実行可能期間が終了し、かつ、貸付人に対する本契約上のすべての債務の履行が完了するまで、本契約締結日以降の各決算期末日(各事業年度の末日)において以下2項目の条件を満たすこと。 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2022年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 単体の損益計算書上の経常損益につき2期(但し、中間期は含まない。)連続して損失を計上しないこと。</p>
担保提供資産及び保証の有無	無し

(2) 分割実行期間付きタームローン

当社は2023年9月21日開催の取締役会において分割実行期間付きタームローン契約の締結について決議し、2023年9月29日付で契約いたしました。

資金使途	2024年3月期にIBUKI事業並びにBYSN事業において新規事業所の開設（新規事業所の開設に係る販売機材の仕入を含む。）または既存事業所の設備改修を行う行為およびINCLU事業において既存事業所の設備改修を行う行為に係る資金として使用する。
アレンジャー	株式会社横浜銀行
参加金融機関	株式会社大光銀行
極度額	370,000,000円
借入実行額	346,320,000円
期末残高（2026年3月期）	246,579,840円
契約締結日	2023年9月29日
契約期間	開始日 2023年9月29日 満期日 2031年3月末日 （但し、当該日が営業日以外の日に該当する場合には、その直前の営業日とする。）
金利	基準金利 + スプレッド
財務制限条項	2023年9月末日を初回とする、3月及び9月の末日を作成基準日とする借入人のセグメント別損益確認できる資料を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。  借入実行可能期間が終了し、かつ、貸付人に対する本契約上のすべての債務の履行が完了するまで、本契約締結日以降の各決算期末日（各事業年度の末日）において以下2項目の条件を満たすこと。 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2023年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 単体の損益計算書上の経常損益につき2期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。
担保提供資産及び保証の有無	無し

(3) 財務制限条項付き金銭消費貸借契約 2

当社は2024年7月18日開催の取締役会において金銭消費貸借契約の締結について決議し、2024年9月13日付で契約いたしました。

資金用途	障害者雇用支援サービス事業における設備更新資金およびINCLU新店舗出店資金
契約締結先	株式会社横浜銀行
貸付限度額	200,000,000円
借入実行額	200,000,000円
期末残高(2026年3月期)	180,008,000円
契約締結日	2024年9月13日
契約期間	開始日 2024年9月13日 満期日 2035年3月末日 (但し、当該日が営業日以外の日に該当する場合には、その直前の営業日とする。)
金利	基準金利 + スプレッド
財務制限条項	<p>2024年9月末日を初回とする、3月及び9月の末日を作成基準日とする借入人の試算表及び資金繰り表を各作成基準日の翌々月末日までに貸付人に提出する。</p> <p>2024年9月末日を初回とする、3月及び9月の末日を作成基準日とする借入人の金融機関別借入残高表を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。</p> <p>2024年9月末日を初回とする、3月及び9月の末日を作成基準日とする借入人のセグメント別損益確認できる資料を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。</p> <p>2024年9月末日を初回とする、3月及び9月の末日を作成基準日とする借入人の資金用途対象事業における稼働状況が確認できる資料を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。</p> <p>2025年3月末日を初回とする、3月末日を作成基準日とする借入人の中期経営計画に係る予実が確認できる資料を作成基準日の翌々月末日までに提出する。</p> <p>2024年9月末日を初回とする、3月及び9月の末日を作成基準日とする借入人の本件店舗の稼働率を確認できる資料を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。</p> <p>借入実行可能期間が終了し、かつ、貸付人に対する本契約上のすべての債務の履行が完了するまで、本契約締結日以降の各決算期末日(各事業年度の末日)において以下2項目の条件を満たすこと。 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2024年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 単体の損益計算書上の経常損益につき2期(但し、中間期は含まない。)連続して損失を計上しないこと。</p>
担保提供資産及び保証の有無	無し

(4) 財務制限条項付き金銭消費貸借契約 3

当社は2025年8月21日開催の取締役会において金銭消費貸借契約の締結について決議し、2025年8月29日付で契約いたしました。

資金使途	障害者雇用支援サービス事業における設備更新資金およびINCLU新店舗出店資金
契約締結先	株式会社横浜銀行
貸付限度額	100,000,000円
借入実行額	100,000,000円
期末残高(2026年3月期)	100,000,000円
契約締結日	2025年8月29日
借入実行可能期間満了日	2026年3月末日
契約期間	開始日 2025年8月29日 満期日 2035年8月末日
金利	基準金利 + スプレッド
財務制限条項	<p>2025年9月末日を初回とする、3月及び9月の末日を作成基準日とする借入人の試算表及び資金繰り表を各作成基準日の翌々月末日までに貸付人に提出する。</p> <p>2025年9月末日を初回とする、3月及び9月の末日を作成基準日とする借入人の金融機関別借入残高表を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。</p> <p>2025年9月末日を初回とする、3月及び9月の末日を作成基準日とする借入人のセグメント別損益確認できる資料を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。</p> <p>2025年9月末日を初回とする、3月及び9月の末日を作成基準日とする借入人の資金使途対象事業における稼働状況が確認できる資料を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。</p> <p>2026年3月末日を初回とする、3月末日を作成基準日とする借入人の中期経営計画に係る予実が確認できる資料を作成基準日の翌々月末日までに提出する。</p> <p>2025年9月末日を初回とする、3月及び9月の末日を作成基準日とする借入人の本件店舗の稼働率を確認できる資料を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。</p> <p>借入実行可能期間が終了し、かつ、貸付人に対する本契約上のすべての債務の履行が完了するまで、本契約締結日以降の各決算期末日(各事業年度の末日)において以下2項目の条件を満たすこと。 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2025年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 単体の損益計算書上の経常損益につき2期(但し、中間期は含まない。)連続して損失を計上しないこと。</p>
担保提供資産及び保証の有無	無し

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社では障害者雇用支援サービス事業セグメントの、BYSN、IBUKI、INCLUサービスの新規出店に伴う設備投資について建物附属設備を中心に1,206百万円（資産除去債務を除く）の設備投資を行いました。

セグメントの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

（障害者雇用支援サービス事業セグメント） 1,200百万円  
（その他） 5百万円

## 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額							従業員数 (人)	
			建物附属 設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	機械装置及 び運搬具 (千円)	リース 資産 (千円)	建設仮勘 定 (千円)	その他有 形固定資 産 (千円)	ソフト ウェア (千 円)		合計 (千円)
茨城県 (1拠点)	障害者雇用 支援サービ ス	営業 設備	322,322	24,425	10,379	-	-	871	-	357,998	4
埼玉県 (11拠点)	障害者雇用 支援サービ ス	営業 設備	977,279	27,245	9,868	-	-	4,079	-	1,018,471	57 (11)
千葉県 (1拠点)	障害者雇用 支援サービ ス	営業 設備	72,517	889	-	-	-	77	-	73,484	6
東京都 (8拠点)	障害者雇用 支援サービ ス	営業 設備	349,429	18,833	10,260	-	-	1,592	-	380,115	47
神奈川県 (14拠点)	障害者雇用 支援サービ ス	営業 設備	708,390	25,852	8,605	4,528	-	1,993	-	749,370	63 (10)
新潟県 (1拠点)	障害者雇用 支援サービ ス	営業 設備	182,120	674	3,641	-	-	124	-	186,561	4
愛知県 (1拠点)	障害者雇用 支援サービ ス	営業 設備	105,787	5,921	3,455	-	12,262	1,947	-	129,373	2
大阪府 (7拠点)	障害者雇用 支援サービ ス	営業 設備	593,955	12,100	13,815	-	-	3,064	-	622,936	30 (3)
兵庫県 (1拠点)	障害者雇用 支援サービ ス	営業 設備	131,677	1,915	4,112	-	-	709	-	138,415	5
埼玉県 (2拠点)	その他	営業 設備	5,427	1,145	2,453	-	-	1,258	-	10,286	10
東京都 (1拠点)	その他	営業 設備	0	0	-	-	-	-	-	0	5
東京都 (2拠点)	全社共通	事務 所設 備	10,144	1,929	1,613	-	-	439	25,132	39,258	164 (23)
大阪府 (1拠点)	全社共通	事務 所設 備	-	0	-	-	-	-	-	0	23 (1)

- (注) 1. 従業員数の( )は外数の臨時従業員数となります。  
2. 構築物はその他有形固定資産に含んでおります。  
3. 現在休止中の主要な設備はございません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設

2026年3月31日現在

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
Diverse Village YOKOHAMA	神奈川県 横浜市	障害者雇 用支援 サービス	営業設備	334,000	-	新規上場 時の株式 発行資金 及び借入 金	2026年 4月	2026年 7月	(注) 1
Diverse Village KITAITAMI	兵庫県 伊丹市	障害者雇 用支援 サービス	営業設備	169,590	-	自己資金 及び借入 金	2026年 4月	2026年 8月	(注) 1
Diverse Village MAEBASHI	群馬県 前橋市	障害者雇 用支援 サービス	営業設備	305,000	-	新規上場 時の株式 発行資金	2026年 6月	2026年 8月	(注) 1
Diverse Village NAGOYA2	愛知県 名古屋市	障害者雇 用支援 サービス	営業設備	265,000	-	新規上場 時の株式 発行資金	2026年 6月	2026年 8月	(注) 1
未定 (注) 2	未定	障害者雇 用支援 サービス	営業設備	215,600	-	自己資金 及び借入 金	未定	未定	(注) 1
未定 (注) 2	未定	障害者雇 用支援 サービス	営業設備	215,600	-	自己資金 及び借入 金	未定	未定	(注) 1
未定 (注) 2	未定	障害者雇 用支援 サービス	営業設備	215,600	-	自己資金 及び借入 金	未定	未定	(注) 1
未定 (注) 2	未定	障害者雇 用支援 サービス	営業設備	215,600	-	自己資金 及び借入 金	未定	未定	(注) 1

(注) 1 . 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

2 . 第18期(2026年4月1日～2027年3月31日)の新たな出店に伴う重要な設備の予定を記載していません。

#### (2) 重要な改修

該当事項はありません。

#### (3) 重要な除却

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,131,000	4,131,000	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であ り、権利内容に何ら限 定のない当社における 標準となる株式であり ます。 なお、単元株式数は100 株であります。
計	4,131,000	4,131,000	-	-

- (注) 1.2025年12月22日に東京証券取引所グロース市場に上場しております。  
2.「提出日現在発行数」欄には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2021年1月21日
付与対象者の区分及び人数(人)	当社取締役 5
新株予約権の数(個)	1,300
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 130,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	193 (注)
新株予約権の行使期間	自2023年1月22日 至2030年1月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 193 資本組入額 96.5
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。その他の権利行使の条件については、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株取引予約権を行使することができる。ただし、当社で認めた場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。2022年11月7日開催の臨時取締役会決議により、2022年11月25日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第2回新株予約権

決議年月日	2021年1月21日
付与対象者の区分及び人数(人)	当社従業員 151(注)3
新株予約権の数(個)	888 [880]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 88,800 [88,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	193(注)1
新株予約権の行使期間	自2023年1月22日 至2030年1月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 193 資本組入額 96.5
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 その他の権利行使の条件については、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株取引予約権を行使することができる。ただし、当社で認めた場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。2022年11月7日開催の臨時取締役会決議により、2022年11月25日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員93名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2025年1月16日
付与対象者の区分及び人数(人)	当社従業員 36
新株予約権の数(個)	600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 60,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,300(注)
新株予約権の行使期間	自2027年1月17日 至2035年1月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,300 資本組入額 650
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 その他の権利行使の条件については、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株取引予約権を行使することができる。ただし、当社で認めた場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(本件新株予約権の行使による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年4月7日 (注)1	24,000	224,000	23,160	123,160	23,160	23,160
2022年3月23日 (注)2	13,000	237,000	84,500	207,660	84,500	107,660
2022年11月25日 (注)3	2,133,000	2,370,000	-	207,660	-	107,660
2023年12月11日 (注)4	142,000	2,512,000	92,300	299,960	92,300	199,960
2025年12月19日 (注)5	1,400,000	3,912,000	309,120	609,080	309,120	509,080
2026年1月21日 (注)6	219,000	4,131,000	48,355	657,435	48,355	557,435

- (注)1. 有償第三者割当 24,000株  
発行価格 1,930円  
資本組入額 965円  
主な割当先 (株)ウエスト
2. 有償第三者割当 13,000株  
発行価格 13,000円  
資本組入額 6,500円  
主な割当先 ディーエムソリューションズ(株)、みずほリース(株)、(株)WOWOWコミュニケーションズ、  
(株)プラネット
3. 当社は2022年11月7日開催の臨時取締役会決議により、2022年11月25日付で普通株式1株につき10株の割合  
で株式分割を行っております。
4. 有償第三者割当 142,000株  
発行価格 1,300円  
資本組入額 650円  
主な割当先 (株)ストーン、本田凜太郎
5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)  
発行価格 480円  
引受価額 441.60円  
資本組入額 220.80円  
払込金総額 618,240千円
6. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)  
割当価格 441.60円  
資本組入額 220.80円  
割当先 みずほ証券株式会社

( 5 ) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	22	15	22	11	1,363	1,435	-
所有株式数(単元)	-	120	4,578	16,862	2,357	29	17,346	41,292	1,800
所有株式数の割合(%)	-	0.29	11.09	40.83	5.71	0.07	42.01	100	-

( 6 ) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ストーン	神奈川県川崎市宮前区宮崎6丁目5-140	1,102,300	26.68
株式会社ウエスト	東京都日野市高幡507-4 リーデンスクエア 高幡不動326	428,000	10.36
西村 賢治	東京都日野市	239,000	5.79
長谷川 新里	神奈川県川崎市	239,000	5.79
白木 孝一	東京都府中市	239,000	5.79
佐々木 嶺一	東京都品川区	195,500	4.73
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	133,000	3.22
池原 諒平	大阪府大阪市	124,600	3.02
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山2丁目6番21号	116,800	2.82
株式会社S B I証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	99,869	2.41
計	-	2,917,069	70.61

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,129,200	41,292	-
単元未満株式	普通株式 1,800	-	-
発行済株式総数	4,131,000	-	-
総株主の議決権	-	41,292	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現時点においては財務体質の強化と開発投資による事業拡大のため、内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施していません。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を行うことを検討してまいりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。当事業年度の配当につきましては、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図るため、配当を実施していません。

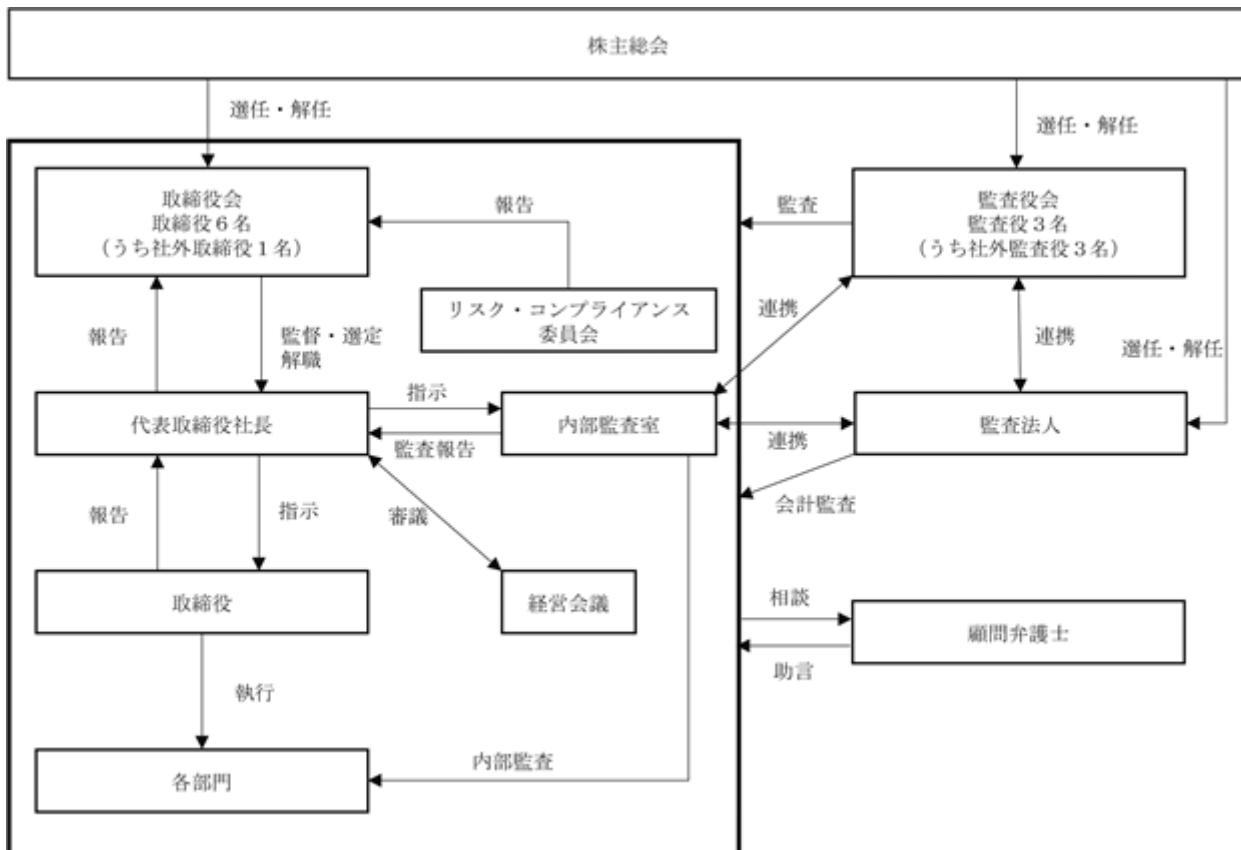
なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「自分をおもいやり、人をおもいやり、その先をおもいやる。」を企業理念としており、コーポレート・ガバナンスを「企業理念の達成を通じた中長期的な企業価値の向上のための要諦」と位置付けています。経営の透明性・公正性・迅速性を図りコーポレート・ガバナンスを充実することにより、「顧客」・「障害者」・「従業員」・「取引先」・「社会」というすべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。



##### a. 取締役会

取締役会は6名（うち社外取締役1名）で構成されており、取締役会規程に基づき、原則として月1回定例で取締役会を開催し、取締役6名の審議により審議事項を各取締役から説明し、決議する体制を取っております。また、緊急の取締役会決議を要する重要事案については、臨時取締役会を招集し、個別審議により決議することとしております。なお、2022年3月期から2026年3月期の取締役会において、社外取締役がそのすべてに参加しております。

取締役会の議長及び構成員は、次のとおりであります。

議長：西村賢治（代表取締役社長）

構成員：長谷川新里（取締役）、白木孝一（取締役）、井上剛（取締役）、石川敬啓（取締役）  
佐藤香織（社外取締役）

当事業年度において、当社は取締役会を21回開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
西村 賢治	21回	21回
長谷川 新里	21回	21回
白木 孝一	21回	21回
井上 剛	21回	21回
石川 敬啓	21回	21回
佐藤 香織	21回	21回

当事業年度の主な決議事項・報告事項は以下のとおりです。

なお、報告事項には、常勤監査役による監査役活動報告（4件）を含んでおります。

決議事項77件：年度・中期経営計画、設備及び投資計画、事業報告及び計算書類並びにその附属明細書の承認、株主総会の招集、規程の新設及び改訂、関連当事者取引の承認、新規拠点の出店及び移転、工事費用の承認、会計監査人候補の選任、資金調達の承認、賞与支給係数の承認、自己新株予約権の取得及び消却、茨城県牛久市との包括連携協定締結、東京証券取引所に対する新規上場申請、公募による募集株式発行、オーバーアロットメントによる株式売出し、調達資金の使途、FITIME 渋谷の事業所廃止等の審議を行い、決議しております。

報告事項52件：業務執行状況報告、資金繰り進捗報告、IPO進捗報告、リスク・コンプライアンス委員会実施報告、前期関連当事者取引実績報告、内部統制システムの整備・諸方針の確認報告、ストレスチェック結果及び今後の人事施策等の報告を行いました。

#### b. 監査役会

当社は会社法関連法令に基づく監査役会設置会社であります。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、ガバナンスの在り方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。監査役は、取締役会への出席の上、取締役の業務執行の把握に随時努めており、適宜質問を行うことにより、取締役の職務の執行を監査しております。社外監査役は、経営実務経験、専門資格（税理士・弁護士）の保有者によって構成されており、それぞれ、職業的専門家の観点より経営監視を実施していただくこととしております。監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役、従業員、監査法人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、重要な会議体への出席、各拠点への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

なお、監査役会の開催状況は、監査役会規程に基づき、原則として月1回開催しております。2022年3月期から2026年3月期における監査役会については、社外監査役は3名とも、そのすべてに出席しております。

また、内部監査室及び監査法人とも随時情報交換を行い、監査の実効性を高めるように連携しております。監査役会の議長及び構成員は、次のとおりであります。

議長：稲津隆夫（社外監査役）

構成員：田口昌宏（社外監査役）、濱永健太（社外監査役）

#### c. 経営会議

経営会議は、経営会議規程に基づき、原則として毎月1回開催し、法令及び定款において取締役会の専決事項とされていることや取締役会規程で決議事項と定められている事項を除き、職務権限規程に基づき、当社の経営に関する重要事項についての協議を行い、取締役会への上程及び代表取締役社長の決裁を諮る会議体となっております。また、業務報告等及び会社経営全般にわたる重要な執行のあり方を協議する機関でもあります。

経営会議の議長及び構成員は次のとおりであります。なお、経営企画部長及び人事総務部長がオブザーバーとして参加しております。

議長：西村賢治（代表取締役社長）

構成員：長谷川新里（取締役）、白木孝一（取締役）、井上剛（取締役）、稲津隆夫（社外監査役）

d．リスク・コンプライアンス委員会

当社では、取締役会の直下にリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。当社のリスク・コンプライアンス委員会は、リスク・コンプライアンス委員会規程に基づき、四半期に1度開催をしております。構成員は、代表取締役社長、取締役3名、常勤監査役、各部門の部長・所長職です。リスク・コンプライアンス委員会の報告内容については、開催月翌月の取締役会にて、議事録を説明資料として報告をしております。

また、業務上発生しうるリスクにつきましては、各種規程、業務マニュアルで業務上のルール及び手順を定めることにより、リスクの発生を防ぐ体制となっております。

リスク・コンプライアンス委員会の議長及び構成員は次のとおりであります。

議長：西村賢治（代表取締役社長）

構成員：長谷川新里（取締役）、白木孝一（取締役）、井上剛（取締役）、稲津隆夫（社外監査役）  
本部長職、部長職

企業統治の体制の概要及び当該体制を採択する理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、業務執行に対し、監査役会設置会社の体制を選択しており、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、企業理念である「自分をおもいやり、人をおもいやり、その先をおもいやる。」の下、すべてのステークホルダーとの対話を通して中長期的な企業価値の最大化に努めてまいりました。

具体的には、経営の最高意思決定機関として取締役会を設置し、業務執行の権限・責任を集中させるとともに、2021年6月の定時株主総会における決議をもって監査役会設置会社に移行しております。この体制により、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会が取締役に対する監督機能を担うことで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効く体制となったものと考えております。なお、独立した外部の視点からチェック体制の強化を図るため、監査役3名のうち3名が社外監査役となっております。常勤監査役は、取締役会はもちろん、経営会議など会議体規程に定める重要な会議体に出席することにより、監査役会において社外監査役との情報共有を図っております。

また、取締役会の監督機能の一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るため、取締役6名のうち1名を社外取締役としており、取締役の任期を2年としております。

企業統治に関するその他の事項

a．内部統制システムの基本方針

当社は、経営の透明化の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、2022年6月度の取締役会決議により、次のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定めております。

「内部統制システム構築の基本方針」

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社等規程において業務分掌及び権限を定めこれに基づく業務運営、コンプライアンスマニュアルに基づくコンプライアンス・プログラム運用により次の施策を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制とする。

- (1) 当社等は経営理念、倫理要綱等、コンプライアンス体制に関わる規程等を、当社等の取締役（以下「取締役」という）及び従業員就業規則第2条に定める従業員（以下、「従業員」という）が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (2) コンプライアンスを横断的に統括する部署を設置し、取締役、従業員の教育、啓蒙を図る。
- (3) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については経営会議等に報告するものとする。
- (4) 当社等内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとする。  
当該直接情報については、その内容と会社の対処状況・結果につき、当社等の取締役に報告し、必要に応じて当社従業員に開示し、周知徹底を図るものとする。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保全及び管理に関する体制

当社規程において情報セキュリティ対策を明確化し、取締役会議事録をはじめとした取締役の職務執行に係る文書の保管等の取り扱いについて、適切に運用する。

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、文書管理規程にしたがい保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
- (2) 文書管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署を定めるものとする。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程及びその体制

当社規程により業務分掌及び権限を明確化し、これをもって業務運営を行う体制とし、取締役、使用人それぞれが自己の業務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行う認識の下で業務を行うことを基本とする。

- (1) リスクによる損害発生の未然防止、極小化のために、リスク管理の基礎として「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、適切にリスクを管理するための体制を整備する。
- (2) 組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、全社のリスク管理活動を取りまとめ、個々のリスクについては、各担当部署において規程やマニュアル等を整備し、運用する。新たに発生したリスクが確認され、管理を目的とする規程を要すると当該リスクの所轄部署が判断した場合は、規程案を作成、職務権限規程に基づき取締役会等にて審議・制定するものとする。
- (3) 取締役・使用人のリスクに対する認識・管理向上のために、勉強会、研修会を定期的実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社規程において明確化された業務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図る。

また、本体制下において、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続きの機動性向上を図る。

- (1) 当社及び子会社の取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
- (2) 業務分掌、職務権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
- (3) その他業務の合理化、電子化に向けた取り組みにより、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。
- (4) 経営会議、取締役会による月次業績レビューと改善策の実施を行う。

## 5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保として、次の施策を行う。

- (1) 当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。
- (2) 内部監査室は定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、経営会議等に報告するものとする。
- (3) 子会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社に報告するものとする。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人に関する事項について、次の施策を行う。

- (1) 監査役が従前の監査を行うために補助使用人を必要とする場合は、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位(専属か兼業か)について決議するものとする。
- (2) この補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は監査役が行う。
- (3) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、内部監査室長の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人の監査役に対する報告に関する事項について、次を適切に運用するものとする。

(1) 当社及び子会社の取締役又は使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。

- (ア) 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
- (イ) 会社の業績に大きく影響を与えるもの、またはその恐れのあるもの
- (ウ) その他当社倫理要綱の違反で重大なもの

(2) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを保障する。

(3) 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

8. その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

監査役の実効性の確保に関し、次の事項を適切に運用する。

(1) 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

(2) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換を設定する。

9. 監査役の実務執行について生じる費用等の処理に係る方針

監査役の実務執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の実行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告における信頼性の確保に関する事項について、次を適切に運用する。

(1) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。

(2) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けて倫理要綱に基づき、次の通り毅然たる対応を行う。

(1) 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社倫理要綱の行動規範において、「市民社会の公序良俗に反し脅威を与える反社会的勢力及び団体には、断固たる姿勢で臨む」旨を規定し、取締役会・使用人へ周知徹底するものとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置報告、届出体制等を定めた対応規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

b. 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

c. 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

d. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。また、当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

e. 取締役、監査役の実効的に行われることを確保するための体制

当社は会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）、及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決

議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

f．責任限定契約の内容

当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）、及び監査役との間に、同法第423条第1項に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限度とする旨の契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められているのが、当該社外取締役または監査役が責任の原因になった職務執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

g．取締役会において決議できる株主総会決議事項

（取締役及び監査役の責任免除）

当社は、職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

（中間配当）

当社は、これは、株主への機動的な利益還元を可能にすることを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

（自己株式の取得）

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名（役員のうち女性の比率11.1%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	西村 賢治	1969年2月1日生	1989年4月 株式会社ロートワイズ入社 1993年8月 株式会社びわこ物流サービス入社 1996年11月 株式会社エントリー入社 1999年6月 株式会社フルキャスト（現 株式会社フルキャストホールディングス）転籍 2004年4月 株式会社フルキャストテレマーケティング代表取締役就任 2006年4月 株式会社フルキャストファクトリー 九州四国エリア部長 2009年12月 当社設立、代表取締役社長就任（現任） 2010年4月 株式会社ビート 取締役就任 2011年1月 株式会社ビート 代表取締役就任 2012年5月 株式会社ビート 取締役辞任 2020年11月 株式会社ウエスト 代表取締役就任（現任） 2023年10月 一般社団法人日本障害者雇用促進事業者協会 理事長就任（現任）	(注) 3	667,000 (注) 5
取締役	長谷川 新里	1977年2月13日生	1998年6月 ニュースブロードキャスティングジャパン株式会社（現 FOXネットワークス株式会社）入社 2001年7月 ソフトバンクブロードメディア株式会社（現 ブロードメディア株式会社）入社 2004年9月 株式会社フルキャスト（現 株式会社フルキャストホールディングス）入社 2004年10月 株式会社フルキャストテレマーケティング 出向 管理本部部長 2009年6月 株式会社フルキャストホールディングス 広報IR特命担当 シニアオフィサー 2009年12月 当社設立、取締役就任（現任） 2021年5月 株式会社スタートライン・プラネット 代表取締役就任	(注) 3	239,000
取締役	白木 孝一	1974年9月25日生	1997年4月 株式会社ポプソン入社 1999年3月 株式会社マイカルカード（現 ポケットカード株式会社）入社 1999年10月 株式会社フルキャスト（現 株式会社フルキャストホールディングス）入社 2003年10月 同社 中四国九州エリア 統括支店長 2004年10月 同社 九州エリア エリアマネージャー 2006年10月 同社 サービススタッフ事業部 事業部長 2008年10月 同社 企画統括 統括マネージャー 2009年6月 同社 東日本エリアマネージャー 2009年12月 当社設立、取締役就任（現任）	(注) 3	239,000
取締役	井上 剛	1971年11月18日生	1992年4月 明治コンサルタント株式会社入社 1996年4月 株式会社フルキャスト（現 株式会社フルキャストホールディングス）入社 2002年10月 株式会社フルキャストテクノロジー転籍 公開準備室長（兼）内部監査室長 2003年10月 同社 財務経理部長（兼）社長室長 2006年10月 同社 経営管理部長 2009年10月 株式会社エイブル入社 経営企画部長 2013年1月 T.I経営コンサルティング開業（現任） 2014年4月 株式会社フィット（現 株式会社グリーンエナジー&カンパニー）入社 顧問、経営管理部長 2020年2月 当社 取締役就任（現任） 2021年5月 株式会社スタートライン・プラネット 監査役就任 2023年3月 株式会社スタートライン・プラネット 取締役就任	(注) 3	67,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	石川 敬啓	1967年7月22日生	1990年9月 株式会社リゾートワールド(現 株式会社フルキャストホールディングス)専務取締役就任 2000年9月 株式会社フルキャストファクトリー 代表取締役就任 2006年4月 株式会社フルキャストセントラル 代表取締役就任 2012年1月 当社 取締役就任(現任) 2012年1月 当社 代表取締役就任 2012年5月 株式会社ビート 代表取締役就任 2014年12月 ビートテック株式会社 代表取締役社長就任 2016年3月 株式会社フルキャストホールディングス 取締役就任(現任) 2016年4月 株式会社ビート 代表取締役会長就任(現任) 2017年1月 ビートテック株式会社 代表取締役会長就任(現任) 2019年11月 株式会社ストーン 代表取締役就任(現任) 2020年1月 当社 代表取締役辞任	(注)3	1,102,300 (注)6
社外取締役	佐藤 香織	1973年7月30日生	1998年10月 司法試験合格 1999年4月 最高裁判所 司法修習生 2000年10月 弁護士登録 富士総合法律事務所入所 2001年10月 鳥飼総合法律事務所入所 2010年9月 千葉大学大学院 専門法務研究科 非常勤講師(現任) 2011年1月 鳥飼総合法律事務所 パートナー就任(現任) 2020年4月 第二東京弁護士会 常議員 2021年7月 一般社団法人創医会 監事(現任) 2022年7月 当社 社外取締役就任(現任) 2022年11月 ヘルスケア&メディカル投資法人 監督役員就任(現任) 2022年12月 株式会社リログループ 仮監査役就任 2023年3月 株式会社ショーケース 社外取締役就任 2023年3月 株式会社仙台銘板 社外監査役就任(現任) 2023年6月 株式会社リログループ 社外監査役就任 2024年6月 株式会社リログループ 社外取締役 監査等委員就任(現任)	(注)3	-
常勤監査役 (社外監査役)	稲津 隆夫	1960年7月12日生	1984年4月 株式会社グリーンハウス入社 1991年3月 株式会社MMPG総研入社 1999年9月 株式会社メタボリック入社 2000年4月 同社 常務取締役就任 2003年6月 医療法人社団祥和会 理事就任 2004年2月 社会福祉法人梓友会入職 2004年9月 医療法人社団祥和会入職 2008年4月 株式会社ジャパンケアサービス(現 ジャパンケアサービスグループ)入社 2009年6月 株式会社ジャパンケアブレン 監査役就任 2011年6月 株式会社ジャパンケアサービス 常勤監査役就任 2013年4月 株式会社ジャパンケアブレン 代表取締役社長就任 2015年7月 ナースコール株式会社入社 2016年1月 同社 執行役員就任 2017年1月 日本ホスピス株式会社 取締役 経営企画本部長就任 2017年8月 同社 取締役 内部監査室長就任 2020年6月 当社 常勤監査役就任(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外監査役	田口 昌宏	1972年3月23日生	1995年4月 株式会社TKC入社 2000年6月 石川会計事務所(現 エイム会計事務所)入社 2009年3月 EMZ総合会計事務所開設 EMZ株式会社設立 取締役就任 2009年8月 EMZ税理士法人 代表税理士就任 2009年12月 TZコンサルティング株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2009年12月 田口昌宏税理士事務所開設(現任) 2015年10月 TMG株式会社 取締役就任 2015年11月 東新重機販売株式会社 社外取締役就任(現任) 2019年1月 TMG株式会社 代表取締役就任(現任) 2021年6月 当社 社外監査役就任(現任) 2021年10月 株式会社キンライサー 社外取締役就任(現任) 2024年9月 株式会社ホサカホールディングス 社外取締役就任(現任)	(注)4	-
社外監査役	濱永 健太	1981年7月17日生	2008年9月 司法試験合格 2008年11月 最高裁判所司法研修所入所 2009年12月 弁護士登録 弁護士法人飛翔法律事務所入所 2015年5月 弁護士法人飛翔法律事務所 パートナー就任(現任) 2015年5月 優良派遣事業者認定制度、職業紹介優良事業者認定制度(厚生労働省委託事業)審査員就任(現任) 2015年5月 大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センターひまわり 登録弁護士(現任) 2015年12月 株式会社飛翔リーガルサービス 監査役就任(現任) 2022年4月 公益財団法人大阪産業局 大阪産業創造館 経営相談室 経営サポーター就任(現任) 2023年6月 当社 社外監査役就任(現任) 2025年5月 学校法人西口学園 評議員就任(現任) 2025年6月 学校法人奈良立正芸術学院 関西文化芸術高等学校 評議員就任(現任) 2026年6月 株式会社ハンワ 社外監査役就任(現任)	(注)4	-
計					2,314,300

(注)1. 取締役 佐藤香織は、社外取締役であります。

2. 監査役 稲津隆夫、田口昌宏、濱永健太は社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2025年8月29日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、2025年8月29日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

5. 代表取締役社長 西村賢治の所有株式数は、資産管理会社である株式会社ウエストが所有する株式数を含んでおります。

6. 取締役 石川敬啓の所有株式数は、資産管理会社である株式会社ストーンが所有する株式数を含んでおります。

## 社外役員の状況

佐藤香織取締役、稲津隆夫常勤監査役、田口昌宏監査役、濱永健太監査役の4名は社外役員に該当します。また、佐藤香織取締役、稲津隆夫常勤監査役、田口昌宏監査役、濱永健太監査役が独立役員に該当します。社外役員選任のための独立性に関する基準や方針については特段定めておりませんが、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にして、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任しております。

独立役員として届出る予定の4名のうち、社外取締役である佐藤 香織については、鳥飼総合法律事務所所属の弁護士です。コンプライアンス、ガバナンス整備、内部統制等の企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な知識と経験に基づき、独立した立場から客観的かつ公正な立場で監視、助言していただけると判断し、社外取締役として選任いたしました。

社外監査役である稲津 隆夫は、民間企業等において取締役や監査役、内部監査室、医療法人・社会福祉法人の理事等を歴任しており、他社の監査役として培った監査に関する専門的な知識、経験等を当社監査体制の強化に活かして、当社の監査業務を十分に果たせるものと判断し、選任しております。

社外監査役である田口 昌宏は、TZコンサルティング株式会社代表取締役です。税理士としての豊富な経験と幅広い知見から主に会計及び税務の適正を確保するための助言を行うことを主に、専門的な知識、経験等を当社監査体制の強化に活かして、当社の監査業務を十分に果たせるものと判断し、選任しております。

社外監査役である濱永 健太は、飛翔法律事務所の共同代表を務める弁護士です。規模や業種を問わず様々な企業の経営について法的な面から支援いただけると判断し、選任しております。

なお、社外取締役及び社外監査役と当社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。

## 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会及びその他会議に出席し、取締役会における監査役の意見や内部統制の評価結果の報告などを踏まえて、意見を述べることにより、業務執行から独立した立場からの経営監督機能を果たしております。また、定期的に常勤監査役及び内部監査担当者から内部監査の状況や監査役監査の状況及び会計監査の状況等について情報共有しております。

社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席し、客観的かつ独立的な立場から意見を述べるほか、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、監督機能の強化に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されており、社外監査役田口昌宏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役は事業を展開する上でコンプライアンス体制の適正運用のモニタリング並びに企業不祥事の発生防止、当社の持続的な成長の確保、社会的信頼に応えるコーポレート・ガバナンスの確立等を基本方針として、コンプライアンス・プログラムの運用適正化、リスク管理のための体制整備状況とその有効性の評価、文書の保存・管理体制の整備状況の確認とその有効性の評価、拠点のコンプライアンスを重点項目として、取締役会等重要な会議に出席、取締役及び幹部のヒアリング、契約書や稟議書などの重要書類査閲・拠点の往査を実施しております。

各監査役の当事業年度に開催した監査役会への出席状況は、次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
稲津 隆夫	16回	16回
田口 昌宏	16回	16回
濱永 健太	16回	16回

内部監査の状況

当社は代表取締役直轄の内部監査室3名にて内部監査を実施しております。なお、小規模組織であることを鑑み、専任の内部監査担当者は設置せず、内部監査室に所属をする3名の内部監査担当者は、人事総務部及び経営企画部に所属しており、相互監査が可能な体制を採っております。

内部監査は、以下5項目を基本方針としております。

- ・ 諸規程及び各種マニュアルの遵守状況を確認し、各部門における管理体制整備及び適切かつ効率的な業務運用を促進する。
- ・ 関連法令への遵守状況及び各種委員会の開催状況を確認し、製品・サービスの品質向上を促進するとともに全社的なコンプライアンス体制の確立を促進する。
- ・ 一般に公正妥当と認められる会計処理に則り財務諸表等が作成されているか、経理規程に基づき適切に経理業務が遂行されているかを確認することにより、財務報告の信頼性を確保するための体制整備を促進する。
- ・ 監査役との連携を密にすることにより、情報共有と監査の効率化を促進する。
- ・ 内部統制の体制とシステムが適正に整備されていることを確認する。

内部監査にあたっては、「内部監査規程」に基づき内部監査計画を策定し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び社内規程等に適合し、効果的効率的に行われていることを確認しております。監査の結果については代表取締役社長に報告をするとともに、必要に応じて改善指示を行い、改善指示を行った際には改善結果を確認するフォローアップ監査を実施しております。また、代表取締役社長のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行うことができる体制を構築しており、内部監査の実効性の確保に努めております。

そして内部監査担当は、監査役と意見交換、情報の共有により連携を深め、追加で調査する必要と認められる案件、迅速に処理すべき案件等を見極め合理的な監査に努めております。また、監査法人に対しても、監査役を含めた三者間で四半期ごとに会合を開催し、課題・改善事項等の情報共有を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

b. 継続監査期間

5年間

c. 業務を執行した公認会計士

田村 仁

宮脇 裕樹

d. 監査業務に係る補助者の構成  
公認会計士3名、その他10名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は明確に監査法人の選定方針を定めてはおりませんが、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性及び監査報酬等を総合的に勘案し監査法人を選定しております。

また、当社は以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の方針を定めております。

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っています。現監査法人について、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生はなく、会計監査人の職務の遂行に支障がないと評価しております。

#### 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
18,000	-	21,000	1,500

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

当社における非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成の業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査法人に対する報酬の決定に関する方針は、監査計画に基づく監査報酬の見積り内容(監査業務に係る人数や日数等)を確認し、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提出した監査法人に対する報酬等に対して、監査計画、監査日数、当社の規模・特性等を勘案し、それらの妥当性について監査役会で検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行うことが相当と判断いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等について、「取締役の報酬等の基本方針」として取締役会において決議した内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、当社の業績及び株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責の重さと成果を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役である代表取締役社長並びに業務執行取締役及び監督機能を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等（金銭報酬）により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の実績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を月例の固定報酬と合わせて支給する。目標となる業績指標とその値は、原則として、中期経営計画あるいは当社が設定した中期的連結営業利益目標と整合するよう計画策定時に設定し、但し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役及び取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえて決定するものとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

業務執行取締役である代表取締役社長及び取締役の報酬額及び種類別の報酬については、上記報酬決定の基本方針及び個別方針に従い、業務執行取締役である代表取締役社長が報酬額の総額を含めた報酬案を策定する。その後、取締役会において報酬の総額（基本報酬及び業績連動報酬等がある場合にはそれぞれの報酬の総額）及び時期、又は条件その他重要事項がある場合にはその内容を決議し、各取締役の個人別の具体的な内容については業務執行取締役である代表取締役社長に一任する。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績連動報酬の額とする。

当社の取締役報酬の限度額は、2020年6月30日開催の臨時株主総会の決議により年額2億円以内（決議時点の取締役の員数は5名）、監査役報酬の限度額は2021年6月25日開催の株主総会の決議により年額5千万円以内（決議時点の監査役の員数は1名）と決定しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬につきましては、2021年6月25日開催の取締役会において決議された「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」において代表取締役社長に一任されております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績連動報酬の額とされております。なお、報酬の決定につきましては、代表取締役社長が報酬案を事前に業務執行を有しない取締役2名（うち社外取締役1名）と常勤監査役1名（社外監査役）と協議の上、決定をしております。

また、当事業年度における監査役の個人別の報酬につきましては、株主総会において決議された報酬等の上限額の範囲内で、監査役会において決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役 を除く)	87,750	87,750	-	-	-	5
監査役 (社外監査役 を除く)	-	-	-	-	-	0
社外役員	16,800	16,800	-	-	-	4

役員ごとの報酬等の総額等

役員ごとの報酬等の総額は、報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載を省略しております。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は純投資目的以外の、事業上の何らかの便益を得ることを目的とした場合であっても、株式投資は原則として行わない方針であります。ただし、その便益やリスクが資本コストに見合うと判断できる場合については投資可能とし、また保有株式においても個別銘柄ごとに便益やリスクが資本コストに見合うかなどの観点から保有の合理性を検証し、取締役会において保有の適否を報告しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 5【従業員の状況等】

### (1)【人材戦略に関する基本方針等】

#### 1. 人材戦略に関する基本方針

当社は、「自分をおもいやり、人をおもいやり、その先をおもいやる。」という企業理念のもと、従業員一人ひとりの専門性と支援技術こそが企業価値および社会的価値の源泉であると位置づけています。

特に、障害者雇用支援サービスを提供する当社においては、支援技術の高度化、働きがいの向上、そして多様な人材が活躍できる環境整備を人材戦略の中心に据え、事業成長と社会的価値の創出を両立する組織づくりを推進しています。

当社は、支援サービスの質を高めるため、従業員のキャリア形成支援、ワークライフバランスの確保、育児・介護と仕事の両立支援、そして多様性を尊重する組織文化の醸成に取り組み、持続的な企業価値向上を図ります。

#### 1-2. 重点取組領域

当社は、企業戦略と連動した人材戦略として、以下の重点領域を設定しています。

##### (1) 専門性・支援技術の向上

障害者雇用支援に関する専門知識・支援技術の向上を目的に、研修体系の整備、社内資格制度、事例共有の仕組みを強化し、支援サービスの質向上と利用者満足度の向上を図る。

##### (2) 働きがい・エンゲージメントの向上

従業員が自らの成長を実感し、働きがいを持って業務に取り組めるよう、評価制度の透明性向上、キャリア形成支援、コミュニケーション活性化施策を推進する。

##### (3) 多様性・インクルージョンの推進

当社の理念に基づき、多様なバックグラウンドを持つ人材が活躍できる環境を整備する。

特に女性管理職比率の向上、障害のある従業員の活躍支援、柔軟な働き方の推進に取り組む。

##### (4) 健康・安全・労働環境の整備

従業員の心身の健康を守ることを重要な経営課題と位置づけ、労働時間管理の徹底、メンタルヘルス支援、産業医体制の強化を進める。

##### (5) 採用力強化・離職率低減

事業拡大に伴う人材確保に向け、採用チャネルの多様化、オンボーディング強化、離職率10%以内の維持を目標とした定着施策を推進する。

#### 1-3. 人材に関する指標と目標(KPI)

当社は、人材戦略の実効性を高めるため、以下のKPIを設定しています。

KPI	目標値	実績値	要因分析
離職率	10%以内	7.3%	働きがい向上や定着支援の取り組みが進み、離職が抑えられたため
女性管理職比率	30%以上	36.7%	女性の活躍支援を継続したことで、管理職登用が着実に進んだため
育児休業取得率	男性50%・女性100%	男性100%・女性100%	育児支援制度の整備、及び周知をしたことで育児休業の取得が促進されたため
平均残業時間	15時間未満	15時間	労働時間管理の徹底により、残業を適正な水準で維持できたため
障害者雇用率	3.0%以上	3.4%	職場環境整備が進み、障害者雇用が安定して拡大したため

#### 2. 従業員給与等の決定方針

当社は、従業員が安心して働ける環境を整えることが、「自分をおもいやり、人をおもいやり、その先をおもいやる。」という理念の実現に不可欠であるとの考えから、適切な処遇改善を人的資本投資の重要な要素として位置づけています。2024年4月からは、従業員の貢献に応えるための期末賞与制度および専門性向上を後押しする資格手当の拡充を実施しました。さらに、2026年4月からは、物価上昇による生活負担の増加に対応するため、物価高騰手当を支給し、従業員の生活安定を支援しています。

当社は、これらの施策に加え、支援技術の高度化や労働市場動向を踏まえた賃金体系の見直しを継続的に行うことで、従業員が安心して長期的に働ける環境を整備し、企業価値の持続的向上につなげていきます。

#### 2-2. 賃金体系・評価制度の考え方

当社は、従業員の成長と貢献を適切に評価し、公正な処遇を実現するため、以下の賃金・評価制度を運用しています。

- ・ 職務・役割に応じた給与水準を設定
- ・ 年度ごとの評価により、成果・行動・専門性を総合的に評価

- ・評価者研修の実施により、公平性・一貫性を確保
- ・評価結果は昇給に反映

### 2-3. 処遇改善の取り組み

当社は、従業員の生活安定と働きがい向上を目的に、以下の処遇改善施策を実施しています。

- ・期末賞与制度の導入（2024年4月～）
- ・資格手当の新設（2024年4月～）
- ・物価高騰手当の支給（2026年4月～）
- ・市場水準や物価動向を踏まえた賃金体系の継続的見直し

これらの施策を通じて、従業員が安心して長期的に働ける環境を整備し、企業価値の持続的向上につなげていきます。

(2) 【従業員の状況】  
提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
420	34.6	3.7	4,325,863	1.9

セグメントの名称	従業員数(人)
障害者雇用支援サービス事業	326 (32)
報告セグメント計	326 (32)
その他	17 (0)
全社(共通)	77 (16)
合計	420 (48)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 平均年齢及び平均勤続年数、平均年間給与の数値には、出向者及び臨時従業員の数値は含まれておりません。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります(2025年4月1日～2026年3月31日の期間で算出)。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、障害者雇用支援サービス事業及び障害者福祉事業以外の主に管理部門の従業員であります。
5. その他の内容は障害者福祉事業であります。
6. 当事業年度において、従業員数は前事業年度末に比べ48名増加しております。これは主として、事業拡大に伴うサービス提供体制の強化を目的として新規採用を積極的に実施したことによるものであります。

労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好に推移しております。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

当事業年度					補足説明
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の額の差異(%) (注)1			
		全労働者	正規雇用労働者	非正規雇用労働者	
36.7	100.0	75.1	81.7	84.0	-

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、監査法人との連携や、会計専門書籍の購入並びに各種団体等が主催するセミナーに積極的に参加しております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,216,455	2,327,272
売掛金	585,588	642,541
貯蔵品	155	4,041
商品及び製品	80,274	68,658
前払費用	162,186	188,845
その他	7,495	31,417
流動資産合計	2,052,156	3,262,775
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	4,019,252	5,348,179
減価償却累計額	1,034,595	1,327,524
建物附属設備(純額)	2,984,657	3,402,654
構築物	1,285	2,027
減価償却累計額	21	134
構築物(純額)	1,264	1,893
機械装置及び運搬具	35,225	89,392
減価償却累計額	7,569	21,185
機械装置及び運搬具(純額)	27,656	68,207
工具、器具及び備品	209,802	297,250
減価償却累計額	135,824	176,317
工具、器具及び備品(純額)	73,978	120,932
リース資産	47,548	47,548
減価償却累計額	36,227	43,019
リース資産(純額)	11,320	4,528
その他	31,417	46,564
減価償却累計額	23,693	32,299
その他(純額)	7,723	14,264
建設仮勘定	9,138	12,262
有形固定資産合計	3,115,739	4,242,743
無形固定資産		
ソフトウェア	33,740	25,132
無形固定資産合計	33,740	25,132
投資その他の資産		
出資金	200	200
敷金及び保証金	413,799	499,328
長期前払費用	12,741	18,283
繰延税金資産	-	159,928
その他	8,763	8,763
投資その他の資産合計	435,503	686,503
固定資産合計	3,584,983	4,954,379
資産合計	5,637,140	8,217,154

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	49,528	61,167
短期借入金	1 600,400	1 823,650
1年内償還予定の社債	14,000	14,000
1年内返済予定の長期借入金	526,114	627,756
リース債務	7,471	4,981
未払金	306,303	233,380
未払費用	169,530	196,032
未払法人税等	84,000	132,900
前受金	2 145,104	2 172,957
預り金	583	1,426
賞与引当金	96,895	137,624
その他	44,971	45,419
<b>流動負債合計</b>	<b>2,044,904</b>	<b>2,451,295</b>
<b>固定負債</b>		
社債	65,000	51,000
長期借入金	2,087,264	3,026,139
リース債務	4,981	-
資産除去債務	644,360	800,344
繰延税金負債	49,228	-
その他	8,321	6,959
<b>固定負債合計</b>	<b>2,859,156</b>	<b>3,884,443</b>
<b>負債合計</b>	<b>4,904,061</b>	<b>6,335,739</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	299,960	657,435
資本剰余金		
資本準備金	199,960	557,435
資本剰余金合計	199,960	557,435
<b>利益剰余金</b>		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	233,159	666,545
利益剰余金合計	233,159	666,545
<b>株主資本合計</b>	<b>733,079</b>	<b>1,881,415</b>
<b>純資産合計</b>	<b>733,079</b>	<b>1,881,415</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>5,637,140</b>	<b>8,217,154</b>

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
売上高	1 4,470,909	1 5,599,179
売上原価	2,829,574	3,491,921
売上総利益	1,641,334	2,107,257
販売費及び一般管理費	2 1,378,263	2 1,656,595
営業利益	263,070	450,662
営業外収益		
受取利息及び配当金	620	2,615
雇用調整助成金	1,131	667
その他	8,203	5,259
営業外収益合計	9,954	8,542
営業外費用		
支払利息	34,920	59,282
上場関連費用	-	16,266
その他	9,111	9,305
営業外費用合計	44,032	84,853
経常利益	228,993	374,351
特別損失		
固定資産除却損	3 770	3 941
減損損失	4 1,691	-
抱合せ株式消滅差損	5 3,750	-
特別損失合計	6,213	941
税引前当期純利益	222,779	373,409
法人税、住民税及び事業税	84,638	149,181
法人税等調整額	5,938	209,157
法人税等合計	78,699	59,976
当期純利益	144,079	433,386

## (売上原価明細書)

区分	注記 番号	前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)		当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
労務費		1,071,293	42.9	1,254,280	41.7
経費		1,424,665	57.1	1,756,168	58.3
合計		2,495,958	100.0	3,010,449	100.0
期首商品棚卸高		89,685		80,275	
当期商品仕入高		324,205		469,855	
期末商品棚卸高		80,275		68,658	
売上原価合計		2,829,574		3,491,921	

## 原価計算の方法

当社の原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日) (千円)	当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日) (千円)
水道光熱費	178,533	203,972
消耗品費	102,815	153,766
地代家賃	691,352	802,336
減価償却費	262,217	366,468

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	299,960	199,960	199,960	89,079	89,079	588,999	588,999
当期変動額							
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	144,079	144,079	144,079	144,079
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	144,079	144,079	144,079	144,079
当期末残高	299,960	199,960	199,960	233,159	233,159	733,079	733,079

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	299,960	199,960	199,960	233,159	233,159	733,079	733,079
当期変動額							
新株の発行	357,475	357,475	357,475	-	-	714,950	714,950
当期純利益	-	-	-	433,386	433,386	433,386	433,386
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	357,475	357,475	357,475	433,386	433,386	1,148,336	1,148,336
当期末残高	657,435	557,435	557,435	666,545	666,545	1,881,415	1,881,415

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	222,779	373,409
減価償却費及びその他の償却費	287,830	387,660
減損損失	1,691	-
賞与引当金の増減額(は減少)	24,778	40,728
受取利息及び受取配当金	620	2,615
支払利息	34,920	64,204
資産除去債務履行差額(は益)	-	559
固定資産除却損	-	941
売上債権の増減額(は増加)	46,141	56,953
棚卸資産の増減額(は増加)	9,410	11,616
仕入債務の増減額(は減少)	44,484	11,639
未払金の増減額(は減少)	23,346	17,035
未払消費税等の増減額(は減少)	29,272	2,488
未払事業税の増減額(は減少)	4,166	8,726
その他	22,490	6,325
小計	553,172	853,116
利息及び配当金の受取額	620	2,615
利息の支払額	36,186	60,636
法人税等の支払額	49,796	109,007
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>467,808</b>	<b>686,088</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
貸付けによる支出	2,763	-
貸付金の回収による収入	3,336	-
有形固定資産の取得による支出	685,768	1,421,905
無形固定資産の取得による支出	5,946	4,696
資産除去債務の履行による支出	-	3,440
敷金及び保証金の預入による支出	155,889	91,697
敷金及び保証金の解約による収入	525	2,092
その他	16,139	4,125
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>862,645</b>	<b>1,515,522</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	394,000	687,000
短期借入金の返済による支出	311,606	463,750
長期借入れによる収入	756,000	1,670,000
長期借入金の返済による支出	398,731	629,483
社債の償還による支出	14,000	14,000
リース債務の返済による支出	7,471	7,471
株式の発行による収入	-	697,955
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>418,191</b>	<b>1,940,251</b>
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	23,354	1,110,816
現金及び現金同等物の期首残高	1,193,101	1,216,455
現金及び現金同等物の期末残高	1,216,455	2,327,272

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については定額法によっております。また、一括償却資産については3年間の均等償却を実施しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物附属設備	3～18年
・構築物	15年
・機械装置及び運搬具	2～8年
・工具、器具及び備品	1～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては以下のとおりであります。

・自社利用：社内における利用可能期間に基づく定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・自社利用のソフトウェア	5年
--------------	----

##### (3) リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### (1) IBUKI及びBYSN、INCLUサービス利用料、植物栽培装置レンタル料

当社の運営する障害者雇用支援施設における日常的サービス提供料については、契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね1か月以内に受領しております。

##### (2) IBUKI、BYSN及びINCLUの採用支援料

当社の運営する障害者雇用支援施設における顧客の障害者及び管理者の採用支援サービスについては、当該障害者及び管理者が顧客に雇用された時点で履行義務が充足したものとしています。一方、当該採用支援サービスに係る対価は、採用後一定期間内に退職が生じた場合に補充採用を行う契約条件が付されており、実質的に退職率に応じて対価が変動する性質を有しております。このため、当該対価については、過去の退職実績に基づき将来の退職率を見積もり、将来の不確実性が解消された際に重要な収益の減額が生じない可能性が高いと認められる範囲で収益を認識しております。なお、対価については、契約開始月末に請求してから概ね1か月以内に受領しており、期末時点で未充足の残高については、契約負債（貸借対照表上は前受金）として計上しております。

(3) IBUKI、BYSNの初期研修料

当社の運営する障害者雇用支援施設における顧客の障害者及び管理者の初期研修サービスについては、当該障害者及び管理者の入社初月に初期研修を行った時点で履行義務が充足しています。一方、当該初期研修サービスに係る対価は、採用後一定期間内に退職が生じた場合に補充採用された障害者又は管理者に対して初期研修を実施する契約条件が付されており、実質的に退職率に応じて変動する性質を有しております。このため、当該対価については、過去の退職実績等に基づき将来の退職率を見積もり、将来の不確実性が解消された際に重要な収益の減額が生じない可能性が高い範囲で収益を認識しております。なお、対価については、初期研修が実施された月末に請求してから概ね1か月以内に受領しており、期末時点で未充足の残高については、契約負債（貸借対照表上は前受金）として計上しております。

(4) IBUKI植物栽培装置、BYSN焙煎機の販売

IBUKI施設内で顧客が使用する植物栽培装置及びBYSN施設内で顧客が使用する焙煎機（以下「商品」という。）の販売については、当該商品の受け渡しにより当該財に対する支配が顧客に移転した時点が履行義務の充足時点であり、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね1か月以内に受領しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産について)

(1) 財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	-	159,928
繰延税金負債	49,228	-

(注)上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

(2) 識別した項目にかかる会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異に対して、将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で計上しております。

主要な仮定

繰延税金資産の計上について、事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積り、将来の課税所得が生じる可能性の判断を行っております。課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、将来の販売予測、原材料価格等の変動であります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合は、回収可能性の見直しを行い繰延税金資産の修正を行うため、当期純損益が変動する可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
減損損失	1,691	-
有形固定資産	3,115,739	4,242,743

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法

当社が保有する有形固定資産は、主に、障害者雇用支援サービスで使用しているものであります。当該サービスでは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、施設別に固定資産のグルーピングを行っております。期末日ごとに減損の兆候の有無を判定し、資産グループに減損の兆候があると判断した場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とその帳簿価額との比較を行い、減損損失を認識すべきであると判断した場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、当事業年度においては、障害者雇用支援サービス事業の施設（有形固定資産94,240千円）にて減損の兆候があると認められたため、減損損失の認識の要否を判断しております。検討の結果、当該資産グループについて割引前将来キャッシュ・フローがその帳簿価額を上回ると判断されたため、減損損失の認識は不要と判断しております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローについては、市場の動向などに基づき策定された事業計画を基礎として算出しております。当該計画値は法定雇用率の上昇に伴う需要の増加や解約見込み、新規取引先及び既存取引先の受注見込数等を総合的に判断して策定されています。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記の主要な仮定は、当社を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴うものであります。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当事業年度末において減損損失の計上を不要と判断した資産グループについて、減損損失を計上する必要が生じる可能性があります。

( 会計方針の変更 )

該当事項はありません。

( 未適用の会計基準等 )

( リースに関する会計基準等 )

- ・ 「リースに関する会計基準」( 企業会計基準第34号 2024年9月13日 )
- ・ 「リースに関する会計基準の適用指針」( 企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 )

( 以下、「リースに関する会計基準」と「リースに関する会計基準の適用指針」を合わせて、「リース会計基準等」という。 )

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

( 1 ) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

( 2 ) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定です。

( 3 ) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は、現時点で評価中です。

( 後発事象に関する会計基準等 )

- ・ 「後発事象に関する会計基準」( 企業会計基準第41号 2026年1月9日 )
- ・ 「後発事象に関する会計基準の適用指針」( 企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 )

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

( 1 ) 概要

本会計基準等は、決算日後に発生する後発事象について、監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号で示されていた「修正後発事象についての基本的な考え方」および「開示後発事象についての基本的な考え方」を踏襲した上で、その定義および範囲、修正後発事象と開示後発事象の区分ならびにそれぞれの会計処理および開示の取扱いを定めるものです。

また、後発事象の評価期間の末日を財務諸表の公表の承認日とすることを原則とするとともに、財務諸表の公表の承認日に関する注記の導入等が要求されています。

( 2 ) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定です。

( 3 ) 当該会計基準等の適用による影響

「後発事象に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は、現時点で評価中です。

( 表示方法の変更 )

( 貸借対照表 )

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「貯蔵品」は、明瞭性を高めるため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた7,651千円は、「貯蔵品」155千円、「その他」7,495千円として組み替えております。

前事業年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めていた「構築物」及び「機械装置及び運搬具」は、明瞭性を高めるため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「有形固定資産」の「その他」に含めていた67,928千円、「減価償却累計額」31,284千円、「その他（純額）」36,644千円は、「有形固定資産」の「構築物」1,285千円、「減価償却累計額」21千円、「構築物（純額）」1,264百万円、「機械装置及び運搬具」35,225千円、「減価償却累計額」7,569千円、「機械装置及び運搬具（純額）」27,656千円、「その他」31,417千円、「減価償却累計額」23,693千円、「その他（純額）」7,723千円として組替えております。

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「出資金」及び「長期前払費用」は、明瞭性を高めるため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた21,704千円は、「出資金」200千円、「長期前払費用」12,741千円、「その他」8,763千円として組み替えております。

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「預り金」は、明瞭性を高めるため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた45,555千円は、「預り金」583千円、「その他」44,971千円として組み替えております。

(有価証券明細表)

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行(前事業年度は3行、当事業年度は3行)と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	400,000千円	500,000千円
借入実行残高	400,000千円	500,000千円
差引額	-	-

2 前受金のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
契約負債	145,090千円	172,942千円

3 固定資産の圧縮記帳

国庫補助金の受入れにより、取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。なお、国庫補助金の受入れによる収入と固定資産圧縮損を相殺表示して損益計算書を作成しております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物附属設備	-	20,000千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度2.3%、当事業年度1.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度97.7%、当事業年度98.1%であります。  
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
給料及び手当	466,960千円	592,619千円
支払手数料	163,204	199,249
賞与引当金繰入額	10,613	28,133
減価償却費	4,810	4,237

- 3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
建物附属設備	770千円	777千円
工具、器具及び備品	-	164
計	770	941

#### 4 減損損失

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

##### （1）減損損失を認識した資産

種類	用途・場所	金額
建物附属設備	施設・埼玉県さいたま市	1,039千円
工具、器具及び備品	施設・埼玉県さいたま市	323
その他	施設・東京都渋谷区	124
	施設・埼玉県さいたま市	204

##### （2）減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産については、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったことから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

##### （3）資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、施設別に固定資産のグルーピングを行っております。

##### （4）回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。また、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）  
該当事項はありません。

5 抱合せ株式消滅差損の内容は次のとおりであります。

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

当社の連結子会社であった株式会社スタートライン・プラネットを吸収合併したため、抱合せ株式消滅差損として3,750千円を計上いたしました。

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）  
該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,512,000	-	-	2,512,000
合計	2,512,000	-	-	2,512,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
		当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとしての 第1回新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての 第2回新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての 第3回新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,512,000	1,619,000	-	4,131,000
合計	2,512,000	1,619,000	-	4,131,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

新規上場に伴うブックビルディング方式による募集 1,400,000株

オーバーアロットメントによる第三者割当増資 219,000株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
		当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとしての 第1回新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての 第2回新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての 第3回新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
現金及び預金勘定	1,216,455千円	2,327,272千円
現金及び現金同等物	1,216,455	2,327,272

2 重要な非資金取引の内容

資産除去債務

重要な資産除去債務の計上額は、財務諸表「注記事項（資産除去債務関係）」をご参照ください。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

主としてIBUKI事業における建物（建物附属設備）であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1年内	44,888	79,171
1年超	126,703	548,578
合計	171,591	627,750

(注) 定期建物賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行から調達しております。資産運用については短期的な預金等に限定しております。またデリバティブ取引等の投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金はそのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務、支払委託契約に係る長期未払金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後9年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金は、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金	415,836	410,849	4,987
資産計	415,836	410,849	4,987
(1) 長期借入金 1	2,613,378	2,583,838	29,540
(2) リース債務 2	12,453	12,716	263
(3) 社債 1	79,000	79,000	-
(4) 長期未払金 1	8,132	8,132	-
負債計	2,712,964	2,683,687	29,276

1. 1年以内返済予定の長期借入金、社債、未払金を含んでおります。

2. リース債務（流動負債）を含んでおります。

3. 「現金」については現金であるため、「預金」、「売掛金」、「前払費用」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「前受金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2026年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 敷金及び保証金	499,328	488,343	10,985
資産計	499,328	488,343	10,985
(1) 長期借入金 1	3,653,895	3,611,610	42,285
(2) リース債務 2	4,981	5,026	45
(3) 社債 1	65,000	65,000	-
負債計	3,723,877	3,681,637	42,239

1. 1年以内返済予定の長期借入金、社債を含んでおります。

2. リース債務（流動負債）を含んでおります。

3. 「現金」については現金であるため、「預金」、「売掛金」、「前払費用」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「前受金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額  
前事業年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,216,455	-	-	-
売掛金	585,588	-	-	-
敷金及び保証金	90,522	320,814	-	4,500
合計	1,892,566	320,814	-	4,500

当事業年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,327,272	-	-	-
売掛金	642,541	-	-	-
敷金及び保証金	200,136	277,446	4,500	17,245
合計	3,169,950	277,446	4,500	17,245

4. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
前事業年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	600,400	-	-	-	-	-
長期借入金	526,114	519,568	402,002	326,168	321,898	517,628
リース債務	7,471	4,981	-	-	-	-
社債	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	9,000
長期未払金	3,701	3,790	640	-	-	-
合計	1,151,686	542,340	416,642	340,168	335,898	526,628

当事業年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	823,650	-	-	-	-	-
長期借入金	627,756	768,190	522,096	546,290	452,590	736,973
リース債務	4,981	-	-	-	-	-
社債	14,000	14,000	14,000	14,000	9,000	-
合計	1,470,387	782,190	536,096	560,290	461,590	736,973

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
前事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 敷金及び保証金	-	410,849	-	410,849
資産計	-	410,849	-	410,849
(1) 長期借入金 （1年以内の長期借入金含む）	-	2,583,838	-	2,583,838
(2) リース債務	-	12,716	-	12,716
(3) 社債	-	79,000	-	79,000
(4) 長期未払金	-	8,132	-	8,132
負債計	-	2,683,687	-	2,683,687

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1) 長期借入金、(2) リース債務、(3) 社債、(4) 長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 敷金及び保証金	-	488,343	-	488,343
資産計	-	488,343	-	488,343
(1) 長期借入金 （1年以内の長期借入金含む）	-	3,611,610	-	3,611,610
(2) リース債務	-	5,026	-	5,026
(3) 社債	-	65,000	-	65,000
負債計	-	3,681,637	-	3,681,637

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1) 長期借入金、(2) リース債務、(3) 社債

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社従業員 151名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 130,000株	普通株式 119,600株
付与日	2021年1月22日	2021年1月22日
権利確定条件	付与日(2021年1月22日)以降、権利確定日(2023年1月21日)まで継続して勤務していること。	付与日(2021年1月22日)以降、権利確定日(2023年1月21日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2021年1月22日 至2023年1月21日	自2021年1月22日 至2023年1月21日
権利行使期間	自2023年1月22日 至2030年1月21日	自2023年1月22日 至2030年1月21日

	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 36名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 60,000株
付与日	2025年1月17日
権利確定条件	付与日(2025年1月17日)以降、権利確定日(2027年1月16日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2025年1月17日 至2027年1月16日
権利行使期間	自2027年1月17日 至2035年1月16日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2022年11月7日開催の臨時取締役会により、2022年11月25日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2026年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	130,000	95,800
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	7,000
未行使残	130,000	88,800

	第3回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	60,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	60,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2022年11月7日開催の臨時取締役会により、2022年11月25日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	193	193
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,300
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2022年11月7日開催の臨時取締役会により、2022年11月25日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は第1回新株予約権及び第2回新株予約権は修正純資産法と株価倍率法の折衷により算出し、第3回新株予約権はDCF法により算出し決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

69,359千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- 千円

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2025年 3月31日 )	当事業年度 ( 2026年 3月31日 )
繰延税金資産		
資産除去債務	211,066千円	260,532千円
賞与引当金	29,417	43,007
未払事業税	8,116	12,225
減損損失	5,351	6,109
その他	13,340	13,554
繰延税金資産小計	267,293	335,429
評価性引当額 ( 注 )	169,485	-
繰延税金資産合計	97,807	335,429
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	142,284	175,501
その他	4,752	-
繰延税金負債合計	147,036	175,501
繰延税金資産 ( 負債 ) の純額	49,228	159,928

( 注 ) 評価性引当額の変動は、主に資産除去債務に係る評価性引当額の減少によるものです。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 ( 2025年 3月31日 )	当事業年度 ( 2026年 3月31日 )
法定実効税率	30.4%	30.6%
( 調整 )		
住民税均等割	2.7	5.5
交際費等永久に損金算入されない項目	2.3	1.6
税率変更の影響額	-	0.4
法人税の特別控除	6.2	6.6
評価性引当額の増加又は減少 ( )	10.0	46.6
繰越欠損金控除	2.3	-
その他	1.5	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.3	16.1

( 持分法損益等 )

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

( 企業結合等関係 )

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

各事業所(本含む)の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間又は主要な設備の耐用年数のいずれか長い期間6年~18年と見積り、割引率は、使用見込期間に対応する国債の利回りとして0.03%~2.85%を使用して、資産除去債務の金額を算定しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
期首残高	571,561千円	647,788千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	73,725	151,074
時の経過による調整額	2,501	4,922
資産除去債務の履行による減少額	-	3,440
期末残高	647,788	800,344

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント	その他 (注)1	合計
	障害者雇用支援 サービス事業		
一時点で移転される財及びサービス	1,471,867	17	1,471,885
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	2,841,487	31,206	2,872,693
顧客との契約から生じる収益	4,313,354	31,224	4,344,579
その他の収益(注)2	126,330	-	126,330
外部顧客への売上高	4,439,684	31,224	4,470,909

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない障害者福祉事業であります。

2. 「その他の収益」は植物栽培装置のレンタル料であります。

当事業年度(自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント	その他 (注)1	合計
	障害者雇用支援 サービス事業		
一時点で移転される財及びサービス	1,973,513	2,112	1,975,626
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	3,437,825	40,553	3,478,378
顧客との契約から生じる収益	5,411,339	42,665	5,454,004
その他の収益(注)2	145,174	-	145,174
外部顧客への売上高	5,556,513	42,665	5,599,179

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない障害者福祉事業であります。

2. 「その他の収益」は植物栽培装置のレンタル料であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに  
当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び  
時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	539,446	585,588
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	585,588	642,541
契約負債(期首残高)	99,785	145,090
契約負債(期末残高)	145,090	172,942

契約負債は、主に障害者雇用支援サービス事業における前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は97,875千円であります。当事業年度中の契約負債残高について、重大な変動は発生しておりません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、障害者雇用支援、障害者福祉等の役務提供を主な事業としており、障害者雇用支援を、「障害者雇用支援サービス事業」、障害者福祉を「障害者福祉事業」とし、以上2事業を事業セグメントとしております。提供するサービスの特性、及び事業規模から、報告セグメントを「障害者雇用支援サービス事業」としてしております。当社の事業部はサービスごととなり、各事業部が連携を図ることで事業活動を展開しております。

「障害者雇用支援サービス事業」は、主に障害者雇用支援サービスとして、障害者雇用支援サービスサポート付きサテライトオフィス「INCLU」、屋内農園型障害者雇用支援サービス「IBUKI」及びロースタリー型障害者雇用支援サービス「BYSN」の運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載のとおりであります。

報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。

なお、当社は、内部管理上、事業セグメントに資産を配分しておりませんが、減価償却費は配分しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント	その他 (注) 1	調整額 (注) 2	合計
	障害者雇用 支援サービス事業			
売上高				
外部顧客への売上高	4,439,684	31,224	-	4,470,909
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	4,439,684	31,224	-	4,470,909
セグメント利益又は損失( )	1,398,698	76,095	1,059,532	263,070
セグメント資産	-	-	5,637,140	5,637,140
セグメント負債	-	-	4,904,061	4,904,061
その他の項目				
減価償却費	264,176	472	14,793	279,442
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	-	-	839,851	839,851

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、障害者福祉事業に該当いたします。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 1,059,532千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。また、全社費用は、当社の管理部門に関わる費用であります。

(2) 減価償却費の調整額14,793千円は、各報告セグメントに配分していない共用資産及び当社の管理部門の減価償却費であります。

(3) 資産及び負債はセグメント管理をしておりません。

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント	その他 (注) 1	調整額 (注) 2	合計
	障害者雇用 支援サービス事業			
売上高				
外部顧客への売上高	5,556,513	42,665	-	5,599,179
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	5,556,513	42,665	-	5,599,179
セグメント利益又は損失( )	1,790,746	72,580	1,267,503	450,662
セグメント資産	-	-	8,217,154	8,217,154
セグメント負債	-	-	6,335,739	6,335,739
その他の項目				
減価償却費	367,453	2,650	13,907	384,010
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	-	-	1,520,188	1,520,188

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、障害者福祉事業に該当いたします。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 1,267,503千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用

- であります。また、全社費用は、当社の管理部門に関わる費用であります。
- (2) 減価償却費の調整額13,907千円は、各報告セグメントに配分していない共用資産及び当社の管理部門の減価償却費であります。
- (3) 資産及び負債はセグメント管理をしておりません。

【関連情報】

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報  
製品及びサービスの区分が報告セグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。
2. 地域ごとの情報  
(1) 売上高  
本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。
- (2) 有形固定資産  
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。
3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
みずほリース株式会社	644,790	障害者雇用支援サービス事業

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報  
製品及びサービスの区分が報告セグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。
2. 地域ごとの情報  
(1) 売上高  
本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。
- (2) 有形固定資産  
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。
3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
みずほリース株式会社	756,918	障害者雇用支援サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

(単位：千円)

	障害者雇用 支援サービス事業	その他	全社	合計
減損損失	-	1,691	-	1,691

(注) 「全社」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

当事業年度（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】  
該当事項はありません。

( 関連当事者情報 )

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

( ア ) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主 ( 会社等の場合に限る。 ) 等  
該当事項はありません。

( イ ) 財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等  
該当事項はありません。

( ウ ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主 ( 個人の場合に限る。 ) 等  
当社と関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

前事業年度 ( 自2024年4月1日 至2025年3月31日 )

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 ( 千 円 )	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 ( 被所有 ) 割合 ( % )	関連 当事者 との 関係	取引 の内容	取引 金額 ( 千円 )	科目	期末残高 ( 千円 )
役員	西村賢治	-	-	当社代表 取締役 社長	( 所有 ) 直接 9.9 間接 17.0	債務 被保証	債務被保証 ( 注 ) 1	2,126,320	短期 借入金	50,000
									1年以内 の長期 借入金	293,274
									長期 借入金	1,210,264
							当社の不動産 賃貸借契約の 債務被保証 ( 注 ) 2	60,795	-	-

当事業年度 ( 自2025年4月1日 至2026年3月31日 )

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 ( 千 円 )	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 ( 被所有 ) 割合 ( % )	関連 当事者 との 関係	取引 の内容	取引 金額 ( 千円 )	科目	期末残高 ( 千円 )
役員	西村賢治	-	-	当社代表 取締役 社長	( 所有 ) 直接 5.8 間接 10.4	債務 被保証	当社の不動産 賃貸借契約の 債務被保証 ( 注 ) 2	33,603	-	-

- ( 注 ) 1 . 当社は銀行借入に対して代表取締役社長である西村賢治氏より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の契約時の借入金額を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
- 2 . 当社の本社及び一部の店舗の賃借料について債務保証を受けております。債務保証の取引金額は、債務保証を受けている物件の当事業年度の賃借料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
1株当たり純資産額	291.83円	455.44円
1株当たり当期純利益	57.36円	146.96円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	139.35円

- (注) 1. 前事業年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2025年12月22日東京証券取引所グロース市場に上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から当事業年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	当事業年度 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	144,079	433,386
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	144,079	433,386
普通株式の期中平均株式数(株)	2,512,000	2,949,068
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	160,989
(うち新株予約権(株))	(-)	(160,989)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	第3回新株予約権 新株予約権の数600個 (普通株式60,000株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	2,984,657	1,357,526	20,777	4,321,407	1,327,524	300,752	4,020,654
構築物	1,264	742	-	2,006	134	112	1,893
機械装置及び運搬具	27,656	54,166	-	81,823	21,185	13,616	68,207
工具、器具及び備品	73,978	87,808	128	161,658	176,317	40,725	120,932
リース資産	11,320	-	-	11,320	43,019	6,792	4,528
その他	7,723	15,247	-	22,971	32,299	8,706	14,264
建設仮勘定	9,138	1,175,812	1,172,688	12,262	-	-	12,262
有形固定資産計	3,115,739	2,691,304	1,193,594	4,613,449	1,600,481	370,706	4,242,743
無形固定資産							
ソフトウェア	33,740	4,696	-	38,436	44,710	13,304	25,132
ソフトウェア仮勘定	-	4,696	4,696	-	-	-	-
無形固定資産計	33,740	9,393	4,696	38,436	44,710	13,304	25,132
長期前払費用	12,741	31,776	8,774	35,743	29,465	17,460	18,283

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備	Diverse Village USHIKU開設	328,439千円
建物附属設備	BYSN ISEHARA ROASTERY開設	174,530千円
建物附属設備	BYSN TODA ROASTERY開設	169,891千円
建物附属設備	BYSN HACHIOJI ROASTERY開設	127,056千円
建物附属設備	BYSN HIGASHIOSAKA ROASTERY開設	115,974千円
建設仮勘定	Diverse Village USHIKU開設	343,939千円
建設仮勘定	BYSN TODA ROASTERY開設	185,340千円
建設仮勘定	Diverse Village NAGOYA開設	139,633千円
工具、器具及び備品	Diverse Village USHIKU開設	26,703千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建設仮勘定	Diverse Village USHIKU開設	343,939千円
建設仮勘定	BYSN TODA ROASTERY開設	185,340千円
建設仮勘定	Diverse Village NAGOYA開設	127,371千円

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 スタート ライン	第1回 無担保社債	2023年 9月29日	79,000 (14,000)	65,000 (14,000)	0.86	無し	2030年 9月29日
合計	-	-	79,000 (14,000)	65,000 (14,000)	-	-	-

- (注) 1.( )内書きは、1年以内の償還予定額であります。  
2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
14,000	14,000	14,000	14,000	9,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	600,400	823,650	1.65	-
1年以内に返済予定の長期借入金	526,114	627,756	1.82	-
1年以内に返済予定のリース債務	7,471	4,981	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,087,264	3,026,139	1.79	2027年～2035年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,981	-	-	-
その他有利子負債				
1年以内に返済予定の長期未払金	3,701	3,790	-	-
長期未払金(1年以内に返済予定のものを除く)	4,431	640		2027年
合計	3,234,364	4,486,958	-	-

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。  
2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分しているため、記載しておりません。  
3. 長期借入金の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	768,190	522,096	546,290	452,590

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	96,895	137,624	96,895	-	137,624

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 流動資産

## ア．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	63
預金	
普通預金	2,285,537
通知預金	41,671
小計	2,327,208
合計	2,327,272

## イ．売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
みずほリース株式会社	63,786
東京センチュリー株式会社	39,138
株式会社Y U A S A	25,553
三菱HCキャピタル株式会社	24,200
株式会社日本カードネットワーク	13,437
その他	476,425
合計	642,541

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ (B) 365
585,588	6,196,950	6,139,997	642,541	90.5	36

## ウ．貯蔵品

品目	金額(千円)
レンタル用備品(机)	2,400
レンタル用備品(椅子)	1,506
その他	133
合計	4,041

## エ．商品及び製品

品目	金額(千円)
焙煎機	34,434
コーヒー豆	15,553
植物栽培装置	7,766
その他	10,903
合計	68,658

固定資産

ア．敷金及び保証金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社第一ビルディング	53,775
株式会社ニッケンコーポレーション	31,332
株式会社天野屋倉庫	30,297
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	27,151
東京海上日動火災保険株式会社	23,926
その他	332,844
合計	499,328

流動負債

ア．買掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社ウエシマコーヒー	49,267
株式会社プラネット	8,969
株式会社日伝	1,133
その他	1,797
合計	61,167

イ．未払金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社システムデザイン	119,927
株式会社ワンステップ	10,813
株式会社大塚商会	8,636
牛久都市開発株式会社	7,985
セコム株式会社	4,574
その他	81,443
合計	233,380

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高（千円）	2,611,644	5,599,179
税引前中間（当期）純利益（千円）	104,668	373,409
中間（当期）純利益（千円）	62,580	433,386
1株当たり中間（当期）純利益（円）	24.91	146.96

(注) 当社は、2025年12月22日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、中間会計期間に係る半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間に係る中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により期中レビューを受けております。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://start-line.jp/">https://start-line.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権割当てを受ける権利
- (3) 会社法第166条第1項の規定に基づき、取得請求権付株式の取得を請求する権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類  
2025年11月19日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書  
2025年12月4日及び2025年12月12日関東財務局長に提出。  
2025年11月19日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 臨時報告書  
2025年12月22日及び2026年1月16日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（提出会社の主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月26日

株式会社スタートライン

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田村 仁  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮脇 裕樹  
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スタートラインの2025年4月1日から2026年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スタートラインの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

有形固定資産の減損損失の認識の要否の判定 【注記事項】(重要な会計上の見積り)固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2026年3月31日現在、貸借対照表に有形固定資産を4,242,743千円計上している。</p> <p>会社は、主に各施設をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行い、減損の兆候判定を行っている。減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから生み出される割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識する。</p> <p>当事業年度では、障害者雇用支援サービス事業の施設(有形固定資産94,240千円)に関して減損の兆候があると認められたため、会社は、減損損失の認識の要否の判定を実施したが、当該資産グループから生み出される割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回ると判断されたため、減損損失の認識は不要と判断している。</p> <p>上記の有形固定資産の減損損失の認識の要否の判定にあたっては、事業計画を基礎としている。事業計画では、複数の仮定が設定されており、そのうち、新規取引先及び既存取引先の受注見込数が重要な仮定である。</p> <p>新規取引先及び既存取引先の受注見込数については、不確実性が高く、経営者による重要な判断を伴うものである。そのため、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、有形固定資産の減損損失の認識の要否の判定について以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有形固定資産の減損損失の認識の要否の判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</li> <li>割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を評価するために、当該見積りの基礎とされた事業計画の実現可能性に関して、主に以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者雇用支援事業の経営環境について経営者に質問を行った。</li> <li>割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる将来の事業計画と取締役会にて承認されている資料との整合性を検討した。</li> <li>過年度に策定された事業計画と実績を比較した。また、当期の実績と次年度の事業計画を比較した。</li> <li>事業計画の見積りにおける重要な仮定である新規取引先及び既存取引先の受注見込数に関して、受注関連資料を閲覧し、案件の進捗状況を検討した。</li> </ul> </li> </ul>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。